

一関地区広域行政組合議会会議録

令和7年3月21日招集
第58回 定例会

一関地区広域行政組合議会

目 次

審議結果	5
議事日程	7
開会及び開議宣言	9
会議録署名議員の指名（菅原行奈君・沼倉憲二君）	9
会期の決定	9
施策の推進方針の表明	9
一般質問	12
☆ 岩 渕 典 仁 君	12
1 新最終処分場について	
(1) 新最終処分場の整備等に関する説明会の概要と今後の対応について伺う	
(2) 「新最終処分場」建設予定地とされている「千厩字北ノ沢」の撤回を求める要望書について伺う	
(3) 施設整備の進捗状況と今後の計画について伺う	
(4) 施設整備を進める上での課題について伺う	
(5) 「公金支出差止等請求事件」の経過と対応について伺う	
☆ 齋 藤 禎 弘 君	27
1 介護保険事業について	
高齢者の在宅介護を支える訪問介護サービス事業所が1つもない自治体が2024年末で全国107町村に上ることが、しんぶん赤旗の調査で明らかになった	
この半年間で、新たに10の町村でサービス事業所がゼロになった	
政府による2024年4月の介護報酬引下げ後、事業所の休廃止が加速している	
サービス提供がない空白地域では、高齢者が地域で暮らし続けることが難しくなっている	
身体介護や生活援助などのサービスは要介護者の在宅での生活を支える上で欠かせない重要なものである	
(1) 介護保険料の滞納状況と差押処分の状況について、近年の動向と併せて伺う	
(2) 第9期介護保険事業計画における保険料の設定についてどのように評価しているのか伺う	
(3) 第9期介護保険事業計画における施設整備の進捗状況を伺う	
(4) 訪問介護サービスの従事者1人当たりのサービス利用者数の推移について伺う	
(5) 訪問介護サービスの従事者の年代別従事者数について伺う	
(6) 訪問介護の報酬引下げによる影響について伺う	
(7) 介護離職の実態について伺う	
(8) 高齢者施設における新型コロナウイルス感染症のクラスター発生状況について伺う	
(9) 高齢者施設の新型コロナウイルス感染症対策について伺う	
☆ 千 葉 栄 生 君	39
1 新処理施設、新リサイクル施設及び新最終処分場への対応について	
令和7年度施策の推進方針骨子で人口減少が進行する中、一人ひとりが安心して生活	

できる環境を整備することが重要であるとしている

そこで以下の点について伺う

建設予定地への住民理解を得て進めるとしているが、第56回定例会以降に開催された説明会で出された意見と対応について伺う

- (1) 新処理施設、新リサイクル施設における説明会での意見と対応は
- (2) 新最終処分場における説明会での意見と対応は

2 一般廃棄物の減量化への取組について

リサイクルや分別は、構成市町と連携して3Rに向けた意識啓発を図り、資源化と減量化を推進するとしていることから、資源化と可燃ごみ減量化を推進する取組の状況について伺う

- (1) コンテナ等回収実証事業の検証状況は
- (2) 小型家電回収の実績と課題は

☆ 沼倉憲二君……………49

1 エネルギー回収型一般廃棄物処理施設等の建設・運営事業について

施設等の設計・建設・そして20年間の運営費の総額453億円の巨額の事業を一括発注するという（DBO方式）計画が示された

- (1) 一括発注する理由と工種ごとに発注する方法との違いは何か伺う
- (2) 施設整備のハード面と質の違う運営のソフト面を一括発注する理由について伺う
- (3) 20年間の運営費が総額約200億円と見込まれているが、この間の運営上の問題や継続できない場合の対応などについて組合と受注業者との関係について伺う
- (4) 20年間に人口が約4万人減少すると想定され、この間の維持修繕費も多額に上ると見込まれるが、今回の計画にどのように反映されているのかについて伺う
- (5) 今回の巨額の施設整備や運営に地元業者がどのように関わることができると想定しているのかについて伺う

2 一般廃棄物最終処分場整備計画について

- (1) 計画の最終処分場の整備が当初の完成時期に比べ2年後の令和11年3月末と2年以上延びるとの説明があったが、既存の処分場の埋立容量はどのような状況となっているのかについて伺う
- (2) 整備計画の周辺住民の理解を得るため努力するという説明であったが、どのように取り組みその結果をどのように捉えているのかについて伺う

3 介護保険事業について

- (1) 当組合の介護保険事業の課題について伺う
- (2) 人口減が進む中で高齢者数も減少する一方、後期高齢者は着実に増加しており、それに伴い介護ニーズも増加すると予想される
 - ① 施設利用のニーズの見込みとその対応、特に特別養護老人ホーム入所待機者の解消対策を伺う
 - ② 訪問型の介護サービスのニーズの見込みとその対応を伺う
 - ③ 介護人材の確保対策と介護保険料の今後の見込みを伺う

請願第1号 「新最終処分場」建設予定地とされている『千厩字北ノ沢』の撤回を求める請願書の付託について……………60

議案第 1 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について……………	60
議案第 2 号	令和 6 年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第 3 号）……………	60
議案第 3 号	令和 6 年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第 2 号）……………	60
議案第 4 号	令和 7 年度一関地区広域行政組合一般会計予算……………	62
議案第 5 号	令和 7 年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算……………	62
発委第 1 号	一関地区広域行政組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	80

第58回定例会日程表

令和7年3月21日

日次	月日	曜日	開議時間	会議別	議事
1	3月21日	金	午前10時	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 施策の推進方針の表明 一般質問 議案審議

審 議 結 果 等

議案番号	件 名	議決月日	議決結果
議案第 1号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	3月21日	原案可決
議案第 2号	令和6年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）	3月21日	原案可決
議案第 3号	令和6年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第2号）	3月21日	原案可決
議案第 4号	令和7年度一関地区広域行政組合一般会計予算	3月21日	原案可決
議案第 5号	令和7年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算	3月21日	原案可決
発委第 1号	一関地区広域行政組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3月21日	原案可決

受理した議案

- 議案第 1 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 2 号 令和 6 年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 3 号 令和 6 年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 4 号 令和 7 年度一関地区広域行政組合一般会計予算
- 議案第 5 号 令和 7 年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算
- 発委第 1 号 一関地区広域行政組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

受理した請願

- 請願第 1 号 「新最終処分場」建設予定地とされている『千厩字北ノ沢』の撤回を求める請願書の付託について

議 事 日 程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		施策の推進方針の表明
日程第 4		一般質問
日程第 5	請願第 1号	「新最終処分場」建設予定地とされている『千厩字北ノ沢』の撤回を求める請願書の付託について
日程第 6	議案第 1号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第 7	議案第 2号	令和6年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）
日程第 8	議案第 3号	令和6年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第 9	議案第 4号	令和7年度一関地区広域行政組合一般会計予算
日程第 10	議案第 5号	令和7年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算
日程第 11	発委第 1号	一関地区広域行政組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一関地区広域行政組合議会定例会会議録

令和7年3月21日 午前10時開議

定例会・臨時会の別 定例会
告示年月日 令和7年2月12日
告示番号 第8号
招集日時 令和7年3月21日
会議の場所 一関市議会議場

出席議員（18名）

1番	千葉多嘉男君	2番	千葉栄生君	3番	岩渕典仁君
4番	齋藤禎弘君	5番	菅原行奈君	6番	猪股晃君
7番	千葉信吉君	8番	那須勇君	9番	岩渕優君
10番	門馬功君	11番	佐々木久助君	12番	小野寺道雄君
13番	沼倉憲二君	14番	佐藤敬一郎君	15番	千葉大作君
16番	武田ユキ子君	17番	真籠光幸君	18番	千田恭平君

欠席議員（0名）

職務のため出席した職員

議会事務局長	三浦洋	議会事務局次長	細川了子
議会事務局長補佐	栃澤嘉幸		

説明のため出席した者

管理者	佐藤善仁君	副管理者	青木幸保君
副管理者	石川隆明君	広域行政組合事務局長	佐藤正幸君
介護保険担当参事	山形雅彦君	環境衛生担当参事	菅原稔君
広域行政組合事務局次長 兼総務管理課長	吉田健君	広域行政組合事務局次長 兼介護保険課長	千葉信子君
広域行政組合事務局次長 兼一関清掃センター所長	菅原彰君	一関西部地域包括支援 センター所長	小野寺久美君
一関東部地域包括支援 センター所長	佐藤恵美君	大東清掃センター所長 兼川崎清掃センター所長	蜂谷敏志君
介護福祉主幹	菅野文子君	環境衛生主幹	伊藤正幸君
会計管理者	中村由美子君	監査委員	及川弘人君
監査委員事務局	及川和美君		

議事日程 別紙のとおり
会議に付した事件 議事日程に同じ

第58回広域行政組合議会定例会

令和7年3月21日

午前10時00分 開 会

会議の議事

議長（千田恭平君） ただいまの出席議員は18名です。

定足数に達していますので、令和7年2月12日一関地区広域行政組合告示第8号をもって招集の、第58回一関地区広域行政組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

この際、御報告を申し上げます。

管理者提案5件、委員会発議1件、請願1件を受理しました。

次に、管理者から令和7年度当初予算提案に当たり、令和7年度施策の推進方針の表明の申出がありました。

次に、岩渕典仁君ほか3名から一般質問の通告があり、管理者に回付しました。

次に、岩渕優君ほか3名から議案に対する質疑通告があり、管理者に回付しました。

次に、及川監査委員ほか1名から提出の監査報告書3件を受理しましたが、印刷物によりお手元に配付していますので、これにより御了承願います。

議長（千田恭平君） 本日の会議には、管理者、監査委員の出席を求めました。

議長（千田恭平君） 議場での録画、録音、写真撮影を許可していますので、御了承願います。

議長（千田恭平君） これより議事に入ります。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程により進めます。

議長（千田恭平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員はその数を2名とし、会議規則第81条の規定により、議長において、

5 番 菅 原 行 奈 君

13 番 沼 倉 憲 二 君

を指名します。

議長（千田恭平君） 日程第2、会期の決定を議題とし、お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千田恭平君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定しました。

議長（千田恭平君） 日程第3、施策の推進方針の表明について、先刻御報告のとおり、管理者から令和7年度施策の推進方針の表明の申出がありましたので、この際、これを許します。

佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 第58回一関地区広域行政組合議会定例会の開会に当たりまして、令和7年度の施策の推進方針を申し上げます。

当組合は、一関市及び平泉町からの負託により、一般廃棄物処理などの衛生事務及び介護保険事務の共同処理を行っているところであります。

今後、人口減少がさらに進行する中で、一人一人が安心して生活できる環境を住民の皆様方と

整えていくことが重要と考えております。

このことから、当組合は、事務の効果的、効率的な執行と住民福祉の向上に努めるとともに、持続可能な開発目標、いわゆるSDGsの理念を踏まえ、次の施策を推進してまいります。

まず、衛生事務について申し上げます。

当組合の重点事業として取り組んでおります、一つにはエネルギー回収型一般廃棄物処理施設、以下は新処理施設と申し上げます。もう一つには、マテリアルリサイクル推進施設、以下は新リサイクル施設と申し上げます。そして、一般廃棄物最終処分場、こちらは新最終処分場と申し上げます。この整備につきましては、一関市環境基本計画及び平泉町環境基本計画を踏まえ、環境負荷の低減と施設周辺的生活環境の保全を図ることはもとより、廃棄物を長期にわたって安定的に処理できる施設の実現に向けて取り組んでいるところであります。

当組合では、これらの施設整備を通じ、可燃ごみの焼却処理で発生する熱エネルギーを利用した発電設備や廃棄物を資源として有効に活用する設備などの整備に加え、太陽光による発電などにより、資源やエネルギーが循環する社会の形成を具現化してまいりたいと考えております。

令和6年度における整備計画の進捗については、まず新処理施設及び新リサイクル施設では、令和3年度から継続して調査を実施してきた環境影響評価の結果を取りまとめ、その結果を踏まえ、建設予定地の敷地造成工事に着手したところであります。

新最終処分場については、地権者の皆様に御理解をいただき、施設用地の取得に至ったところであります。また、令和5年度から行ってきた生活環境影響調査については、周辺的生活環境へ及ぼす影響を事前に調査、予測、評価したもので、その結果から、施設整備を進める上で新たに環境保全対策を講じる必要がないことを確認したほか、施設の具体的な構造や規模を実施設計図書としてまとめたところであります。

令和7年度は、新処理施設及び新リサイクル施設について、施設の設計、建設及び運営を行う事業者の選定を行う予定としております。

新最終処分場については、整備を進めるための文化財調査など、施設整備に向けた手続を進める予定としております。

これらの事業の実施に当たっては、より具体的な話し合いを行うため、住民の皆様との意見交換の場を設けながら、事業の円滑な推進に努めてまいります。

一般廃棄物処理は、住民の皆様の日常生活と関わりの深い業務であります。

現在の施設については、排気ガスや放流水の排出基準値の遵守など、引き続き適切な維持管理に努めてまいります。

舞川清掃センター及び東山清掃センターにおける焼却灰などの埋立てにつきましては、これまでと同様に国のガイドラインに定める方法により適切な管理を行うとともに、環境測定を定期的実施し、その結果を住民の皆様へ広く周知してまいります。

また、廃棄物を資源として活用する取組の一環として、引き続き焼却灰のセメント原料化に取り組んでまいります。

令和4年度に埋立てを終了した花泉清掃センターについては、引き続き廃止に向けて国の基準に基づき、施設管理を適正に行ってまいります。

一般廃棄物のリサイクルや分別につきましては、家庭や職場での取組が不可欠であることから、これまでと同様に構成市町と連携して3Rに向けた意識啓発を図り、住民の皆様とともに資源化と減量化の促進に取り組んでまいります。

小型家電回収事業につきましても、構成市町と連携して積極的に進めてまいります。

また、斎苑の運営につきましては、指定管理による管理を継続し、管理運営の効率化と利用環境の向上に努めてまいります。

次に、介護保険事務について申し上げます。

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして、平成12年4月に創設されました。今後も住民の皆様の御理解と御協力をいただきながら、介護保険の仕組みや適切なサービス利用の周知に努めてまいります。

今後、人口減少がさらに進むと予測される中、当組合管内における65歳以上の高齢者人口の割合は、令和6年12月末現在で39.2%と前年同期に比べまして0.5ポイント上昇しており、高齢化が進んでおります。

介護の必要性が増す75歳以上の高齢者の増加に伴う主な課題は、要介護認定者数と介護給付費が増加する見込みであること、認知症者の増加に対応した支援の充実が必要であること、介護従事者が不足していること、この3点と捉えているところであります。

令和6年度から令和8年度を計画期間とする第9期介護保険事業計画は、介護が必要になっても尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができることを基本理念とし、構成市町が策定する高齢者福祉計画と一体のものとして施策を推進してまいります。

介護保険事業は、75歳以上の高齢者の増加に伴い、将来的に介護ニーズの高まりが予想されることから、中長期的な視点に立った持続可能な事業運営が求められているところです。

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を営むことができるよう構成市町と連携し、地域包括ケアシステムを推進してまいります。

介護予防や自立支援につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業の充実に取り組み、住民の皆様が日々の暮らしをともに支え合う仕組みづくりを進めてまいります。

認知症対策につきましては、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員及び認知症初期集中支援チームが医療機関での受診や介護サービスの利用に適切につなげるなど、本人やその家族を支援してまいります。

介護サービスの基盤となる施設整備につきましては、待機者の推移、介護保険財政への影響などを見据え策定した第9期介護保険事業計画に基づき、認知症の人や医療的ケアが必要な人への対応を優先し、認知症高齢者グループホーム及び介護医療院の整備を進めるとともに、地域で暮らし続けることができるよう、複合型サービスや小規模ケアハウスの整備についても、岩手県や構成市町と連携して取り組んでまいります。

また、人権を守り、人を大切にする質の高い介護サービスを安定的に供給するため、介護人材の育成を目的とした研修会を開催するとともに、感染症対策の徹底と災害への備えについて、事業所に対し助言指導を継続してまいります。

以上、令和7年度の施策の推進方針を申し上げます。

新処理施設、新リサイクル施設及び新最終処分場の整備、第9期介護保険事業計画の着実な推進など、取り組むべき施策は、いずれも住民生活に直接関係する極めて重要なものであります。

私は、組合の管理者として、組合、一関市及び平泉町が一体となり、効果的、効率的な組合運営を行い、地域のよりよい暮らしを目指してまいりたいと考えております。

組合議会議員各位並びに住民の皆様のお理解と御協力をお願い申し上げます、令和7年度の施策の推進方針といたします。

議長（千田恭平君） 日程第4、一般質問について、これより順次発言を許します。

第1回目の質問、答弁とも登壇の上、発言願います。

また、質問は通告に沿った内容であるとともに、質問、答弁に当たりましては簡潔明瞭に願います。

一問一答方式を選択した場合は1問ずつの質問とし、回数の制限は設けませんが、質問にあつては答弁時間を考慮され、質問されるようお願いいたします。

また、答弁に当たりましては、答弁漏れのないよう、併せて願います。

岩渕典仁君の質問を許します。

岩渕典仁君の質問通告時間は60分で、一問一答方式です。

3番、岩渕典仁君。

3番（岩渕典仁君） おはようございます。

3番、岩渕典仁です。

第58回組合議会定例会に当たり、通告に基づき新最終処分場について一般質問を行います。

初めに、新最終処分場の整備等に関する説明会の概要と今後の対応についてです。

一関地区広域行政組合は、令和7年1月19日、建設予定地周辺自治会及び住民を対象に、新一般廃棄物最終処分場の整備に関する説明会を開催しています。

そこで、説明会の内容や参加者の意見はどのようなものであったのか、また、説明会で出された意見への対応や今後の説明についてお伺いします。

次に、新最終処分場建設予定地とされている千厩字北ノ沢の撤回を求める要望書についてです。

令和7年2月5日、WHY HERE(なぜ北ノ沢に!)プロジェクト代表、千葉進氏、構成団体、子ども達の未来と環境を守る会、千厩地域の未来を考える青年の会、新興住宅住民の会の3団体から管理者へ新最終処分場建設予定地とされている千厩字北ノ沢の撤回を求める要望書が提出されています。

そこで、要望書が提出されたことについての所感と要望について、どのように対応していくのかをお伺いします。

次に、施設整備の進捗状況と今後の計画についてです。

組合は新最終処分場整備として、令和6年度には生活環境影響調査、用地取得、実施設計を実施しています。また、令和7年度には、文化財調査、立木伐採、緩衝緑地帯整備などを計画しています。

そこで、新最終処分場整備の進捗と今後のスケジュールについてお伺いします。

次に、施設整備を進める上での課題についてです。

管理者は住民合意について、住民合意なるものの理念は、進め方、つまり一つずつ、少しずつを重ねていく努力が大切であり、この点に意を配して進めていく取組の相対を示すものと捉えていると説明しています。

しかし、いまだ住民合意がなされているとは到底思えません。

そこで、組合として、施設整備を進める上での課題はどのようなものがあるのかをお伺いします。

最後に、公金支出差止等請求事件の経過と対応についてです。

令和6年5月20日、子ども達の未来と環境を守る会は、一関地区広域行政組合管理者に住民訴訟をしました。住民訴訟の内容は、組合で進めている新最終処分場の整備について、計画の不当

性を理由として新最終処分場整備に係る経費の支出の差止めを求めているものでした。

裁判は7月11日に第1回口頭弁論、9月13日に第2回口頭弁論が開催され、10月4日の組合議会議員全員協議会で状況の説明がありました。

そこで、11月以降に行われた住民訴訟における裁判の内容についてお伺いします。

以上、登壇での質問を終えます。

ありがとうございました。

議長（千田恭平君） 岩渕典仁君の質問に対する答弁を求めます。

佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 岩渕典仁議員の質問にお答えいたします。

新一般廃棄物最終処分場、以下は新最終処分場と申し上げます。この建設予定地の撤回を求める旨の要望書の提出があったことについての、私からは所感の部分から申し上げます。

この所感はとのお尋ねについてであります。残念であるというのが所感でございます。

次に、これへの対応はとのお尋ねについて申し上げます。

これは令和4年9月に組合議会に請願が提出された際、私は次のように申し上げましたので、その部分から御説明をさせていただきたいと存じます。

候補地がどこであるかに直結するようなもの、それが決まらなければできない仕事については、請願の処理結果が出るまではストップせざるを得ないと申し上げ、現にそのような対応をいたしました。

そこで、その後の経過であります。その翌年、年明け、令和5年の1月でございます。

組合議会において請願が不採択となり、それを受け、令和5年1月30日には組合議会議員全員協議会の場で、千厩字北ノ沢ほかで進める旨を私どものほうから表明をさせていただき、その後、令和6年10月の組合議会において、建設用地の財産取得議案を可決いただき、建設候補地から建設予定地となって今日に至っているところであります。

すなわち、場所をどこにするかは所要の手続を経て既に決まった状態でございます。

さらに申し上げれば、請願書や要望書に記載されている施設の安全性については、生活環境影響調査の結果、問題がないことを改めて確認したところであります。

また、建設候補地の選定や整備計画の周知、説明についても、十分かつ適切に行ってきたものであります。

このようなことから、新最終処分場の整備は現在の計画のとおり進めていく考えでございます。

なお、そのほかのお尋ねにつきましては、事務局長が答弁いたします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 新最終処分場に関する説明会の概要と今後の対応についてであります。本年1月19日に建設予定地周辺の住民を対象とした建設予定地周辺自治会説明会を、一関市、または平泉町にお住まいの方がどなたでも参加できる住民説明会をそれぞれ開催したところであり、建設予定地周辺の生活環境に支障がないことを確認するため、令和5年度から本年度にかけて実施した生活環境影響調査の結果と災害に対する施設の安全性などを含めた施設の概要の説明を行ったところであります。

生活環境影響調査の結果については、調査を実施した大気質、騒音、振動、臭気、水質、地下水、この6項目において、施設の稼働後も生活環境の保全目標を達成すると見込まれており、施設整備を進める上で新たに環境保全対策を講じる必要がないことを説明したところであります。

施設の安全性については、これまでの説明会において住民の方が懸念されていた新最終処分場が整備されることによる井戸水への影響及び大雨などの自然災害について、調査結果や根拠となる数値に基づき、施設の安全性を具体的に説明したところであります。

説明会で出された意見としては、生活環境影響調査の結果や施設の安全性について、説明会に参加していない周辺住民の方々への周知を求める意見や、埋立てする廃棄物を減らすために住民自らが進んでごみ減量化に取り組む環境の醸成を組合に求める意見、これまでの説明会と同様に周辺環境への影響を懸念する意見、新最終処分場の建設候補地の選定過程に対する意見、建設場所の撤回を求める意見などがあったところであります。

当組合では、説明会で出された意見を踏まえて、説明会終了後に建設予定地周辺の住民を対象に、今回の生活環境影響調査の結果をまとめた資料を配布し、生活環境に支障がないことや施設の安全性について周知したところであります。

新最終処分場の整備に関する説明会については、本年1月19日に開催した説明会をもって一区切りとなることから、今後は地域住民に対して緩衝緑地帯の活用に係る話合いや、新最終処分場の建設や運営に係る具体的な説明を行いたいと考えているところであります。

次に、新最終処分場整備の進捗状況と今後の計画についてであります。本年度は建設用地の取得、生活環境影響調査及び実施設計を行ったところであります。

新最終処分場の建設用地の取得については、土地所有者の皆様からも御理解をいただき、令和6年9月定例会において財産取得議案を提出し、可決いただいたところであります。

生活環境影響調査については、令和5年度及び令和6年度に実施した現況調査の結果に基づき、新最終処分場が稼働した際の生活環境への影響を予測評価し、その結果を調査書として取りまとめたところであり、一関地区広域行政組合一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例に基づく調査書の縦覧を本年1月6日から2月5日までの1か月間実施し、調査書に対する意見を求めたほか、本調査の結果を説明するため、本年1月19日に先ほど申し上げました2回の説明会を開催したところであります。

また、新最終処分場の工事に必要な実施設計を行ったところであります。

令和7年度については、立木の伐採や文化財調査、緩衝緑地帯の測量設計などの実施を予定しているところであります。

新最終処分場建設予定地内にある立木の伐採については、令和6年度予算に計上しておりましたが、実施設計による伐採範囲の検討に時間を要したため本年度中の発注が難しいことから、当該予算について本定例会に減額の補正予算を提案しており、令和7年度当初予算として改めて提案させていただいております。これについては、令和7年度の上半期をめどに発注したいと考えているところであります。

次に、文化財調査についてですが、一関市教育委員会による試掘調査の結果により、敷地内の一部において昔の施設や生活の跡と思われる遺構が確認されたため、文化財保護法に基づき発掘調査を令和7年度に行う予定であります。

なお、一関市教育委員会との協議により発掘調査の実施時期及び期間を今後精査する必要があることから、令和7年度としていた建設工事の発注時期を令和8年度に変更することといたしました。

また、建設工事については、当初の計画では工期を2年半と見込んでいたところでありますが、最終処分場に設置する浸出水処理施設を取り扱う業者にアンケートを行った結果、3年間の工期

が必要と判断し、令和11年3月末の完成と見込みまして、令和11年度当初の稼働開始としたところであります。

緩衝緑地帯の測量設計については、今後地域住民との話し合いを進め、緩衝緑地帯の活用方針を固めた上で測量設計に入りたいと考えております。

次に、施設整備を進める上での課題はあるかとお尋ねですが、先ほど答弁したとおり、生活環境影響調査の結果や実施設計により周辺的生活環境や災害に対して改めて問題がないことを確認しており、これまでの候補地選定の過程や施設整備計画の内容の周知、説明についても適切に対応してきたことから、施設整備を計画どおり進めることに支障はないものと考えております。

次に、公金支出差止等請求事件の経過と対応についてであります。裁判については令和6年11月27日に第3回の裁判が、本年2月13日に第4回の裁判が盛岡地方裁判所でそれぞれ行われ、当組合からは訴訟代理人弁護士及び指定代理人がウェブ会議の方法により出席したところであります。

第3回及び第4回の裁判では、原告と組合側の双方の主張について論点整理が行われたところであり、次回の裁判は本年4月11日が予定されているところであります。

議長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3番（岩渕典仁君） それでは、随時再質問したいと思います。

最初に、まずは説明会のことについてお尋ねします。

まず管理者にお尋ねいたしますが、先ほどの説明の中でいろいろな意見があったということでもありますけれども、一番意見が多かったのは、やはり選定過程に対する疑問と、改めて撤回を求める意見が多く占めていたというように感じております。報告も受けています。その報告の中で、もう一つは、この説明会も管理者ではなく副管理者の石川副管理者が出席をされたということで、それについても、ぜひ管理者から直接説明を聞きたかったということも参加された方々から聞いております。

そこで、まずお尋ねしますが、その説明会の報告を受けて感じたことというのはどういったことだったのかをお尋ねします。

議長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 先ほども申し上げましたが、残念であるというようなことを感じた次第であります。

議長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3番（岩渕典仁君） 先ほどの質問は要望書を出されたことに対して所感を聞きました。今回は説明会の報告を聞いてどのように感じられたのか、残念であるという言葉は所感ですけれども、もう少し具体的に、どういったことがあって残念とを感じるのか、それについてお尋ねします。

議長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 2点あるかと思えます。

一つは、具体的な生活環境影響調査の内容について改めて御説明をさせていただき、その点についての御理解を得た点、あるいは一方で、今議員がお話しになるような候補地の建設場所の選定の進め方でありませうとか、さらにその結果に伴う様々な御意見があったということでありまして、これは賛否という賛ではなくて否のほうに関して申し上げれば、先ほど壇上で答弁いたしましたように、しっかりと説明を行ってきたつもりでございますので、そういった点に即して

申し上げれば残念だといった意味であります。

議長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3番（岩渕典仁君） 残念である理由は答弁いただきましたけれども、そもそも住民の理解を進めたいということは、我々議会としても令和4年3月に附帯決議として、関連事業について地域住民に十分な説明を行い、地域の意向を踏まえて理解を得て進めることということを附帯決議としてやっております。ですので、これに関しては、これを進めているかどうかというチェックを我々はしなければいけないというように思っております。

もう一つは、これも令和6年3月の私の一般質問で、監査委員からの所感としてですけれども、監査委員の所感ということからして、これは住民監査請求が起きたときにどのように感じるかという質問に対しては、周辺住民の間で新最終処分場に係る施設整備、機能及び地域における役割について、いまだ十分に理解されているとは言えず、これは省略しますが、その業務に係る情報発信と地域住民への丁寧な説明に努め、協働のまちづくりの考えの下、住民との融和と地域社会の発展が図られるよう意を配されることを望むものであるという答弁をいただいております。

そこで、お尋ねしますが、この説明会、これまでの過程はそういった附帯決議があり、委員の方からも意見もいただいて、今回説明会をしているということですが、現在その住民合意というのは進んでいると、順調に進んでいると捉えているのかどうかお尋ねします。

議長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） その住民合意といったような言葉での御質問はこれまでも何回か頂戴をしておりますが、先ほど議員からも話があったような答弁を私はしてきたわけですが、なかなかかみ合うといいますか、そういったようなやり取りになっていないような感も私は持っております。

そこで、住民合意というお尋ねの言葉の理解が私もなっていないと、ちゃんとした答弁ができないかと思っておりますので、その辺を少し確認させていただきたいと思うのです。

恐れ入りますが、住民合意といったところについて、岩渕議員の御所見なり質問の趣旨なりを確認させていただきたい。

恐れ入りますが、議長、これは反問というのでしょうか、その辺の御許可をいただければ、岩渕議員が思っておられる、考えておられる住民合意といったところについて確認させていただいた上で私なりの答弁をさせていただきたいと思いますが、御許可をお取り計らいをお願いいたします。

議長（千田恭平君） 時計を止めてください。

理解しましたか、今管理者の言ったことは分かりましたか。もう一度、佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） すみません、なかなか反問といったものに不慣れですので、反問の進め方、議場のルールみたいなところを確認させていただきたいのですが、私は住民合意ということについて、例えば住民合意を得るといったものは、なっているというのはどのような状態を指すものかとか、その住民合意という場合の住民というのはどちらにお住まいの方たちを指すのかとか、合意というものはどういったもので推し測るのかとか何点か確認をしたいのですが、いわゆる一問一答といいますか、今申し上げているところを全て私のほうからお話をした上で反問というものが始まるものなのか、あるいは今申し上げたようなところは一つ一つ順にやっていったほうがいいのか、ちょっとその辺をすみませんが、御教示いただければありがたいと存じます。

議長（千田恭平君） 今管理者の言った質問の意味が多分理解されたと思うので、質問者のほうから質問者の予定している住民合意というものの中身について少し説明していただいた上でやり取りをしていただきたいと思います。

管理者（佐藤善仁君） 私のほうから一括といいますか、これは、これは、これはとか、AとかBとかCとかを全て申し上げた上で始まるのでしょうか、それともAはAで、BはBでとやっていけばいいのでしょうか。その意味で教えていただければと思いました。

議長（千田恭平君） 一つずつ整理しながらやっていったほうが分かりやすいと思います。ただ、3回までということなので。反問が3回までです。

管理者（佐藤善仁君） それはAについて3回まで。AもBもCも一回に申し上げて、その上でAならA、BならBで3回まで。

議長（千田恭平君） 全部で3回です、合計で。

管理者（佐藤善仁君） 最初にAもBもCも私のほうから反問させていただいたほうがいいですね。

議長（千田恭平君） そのほうがいいです。

この際、佐藤管理者の反問を許可します。

佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 承知しました。

まずは、住民合意という状態ですね、住民合意がなっている、なっていない、なっていないというような認識の下の御質問かと思しますので、住民合意というのはそもそもどういったような状態を指してお話をされているのか。それから、その場合、住民、私どもは一関市、平泉町民全てが住民という意味合いで、例えば住民説明会の住民というのはそういったことで申し上げてきたのですが、議員が思っておられる住民合意の住民というのは、どういった範囲にお住まいの方々を指しておられるのか。それから、合意というものが、例えば何か手続でもあるのか、そんなことを合意といったことの手段みたいなことをお話をいただきたいと思ひますし、とりあえずその辺、住民合意という言葉をお話していただければと思ひます。

議長（千田恭平君） 岩渕典仁君、お願いします。

3番（岩渕典仁君） それでは最初の部分について、私から答弁します。

まずは住民合意の状態についてですけれども、我々議会からの附帯決議の部分で言いますと、地域住民に十分な説明を行っている、地域の意向を踏まえて理解を得て進めているといった状態が理解が進んでいる状態。もう一つは、これも同じように、監査委員からの意見と同じような状態であれば理解が進んでいるというように思っております。

もう一つの住民の範囲というのは、管理者の言うとおりに、一関市民と平泉町民だと思っております。ただ、確かに総体としてはそのとおりなのですが、その中でも特に問題意識を高めている方々、住民の中でそういったことに問題意識を高めている方々に対し、今理解を進めるべきだと私は思うわけです。なので、全員なのだけれども特に不安に思っている方々が私の思う住民、つまり全てからさらに抽出された、問題意識を強く持っている方々が住民というように思っています。

合意というものはどういう状態かというのは、例えば100人いたら100人、合意の仕方も違うし、考え方も違うので難しいと思ひますけれども、少なくともこの現在の状況というのは、請願が一度出されて現在もまた出されています。そういった請願というのは市民の権利でもあり、こういうようにしてほしい、こういうように考えているという思いだと思ひます。そういった請願が2

回も出されている状況。そして、もう一つは、住民監査請求も出されております。今は住民訴訟もされています。つまり、こういった市民の方々の権利を行使しなければ、自分たちの思いが、困っていることや悩んでいることが解決できていない状態にあるというのが現状だと思います。先ほど言った住民合意の状態にも関連するかもしれませんが、逆に言えば、こういったものが全くない状況であれば、住民合意がされていると言えらると思います。例えば、一般廃棄物の処理場に関して、弥栄の方は、100人が100人賛成ではないかもしれませんが、そういった反対の立場、心配の立場がない状態というように私は今理解しているわけですが、そういった状態が、住民合意が得られて進められているのだと思います。ですので、私が思う先の合意というのは先ほど申し上げたようなことがない状態というのが住民合意なのだろうというように思っています。

議長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 今議員からは、住民合意というのは理解が進んでいる状態だとお話いただきました。それから住民というのは、定義的には一関市民、平泉町民の総体を指すけれども、むしろエリアということではなくて、問題意識の濃い、薄い、そうしたことが住民の定義だというようなお話のように私は聞こえましたが、それでよろしいか、もう一度確認します。

それから、住民合意という状態について、請願であるとか何らかの形での反対運動であるとか、そうしたようなものがあれば合意がなされていなくて、なければ合意がなされているというようなことと、今のお話しではそのように解釈をした次第でありました。その辺についても、濃い、薄いという問題意識を、何らかのアクションでもって表すことの一つが請願や要望書の提出といったお話でありましたが、それがあるか、ないかで合意があった、なかったという理解で本当によろしいのかどうか、もう一度お聞かせいただきたいと思ひますし、声の大きい、小さい、あるいはアクションに表す、表していない、この一関市民、平泉町民の皆様方が、11万人の皆様方が全てが賛成、あるいは1人でも反対の方がいらっしゃる、そこはなかなか把握ができないのが現実であります。それは極端な話、1人でも反対だと思ひていらっしゃる方がいればそれは合意がなされていないと、そういう理解につながってくるのですが、その辺、どうなのでしょう。

議長（千田恭平君） 岩渕典仁君。

3番（岩渕典仁君） 2点、質問があったかと思ひます。

まず、住民の定義の部分ですけれども、先ほど言ったように、全体の中でさらに濃い、濃いというのは、千厩地域のさらに千厩の方々が主に問題意識を持っている方々だということに思ひますので、そのエリアの住民の方々であり、それ以外のエリアの方々でも、今千厩に住んでいない方でも、例えば、地元が千厩であるという方が、遠くからも自分の地域を思うがゆえに考えている、そういう意味では住民であるため、そういうような方々が住民であるという捉え方をしています。

もう1点の住民合意については、先ほどゼロ、100ではないというのはもちろん、私もそのように思ひます。ただ、これは、合意ということではなく、例えば理解に共通する、同意語としては、今回は理解に共通するものだというように思ひています。今の状態としては、説明会をやっていたとしても、そういった合意、理解が進んでいないというように私は捉えています。ですので、請願であったり監査請求であったり住民訴訟であったりが起きている。生活環境影響調査の説明会をやっても、それに対する質疑だけであればよかったと思うのですが、そもそも論から選考過程などといったところからの質疑が出るということ自体が、理解が進んでいない、つまり合意が進んでいないというような捉え方をしています。

議長（千田恭平君） よろしいですか。

それでは、岩渕典仁議員の質問を再開しますので、発言時間の時計を進めてください。
佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 答弁をいたします。

ただいま、住民合意なることをちょっと確認させていただいて、分かりました。

私が、先ほど残念であると申しましたのは、まさに理解が進んでいないということに対して、私どもとしては最善を尽くして御理解をいただくべく説明会についても、あるいは説明会で出されたお話について、具体的には、例えば生活環境影響調査の調査項目を追加するとか、最大限のことはやってきたつもりですが、現状を見れば理解が進んでいないということについて残念だと申し上げた次第でございます。先ほど議員からの質問の、住民合意がなされていないことについてどうかということに対しては、住民合意という言葉の定義が、今のお話ですと理解が進んでいないことを指しているとするれば、私どもとしてはそのことについて残念だということが答弁となります。

議長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3番（岩渕典仁君） 理解が進んでいないということを今管理者として、そういうことを考えていることが分かったので、今回の部分に関しては理解いたしました。

次、2番目に移りたいと思います。

新最終処分場予定地とされている千厩字北ノ沢の撤回を求める要望書について、再質問したいと思います。

これは要望書、請願も我々に出されていて、これからどのような審査をするかはこれから議会の中で考えていくというものでありますので、それはいいのですが、それと同じように、この一関地区広域行政組合議会議員以外の一関市議会議員、一関市議会議員、あとは平泉町議会議員と平泉町議会の方にも同じような要望書というものが出されています。その要望書を見たときに、私が一番不思議というか、我々が見逃していたと感じるものが、建設場所の選定過程と住民への説明が不十分だったということがこの要望書の中に挙げられています。先ほど生活環境影響調査の説明会の中でも、選定過程について意見があったということがありましたが、これに関する部分だと思いますが、なぜ私がこれを不思議に思ったかということ、我々議員は、今までに候補地選定委員会が専門的な知見によって一関市、平泉町の全地域から候補地を4か所に選定し、その中に北ノ沢があったというように理解しているのですけれども、その選定方法などに関して、我々としては調査、研究が不十分だったというように私自身も感じています。その中で、私自身も改めて調べていくと2点の疑義が発見されました。

1つは土地取得の容易性ということになります。これはつまり、当初、第1回の選定委員会、これは平成30年3月ですが、そのときには用地提供要望等の意向調査は最初から想定していたものではなく、それから第4回の選定委員会、これは平成30年9月ですけれども、住民からの土地情報の提供について評価の対象にしたいと、変更になっているのです。これが、なぜ北ノ沢が選ばれたのかと疑問に思う方々は、北ノ沢が選ばれる理由になっている一つの中にこの土地情報の提供がある訳ですけれども、まずここで確認したいのですけれども、なぜ追加項目として候補地の中に情報提供を求めることになったのかをお尋ねします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 評価項目に土地取得の容易性を追加した経緯ではありますが、これは第2次

選定の段階におきまして、候補地選定委員会において候補地を絞り込むに当たっては一般廃棄物最終処分場の整備に対する地元の理解や土地の現況など情報が重要な要素となり、事業の実現性に大きく関係するものと捉えていたところであります。

一方、一般廃棄物最終処分場の候補地については、その選定を委員会が行っていることは、組合のホームページのほか、一関市及び平泉町の広報を通じて周知しており、報道もなされてきたところでもあります。このことを受けまして、住民や団体などから候補地として提供してもよいという土地の情報が自発的に寄せられたところでもあります。

このことから、委員会では第2次選定の段階で候補地として提供してもよいという土地の情報を広く一般公募し、その情報を候補地の選定評価に反映するというものとしたものであります。

なお、このことにつきましては、議会への説明を行いながら進めてきたところであり、この経過は一般廃棄物最終処分場整備候補地選定結果報告書にもまとめて記載をさせていただいているところでもあります。

議 長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3 番（岩渕典仁君） そのように変更になったということは私も議事録で見えておりました。

この候補地の情報提供を求めることについて、なぜ情報提供を求めるのかという理由、今の説明の中で、私が、書面の中に書いてあって抜けていると思うことは、土地取得の容易性があるから情報提供を求めるのですけれども、土地取得の容易性とは、地域の理解や地元の協力体制などであり、情報提供を受けることにより初めて分かる内容であると、つまり、この土地取得の容易性というのは、そもそも情報提供するということは、地域の理解や地元の協力体制があるということを実証しているものだから求めるという要件になっている訳です。なので、ここでお尋ねしますけれども、そもそもその土地情報の提供があったこの北ノ沢は、地元の理解や地元の協力体制があって情報提供されているのですか。

議 長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 情報提供の内容については、要綱に記載している内容で公募し、いただいているという中身でありますので、提供者の具体的な内容まではこちらでは確認はしてございません。

議 長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3 番（岩渕典仁君） ですから、理由はきちんと述べている訳です。それが出てきたのであれば、それがしっかりとその条件に合っているかどうかということは、当局側でチェックしなければいけない部分だということに私は思うのですけれども、なぜこの提供があったときに、求める理由に対してそういったものが合致しているかチェックをしないのですか。

議 長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 基本的にはそういう内容で出てきているという前提で、ほかの項目についても提出いただいたものについてはそういう前提でいただいているということで処理をさせていただいております。件数も多かったものですから、全てこの内容がどうだったかという実質的な調査というものは、現実的には難しいというところだったと思っております。

議 長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3 番（岩渕典仁君） こういったところが私は疑義がある点の部分で、なぜ途中から情報提供があったのかという部分が本当に不思議ですし、それについてチェックもされていないということが今分かりました。

もう一つ、今度はその土地取得を提供する人の要件というのがあって、その要件の中には土地所有者等、または自治会等となっておりますけれども、今回の北ノ沢は土地所有者等なのか、自治会等、どちらから出されているものなのかをお尋ねします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 今回の公募については公表しない前提で公募しておりますので、回答は控えさせていただきます。

議長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3番（岩渕典仁君） そうような答弁があるというように思っていました。ただ、これは逆説すると、自治会等から情報提供する場合は、土地所有者の同意が得られていることが条件であるとされています。北ノ沢自体は自治会等の総会等の中で土地所有者の同意が得られている等の説明はされていないというように私は報告を受けています。ですので、逆説すると、自治会等からの提出ではなくて、土地所有者等からの情報提供だったのではないかというように思うのですが、これについて再度、そのような解釈でいいかどうかお尋ねします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） それについても先ほどの回答と同様であります。

議長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3番（岩渕典仁君） 分かりました。そういうようなことが読めるかなと思いました。

土地の情報提供があったということで、そもそもの評価から6点の加点がされています。そもそも、その土地所有者の情報提供がなければ北ノ沢はその上にはいかないで、1次選考から外れる可能性がある。今回は土地取得の情報提供があったということで6点が加点されて、評価としては上に上がって、2次選考に進んでいるというのがまず一つですけれども、ただ、もう1点気になるのが、今回の土地取得の情報提供があったら6点を加点するというようになっているのですが、ぜひ総務管理課長も含めて聞いてほしいのですが、その候補地番号392の候補地は情報提供があったのにもかかわらず、6点の加点はされていないのです。2点しか加点されていない。

なぜ私がこれを言うかという、そもそも6点が加点されていると、この候補地番号392は総合評価で高くなって、結果的に候補地番号392は8候補の中に上がっていませんでした。けれども、その候補地の情報提供があれば6点が加点されると、第2次選考に進むというシステムになっているのです。なぜ同じように情報提供があったのにもかかわらず、加点が6点と2点という違いが出ているのか、これについてお尋ねします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 具体的に何番というような、その状況がどうだったかという質問でありますけれども、選考過程についての通告はございませんでしたので、今手元に資料がございませんので、詳細についてお答えできる状況にはないというところでもあります。

議長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3番（岩渕典仁君） 分かりました。その辺が土地取得の容易性のところで疑義があったというのがまず1点です。

もう1点が、この選考過程で疑義があるというのは、第3次選考の評価の中に土地権利面の評価というのがあるわけでありまして。この土地権利面の評価の中で第3次選考に進むに当たっては技術面の評価、土地利用面の評価、経済面の評価、今言った土地権利面の評価、その他考慮すべ

き事項で5項目が2次選考において評価点数の追加点に、その点数によって加算をされているわけですが、この北ノ沢が土地権利面の評価において、所有者が本来であれば19人が所有者であるにもかかわらず6人というような表示になっておりまして、点数が結果的に1.5点加算になっているのですけれども、19人であれば加点は0点になっているのです。これは私も気づかなかった点なのですから、なぜ土地所有者は19人なのに6人というようになっているのかお尋ねします。

議長（千田恭平君） 岩渕君はこれ、質問通告していますか。

3番（岩渕典仁君） これは議会運営委員会でも、議長がいる中で確認しましたけれども、これはそもそも通告が1か月前くらいなのです。その間に要望書が出たりしていますので、もちろん、その部分に関して深くやっていると通告の部分から外れる部分があると思います。ただ、私はこの要望書についてはまず疑義が出されたものに関しては情報提供をしていますし、これについてこういうことを私は問題意識を持っているという点については、ヒアリングのときにはしていないにしても、その後問題意識は伝えてありますので、議長はどんなことがあっても対応しますと、私は受けますのでということも議会運営委員会ではいただいていますので、ぜひこの部分に関しては、中の部分の審査、要望書に対する中身の部分ですので、ぜひ質疑について答弁いただきたいと思います。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） ヒアリングの際にはなくても、その後問題提起ということでお話しはいただいていたのですが、具体的に、今お話しいただいたところまではお話しされていなかったというように思っております。ということで、そこまでの答弁の資料の準備がされていないということをお理解いただければというように思っております。

議長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3番（岩渕典仁君） そういような答弁をいただくのであれば、ヒアリングをする時期を1週間前であったりとか近くしていただいて、そのヒアリングの内容を合致させる部分だというように思います。これは1か月前にヒアリングをしていますので、ぜひ、議長にはそういった部分に関して、反省点として今後挙げていただければというように思います。

それでは、私のほうから答弁しますけれども、この土地所有者がなぜ19人なのに6人になったかということ、この自治会等からの情報提供をすることに関して、これは用語の説明のところにありますけれども、所有者数は想定される造成地の所有者、ただし、一関市、平泉町の施設、候補地として情報提供のあった土地の所有者は含まないというように書いてあるわけです。だから、恐らく本来は所有者数は19人なのに6人となっている。

さらにこれが問題なのは、そもそも第1次選考で土地所有者の情報提供はしないといったのが含まれて、これは既に土地所有者が上に上がるような仕組みが1次選考です。さらに、第2次選考で土地所有者の情報提供がこういったもので加点されるというのは、つまり土地情報提供者のところ選ばれやすくなっている仕組みになっているのです。その数字の部分に関してです。なので、私はこれに関しては、時間もないのでこれ以上言いませんけれども、その土地情報の提供があったことと、その土地権利面の評価のところやはり疑義があるというように思います。

管理者にお尋ねしますが、今聞いていて、これは先ほど言った選考委員会のメンバーの中にはその当時、副管理者であった今の管理者も入っているわけです。ですので、それは説明責

任もあると思います。ですので、そういった部分に疑義があるということについてどのように感じているかお尋ねします。

議長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 今のお話、一問一答といいますか、何点か説明責任があると思います。ただ、通告もされていないと、ヒアリングの際にお話しされていないと、私どもとしても十分な御答弁を差し上げることができませんので、具体的な中身に入っていきますと、それはちゃんとした準備をしてからきちんとした答弁をさせていただきたいと思います。

それから、当然、私も当時は、いわゆる4か所が選ばれる際にはその業務に従事をしてございましたので、大分記憶も薄れてきましたから、その辺のところはちゃんと手元にあればしっかりと説明はできると思います。以上です。

議長（千田恭平君） 3番、岩淵典仁君。

3番（岩淵典仁君） 次に進みます。

もう1点追加で質問しますけれども、第3次選考の評価で選考委員7名の方が最終的に8候補から4候補に選んでいるわけですが、そのうち北ノ沢を7名中2名が最も低い点数で評価しているのです。今数字は出しませんが、そういったものがまず事実としてあるというのを付け加えたいというように思います。

それと、その選考委員の部分から言うと、これも通告の後に起きている事実として、情報提供としては伝えておりましたが、3月16日に先ほど言った要望書を我々に出した団体が学習会を開いていまして、その中で、選定委員の1人の方にも出席していただきました。その方の話を聞くと、名前はここでは避けますけれども、北ノ沢の特徴としては地形学的用語では谷底のところと呼ばれ、尾根を頂点とする集水域の下部となるエリアなので、陸地と水域の両方を併せ持つことから生物多様性が高い空間であるということを言われています。

最後に、その方も8か所の中で見たときに、この千厩の北ノ沢は自然度が高いだけでなく、予定地の沢の下に新興住宅が隣接しているので、ここは間違いなく外れるだろうと思っていたということを所感で述べています。

それだけの土地であるというようなことだと思っておりますが、その中で私が聞きたいのは、今回、生活環境影響調査について説明会がありましたけれども、この方も生活環境面の部分で詳しい方です。生活環境影響調査を今回実施されているのですけれども、その中で、今回の新最終処分場は規模からして廃棄物処理法に基づく調査だけをしています。ただ、この専門家の方が言うには、より地域の方の理解、合意を得て進めるとか安全面を理解するためには、今回の埋立て面積は2ヘクタールから3ヘクタールで廃棄物処理法だけの評価にしていますが、さらに1個上の500ヘクタール以上の場合だと岩手県の環境影響評価条例に基づいて行うこととなっており、これはやらなくてもよいというわけではなくて、むしろ任意なのでやっていただいたほうがそういったものの理解が進むのではないかとされていました。

この岩手県の環境影響評価条例に基づく調査をする考えが、先ほどの説明会の中でいろいろ出された意見がありましたけれども、そういったものの調査をする予定があるかどうかは考えているかどうかお尋ねします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 今回、生活環境影響調査ということで事業を実施いたしました。それまでの説明会でも周辺環境への影響なりに対する不安というお話しが非常に多かったというところ

で、そういうところのお答えを出すには生活環境影響調査という部分でお答えができるのかという考えで実施しておりますし、法令で求められている分は当然行ったところであります。そういうところもありますので、これ以上の上乘せの調査というのは現時点では考えていないというところであります。

議長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3番（岩渕典仁君） これ以上深くいきませんが、先ほど言ったように、やはり理解を進めるといったときに、その専門家の方も言われるように、さらに上の評価までした上でさらに問題がないということが示せれば、逆に言えばこれは理解が進む方向にもなるのかとも思いますので、今の段階では考えていないということですが、ぜひ検討のレベルはしていただきながら、実施について管理者にもお願いをしたいというように思います。

次に、3番目の施設整備の進捗状況と今後の計画についてお尋ねします。

先ほど今年度、令和7年度の計画では文化財調査とか緩衝緑地帯の整備に関することをやっていくという答弁をいただきました。私が一番気になったのは、この文化財調査が必要になった理由は先ほど教育委員会云々というような話がありましたので、ある程度理解をしたのですが、一問一答なので次にいきたいと思いますけれども、それではその文化財調査の評価、調査する概要、面積とか期間とか、そういったものをまずお尋ねします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 文化財調査についてであります。新最終処分場の建設予定地は埋蔵文化財の包蔵地には該当しないということは事前に確認しておりました。開発面積が1万平方メートルを超える予定であることから、一関市教育委員会において現地踏査による分布調査や試掘調査を行ったところ、昔の施設や生活の跡と思われる遺構が確認されたため、文化財保護法第93条第1項の規定により発掘調査が必要となったものであります。

発掘調査の範囲は、試掘調査を行った範囲である約700平方メートル程度と考えており、また、調査期間は約3か月と見込んでおります。詳細については未定であります。今後、範囲や期間の詳細を一関市教育委員会と協議をしていくこととしております。

議長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3番（岩渕典仁君） 分かりました。理由も答弁いただきまして、ありがとうございます。そして、面積と期間も理解しましたが、これはこの中に何か重要な文化財があったという場合は、さらにその期間が、調査をもっと深くしていくものなのか、もしくは面積を広くしていくものなのか、どういう文化財調査の意味なのかどうかも分かりませんが、どのようなことを考えているのかお尋ねします。

議長（千田恭平君） 吉田事務局次長兼総務管理課長。

事務局次長兼総務管理課長（吉田健君） 文化財調査につきましては、具体的なその範囲、それから今後どのように広げていくかということについても含めて、実際に採掘の調査をした上で一関市教育委員会と協議して決めることになると考えております。

議長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3番（岩渕典仁君） 分かりました。

ぜひ、情報提供とかの結果については、逐次議員のほうにも、そして住民の方にも説明をいただきたいというように思います。

もう一つ、令和7年度の計画の中で緩衝緑地帯の整備に入っていくということが予算の中にあ

るのですが、どのようなプロセスというか、スキームの中で進んでいって、どのように決定していくのかというところの流れを教えてくださいと思います。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 新最終処分場の敷地内に整備する緩衝緑地帯につきましては、千厩地区のまちづくりの観点から活用方法については千厩地区の地域協働体であります千厩地区まちづくり協議会とこれまでも意見交換をしてきておりまして、今後も継続してまいりたいと考えております。

また、新最終処分場の予定地の周辺住民の方々との意見交換も行いたいと考えておりますが、開催時期や開催方法については未定であります。

緩衝緑地帯の活用方法の決定までのプロセスにつきましては、現時点で明確に定めているものはございませんが、今後、千厩地区まちづくり協議会からの意見などを参考にしながら検討をしてまいりたいと考えております。

議長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3番（岩渕典仁君） 大まかなスキームであったりプロセスについては未定な部分があるということとは分かったのですが、その全体の整備計画の中で緩衝緑地帯自体がいつまでにどのように完成するかというか、スケジュールというものはあるかと思うので、それについてお尋ねします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 今後のスケジュールという部分になりますが、緩衝緑地帯の活用方法については地元と協議をさせていただきたいということでありまして、この活用方法の方針が固まり次第、令和7年度中に測量設計に入りたいと考えております。

また、令和8年度に新最終処分場の建設の予定をしておりますので、それと併せた形で工事に入りたいと考えているところであります。

議長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3番（岩渕典仁君） 令和7年度の部分に関しての部分は理解いたしました。

次に、施設整備を進める上での課題についてですけれども、課題の中で先ほど幾つか答弁をいただきました。ただ、先ほどの答弁の中では、私は残念だと思うのは、答弁の中だけを聞くと、順調に進んでいるので問題がない、それはもちろん議会の中では土地取得も含めて通った、ただ、少なくとも全会一致で通っているわけではないですし、土地取得の部分では1名の方が、一時的に仮契約したものが、やはり地域住民のことを考えて、やはり合意を得なかったということがありますので、決して順調に進んでいるというようには思っておりませんが、そのような、先ほどの1回目の部分の住民合意、私は住民理解と言ったほうが多分逆質問もされないのかと思いますけれども、その住民理解を進めるプロセスは問題としては捉えていないということなのか、それについて説明会もあえてする予定はないということをおっしゃっていただきましたけれども、私は一番、これは議会の附帯決議でも出している部分で必要だというように思っているのですけれども、まず課題として捉えていないと言われたら質問もできないので、これについて課題として捉えていない理由についてお尋ねします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 住民理解につきましては、以前の答弁でもしておりましたが、整備する前段ではなくて、施設整備、稼働後も住民の不安解消とか施設の運営状況、そういう施設について

の理解はいただいていく必要があるというように考えておりますので、これについては施設整備にかかわらず、全体について施設の理解を深めていくということは必要だと考えております。

あえて課題というように申し上げれば、これまでも申し上げておりましたが、施設整備について知らなかったというようなお話をよくいただきました。そういうことから、施設整備を進めていく上で情報をいかに住民の皆様へ届けるかということが課題であり、これまでもそのことに意を配して進めてきたところでありますし、今後においても住民の皆様へ情報をしっかり届けるというところに留意しながら進めてまいりたいと思います。それが理解を進めるということにつながっていくものというように考えております。

議長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3番（岩渕典仁君） 私の質問は、その理解が進んでいないということを課題として捉えてほしいということなのです。どうやって理解を得るために進めるかという答弁をもらうために聞いたのではなくて、課題は何かという質問に対して、そういう理解がまだまだ進んでいないということも課題であると、私は捉えていただきたいというのが一つです。

ただ、今答弁をいただけませんでしたけれども、ある程度の理解が進むことの重要性は答弁いただいたというように思いますので、そこで管理者に質問しますけれども、その課題として、理解を進めることが必要だという捉え方をしたときに、これは先ほど言いましたように、やはり住民が不安に考える、これは何度も私の一般質問でも言っているのですけれども、直接、管理者と膝詰めをしながら、いろいろと自分たちの不安であったり、心配に思うことを伝えたいと切に望んでいます。理解を進めるためにも、やはり管理者が直接理解を進めるための環境をつくっていくものだというように思いますけれども、管理者がどのように考えているかお尋ねします。

議長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 選定委員会から4か所の報告があつて、それを4か所から1か所までに絞り込んでいく過程において、当時、私は副管理者としてほぼ全ての説明会に出席をいたしました。説明を直接してまいりました。その後1か所に決まってから、絞り込まれてから今のような状況になっているものと承知をしてございますが、私ども1か所になったまでのプロセスも含めて副管理者以下が対応して説明しているのですが、節目、節目で私も実際に行つて発表させていただいたわけでございます。極めて具体的、かつ個別的な疑義に対してお答えをしていくことだと思つてございまして、そうしたところは技術的な観点から、個別の具体的な観点から事務方なり、あるいは副管理者がそうした事務の総括として申し上げている訳でございまして、私も必要などころに関してはお邪魔して話をしたので、それで足りないと言議員がおっしゃるのであれば、議員としては足りないという御認識だと、このように受け止めた次第でございます。

議長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3番（岩渕典仁君） 私が足りないと言っているのではなくて、住民の方々が直接お話をしたいということを言われています。ですので、そこは最終的な決定者として、そういったものがあるのであれば、やはり直接管理者が出向いて、副管理者も一緒でもいいと思いますけれども、理解を進めることが必要だと思いますので、再度その部分について短くお願いします。

議長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） なかなかこういった部分は短くお話しできないのですが、短くお話しいたします。

いろいろな場でお会いすることはございます。それから非公式な場ではありますが、若い方たち

とも随分とかなりの時間を費やしてお話をさせていただいたことにもございます。そうしたような努力はしているつもりでございます。

議長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3番（岩渕典仁君） 青年部の方もすごくお話を聞いてもらったというように感謝していましたが、ただ、それがしたいと思ってもなかなか環境がないと、説明会の中に来ていただけないのでやはり残念だというような思いがありますので、理解を進めることは今後必要だというように思いますし、先ほど言った疑義の部分に関しても、やはりきちんと調査をしながら我々も質疑をしたいと思っておりますので、引き続きよろしく申し上げます。ありがとうございました。

議長（千田恭平君） 通告時間に達しましたので、岩渕典仁君の質問を終わります。

次に、齋藤禎弘君の質問を許します。

齋藤禎弘君の質問通告時間は60分で、一問一答方式です。

4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） 日本共産党の齋藤禎弘です。

通告に沿って介護保険事業について9点お尋ねします。

政府は訪問介護の基本報酬を2024年4月から2%から3%引下げました。介護サービス全体では報酬を僅かながら引上げた一方で、訪問介護を狙い撃ちした引下げです。

この介護報酬の引下げでは、訪問介護事業者を運営する事業者にとってまさかの引下げでした。経営が苦しい介護業界の中でも特に訪問介護の経営が苦しいというのが現場の実感だったからです。人員不足やコロナ禍、急激な物価高騰といった介護事業に共通する何重もの苦境に加えて、訪問介護は利用者宅を1件1件回るため、自動車のガソリン代高騰も直撃しています。

厚生労働省の調査を基にした、しんぶん赤旗の報道によれば、訪問介護事業者の約4割が2022年度以降3年連続で赤字であることを明らかにしています。介護報酬の改定は3年に一度行われます。2024年の改定では、本来こうした苦境から訪問介護事業者を守るための報酬引上げが必要でしたが、逆に引下げられました。

報酬改定の影響は、引下げ後の報酬が各事業所に支払われる2024年6月頃から経営への打撃となって現れ、全国で訪問介護事業者や事業所の消滅と利用者の訪問介護を受けられない危機を広げています。

そもそも政府は2000年の介護保険制度スタート以来、物価や最低賃金の上昇にもかかわらず、訪問介護の報酬を引き下げてきました。2024年1月に報酬引下げの方針が公表されたときには介護事業者の経営環境は既に過去最悪の状況でした。

東京商工リサーチの調査によれば、2023年に負債1,000万円以上の倒産した介護事業者は過去2番目に多い122社でした。倒産以外の休廃業や解散は過去最多の510社で、1年間で全国で632社が消えました。そのうち訪問介護事業者は介護事業者の倒産は5割以上の67社、休廃業や解散は7割以上の360社を占め、いずれも過去最多でした。1年間で427社が消えました。倒産や休廃業で訪問介護事業を営む事業者が消えれば、さらに多くの事業者が消え、訪問介護を受けられなくなった多くの利用者が事業所変更や転居などを迫られています。こうした危機的状況にもかかわらず、政府は報酬引下げを強行したのです。報酬が引下げられた2024年は訪問介護事業者の倒産がさらに加速しました。

東京商工リサーチが継続している調査によれば、2024年の訪問介護事業者の倒産は81社と過去最多で、倒産件数の半数以上を占める状況となってしまいました。同社はこの倒産件数について、

事態の深刻さが高まっているとしています。

次の改定は2027年4月ですが、直ちに報酬引下げを撤回し、事業所存続のために抜本的な支援策を講じなければ、さらに多くの事業者や事業所が倒産や休廃業に追い込まれます。

また、今年1月10日付、しんぶん赤旗日曜版の報道では、全国では2024年12月末現在、訪問介護施設がない自治体は2024年6月末から10町村増加し、全国107町村となりました。事業所の休廃止が加速し、さらに空白が拡大しています。さらに残り1か所となった自治体が272市町村と報じました。これは訪問介護が消滅、またはその危機にある自治体が全国1,741市区町村の5分の1を超えていることとなります。この数は、同じ形式のデータ比較が可能な2020年12月末時点では、事業所ゼロが83町村、残り1が260市町村でした。じわりじわりと空白が広がってきています。

この一関市においても、採算が合わない、職員が集まらない、こうした理由で訪問介護を休止した事業所もあります。

この実態にマスメディアも注目し、訪問介護の危機を報じています。2024年12月2日に放送されたNHKテレビあさイチでは、しんぶん赤旗の調査を基に訪問介護事業所消滅マップを番組内で紹介し、「介護危機！どうなる私たちの老後」と報じました。しかし、このような中で地方議会では、訪問介護の危機打開に向けた取組が進んでいます。

日本の社会保障制度の改善を目指して、労働組合、医療機関と福祉関連の諸団体、女性団体などの組織が集まって1958年に創設された中央社会保障推進協議会は、報酬引下げが強行された2024年4月から訪問介護費の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を求める請願と陳情を全国に呼びかけてきました。今年2月26日時点では、岩手県をはじめとする13の県議会が訪問介護の報酬引上げや財政措置を求める意見書を可決し、県議会レベルで訪問介護の窮状が受け止められています。この請願や陳情は、全国223の自治体で採択され、意見書は215の自治体において可決されています。

介護保険を持続可能な制度に改めるためには、国費による新たな公的助成の仕組みをつくり、国の責任で介護職員の賃金を全産業平均並みに引き上げること、訪問介護報酬の引下げを撤回し、さらに介護事業が消滅の危機にある自治体に対して国費で財政支援を行う仕組みを早急に創設する必要があります。

介護は家族任せにせず、社会全体で支えるという介護保険制度の創設時に立ち返った制度の立て直しが必要です。

そこで、1点目の質問です。介護保険料の滞納状況と差押処分の状況について、近年の動向と併せてお尋ねします。

2点目は、第9期介護保険事業計画における保険料の設定について、どのように評価されているのかお尋ねします。

3点目は、第9期介護保険事業計画における施設整備の進捗状況についてお尋ねします。

4点目は、訪問介護サービスの従事者1人当たりのサービス利用者数の推移についてお尋ねします。

5点目は、訪問介護サービスの従事者の年代別従事者数についてお尋ねします。

6点目は、訪問介護の報酬引下げによる影響についてお尋ねします。

7点目は、介護離職の実態についてお尋ねします。

8点目は、高齢者施設におけるクラスターの発生状況についてお尋ねします。

9点目は、高齢者施設の新型コロナウイルス感染症対策についてお尋ねします。

以上、壇上からの発言といたします。御清聴ありがとうございました。

議長（千田恭平君） 齋藤禎弘君の質問に対する答弁を求めます。

佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 齋藤禎弘議員の質問にお答えいたします。

私からは、第9期介護保険事業計画における保険料の設定の部分についてお話を申し上げます。

第9期介護保険事業計画では、介護保険料の上昇を抑制するため、所得の標準段階を11段階から13段階にする見直しや、基準月額に乗じる標準的な割合とされる標準乗率については、高所得者の標準乗率を引上げ、低所得者の標準乗率は引下げを行ったところであり、これにより、第8期介護保険事業計画との比較では、所得区分の第1段階から第8段階までの介護保険料の年額は下がり、第9段階以上の年額は上がっているところであり、

計画期間内の介護サービス費用の財源として、介護給付費準備基金から6億5,000万円の取崩しを見込み、介護保険料上昇の抑制を図り、第1号被保険者保険料基準額は月額で第8期介護保険事業計画の6,167円に対し、第9期介護保険事業計画では6,155円と12円の減としているところであり、

介護保険制度の持続性を確保する観点から、今後の介護給付費の増を見据え、第1号被保険者間での所得再分配機能を強化することで低所得者の保険料の上昇を抑制する設定になっているものと捉えてございます。

なお、そのほかのお尋ねにつきましては、事務局長が答弁いたします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 介護保険料の滞納状況と差押処分の状況についてであります。直近5年間の現年度分の各年度末時点の滞納繰越件数とその額は、令和元年度が1,151件で1,820万円、令和2年度が1,161件で1,645万円、令和3年度が1,060件で1,575万円、令和4年度が852件で1,511万円、令和5年度が927件で1,579万円、令和6年度は12月末時点となりますが、納期未到来のものを除く未納額は983件で1,589万円となっております。

過年度分の各年度末の滞納繰越件数とその額は、令和元年度が1,441件で2,139万円、令和2年度が1,369件で2,011万円、令和3年度が1,144件で1,959万円、令和4年度が742件で1,285万円、令和5年度が771件で1,335万円となっております。

なお、督促や催告を行っても納付いただけない方に対して、給与や預貯金、不動産などを差し押さえる滞納処分は、介護保険料についてはこれまで行った実績はございません。

次に、第9期介護保険事業計画における施設整備の進捗状況についてであります。令和6年度に整備する計画の認知症高齢者グループホームと小規模ケアハウスにつきましては、公募により選定された2事業者から事前協議の申請があり承認したところでありますが、当該2事業者から介護職員について必要な人員を確保できないことを理由に開設時期の延期について相談があり、現在、事業者と協議を行っているところであります。今後、事業者における体制が整い次第、サービスの提供を行う予定としております。

次に、訪問介護サービスの従事者1人当たりのサービス利用者数の推移についてであります。組合管内の実績は把握していないところでありますが、厚生労働省が実施している介護サービス施設事業所調査によると、直近5年間の全国の推移は令和元年度が2.30人、令和2年度が2.30人、令和3年度が2.30人、令和4年度が2.39人、令和5年度が2.43人となっており、岩手県の推移は

次に、高齢者施設の新型コロナウイルス感染症対策についてであります。当組合では新型コロナウイルス感染症を含む集団感染への対策として、平時から国や岩手県から発出される感染症対策の情報を組合ホームページへの掲載やメールによる事業所への通知により提供することで、感染症の予防と発生時の適切な対応について注意喚起を行っているほか、事業所に対する運営指導において感染時の対応を想定した業務継続計画の策定を推奨しております。

感染症が発生したとの報告を当組合が受けた場合は、施設内での感染症対策の強化や一関保健所への相談を促し、施設内での感染拡大防止に努めていただいているところであります。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） 再度お尋ねいたします。

まず最初に、滞納者の状況、差押処分についてですけれども、その滞納者の状況の推移について、組合としてはどのように認識されているのかお尋ねします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 介護保険料の滞納の推移ということですが、介護保険料の直近5年間の滞納繰越件数とその額は、令和元年度から令和4年度までは減少傾向で推移してまいりましたが、令和5年度は令和4年度と比較して微増となったところであります。令和5年度が増加した理由として、普通徴収の被保険者数が令和4年度よりも増え、調定額が増加したため、滞納件数及びその額が増加したものというように捉えております。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） 差押えについては今まで一度もなかったということですが、今後もしそのようなしていただきたいということをお聞きします。

次に、組合のホームページを拝見しますと、保険料を滞納した場合というようにございます。1年以上滞納すると利用者サービス費用を一旦全額を自己負担いただきますというペナルティー、2年以上滞納するというようにございますが、現在、このようなペナルティーを課している利用者というか、被保険者はどのくらいいらっしゃるのか、実態をお聞かせください。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） すみません、数を把握しておりませんので、確認の上お答えさせていただきます。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） よろしくお尋ねいたします。

次に、保険料の設定についてお尋ねしますが、先ほど6億5,000万円ほど繰入れしたということでしたけれども、保険料そのものは第8期よりは確かに減ってはいますが、その2000年、介護保険制度が発足した当時に比べればもう倍以上に保険料が値上がりしています。こういった実態がありまして、第1号被保険者については大きな負担というようになっていますが、それ以外に先ほどお話しした軽減策についてはどのような検討をされたのか具体的に御紹介ください。

議長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 介護保険料の軽減策についてのお尋ねでございますが、現在の介護保険制度では自治体の裁量の余地が少ないと考えておまして、独自の軽減策を講じることは難しいというように捉えているところであります。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） その裁量の余地がないという根拠をお聞かせください。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 介護保険制度については保険料、市町村、県、国の負担割合が定まっているという中でありますので、その枠を超えた中で保険料の負担割合を増やすとか減らす、それに伴う自治体の負担を増やす、そういうようなことはできないというような認識の下で負担割合が定まっているということが根拠ということでございます。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） もう一度お尋ねしますが、その保険料の設定については承知しています。国、自治体、第1号被保険者、第2号被保険者というような割合ということは知っていますが、さらに自治体の分の負担を増やして保険料の減免というのはやろうと思えばできるというように考えますが、いかがでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 第1号被保険者の介護保険料で負担することになる費用について、構成市町村が法定負担割合を超えて負担するということは、費用負担の公平性を損なうおそれがあるため、国においても適当ではないという見解を示していることから、当組合でも介護保険料を引き下げのために構成市町村へ法定負担割合を超えて負担を求めるべきではないというような考えでございます。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） 今の答弁について、2002年3月19日、第154回国会の参議院厚生労働委員会についてのやり取りがございます。当時、厚生労働省は、自治体独自でやっている介護保険の減免について、今おっしゃる制度について、保険料の全額免除、収入のみに着目して一律の減免、そして保険料軽減分に対する一般財源の繰入れを不適切とするという三原則を自治体に示していたそうですが、当時の日本共産党の井上美代参議院議員は、この三原則は政府の単なる助言にすぎず、自治体がこれに従うべき義務はないことを当時の坂口力厚生労働大臣に認めさせています。この大臣からは、このときに三原則を乗り越えてやるというのをやめろとまでは言っていないというような答弁がなされています。ですから、一般財源、構成市町村に負担を求めて、保険料減免そのものについてはやろうと思えば制限とか国の縛りとか、そういうものはないというように考えますが、いかがでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 介護保険制度については、当然、自治体のみでの運営ということではなくて全国的な制度ということで、やはり全国的に均一のサービスが提供できる、負担していただく、そのような基本的な原則的な考えがあるというように思っておりますので、やはり国の指導、助言、そういうものについてはそのような内容を受けて対応していくということが適切なものではないかというように考えてございます。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） ですから、厚生労働大臣の答弁にもありますように、自治体独自にできるといって答弁されているわけですから、後ほどにもお尋ねしますが、全国一律のサービスと言っても、これは全く崩壊している状況でもあります。特に訪問介護については先ほど申し上げましたが、訪問介護するサービスの事業所が1か所もない自治体も、先ほど最初の質問でも申し上げましたが、あります。そんな中で、減免そのものについては組合としても構成市町村に応援を求めながらやろうというように考えればできるというように考えるのですが、実際、構成市

町が応じるかどうかという問題はありますけれども、そういうのは求めていくべきではないかというように考えますが、いかがでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 構成市町に対する考えというのは先ほど申し上げたとおりであります。費用負担の公平性を損なうおそれがある、また、国においても適当ではないという見解を示されているということから、組合のほうから構成市町へ負担を求めるといった状況ではないというように考えております。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） 国の指導と今お話しがりましたが、先ほど申し上げたように2002年3月19日の厚生労働委員会のやり取りについて、今私は紹介したわけですが、これは一切ないものだというような答弁というように受け止めますが、いかがでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 国会の答弁とか、そういうものもそのとおりだとは思いますが、それらを加味した上で組合としてそう判断しているということでもあります。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） 独自の減免制度をやる気がないというような答弁というように取りますが、それでよろしいですか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 独自の取組については現時点では難しいという認識であります。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） 先ほど滞納状況とか、そういったものの紹介がありました。特別徴収では滞納は出ないため、普通徴収からということでしたけれども、いずれ、物価高がどんどん進んでいますし、そういった状況の中でもまた増えていくのではないかとというような心配がございます。そもそも介護保険は、保険料がどんどん上がる一方、サービスはどんどん切り捨てというのが、事務局長も当然承知されているはずだと私は思料しますが、そういった状況も含めて、もう少し保険料の減免について、検討していくべきだということを申し上げまして次の質問に移ります。

次に、第9期介護保険事業計画における施設整備についてですが、人員確保ができない延期の申込みがあり協議中ということでございますが、延期して開始される時期というのは具体的に協議の中に出ているのでしょうか、御紹介ください。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 施設整備の開始時期につきましては、現時点では法人のほうでも人員確保に努めているというところではありますが、いつ開始できるかというめどが立っている状況ではないということでもありますので、引き続き協議をさせていただいているという状況であります。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） 介護サービスの施設整備については、組合としてもきちんと責任がありますので、適切な支援をしながら早期に開設できるよう支援していただきたいということを申し上げておきます。

それで、当初計画にあって辞退されたという事業者があるのであれば御紹介ください。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 現時点では、そういう事例はございません。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） 第9期介護保険事業計画は令和6年度、令和7年度、令和8年度ですけれども、令和7年度、令和8年度に開設の予定の施設等の状況について、今分かる範囲で結構ですので、お聞かせください。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 第9期介護保険事業計画の施設整備については、令和6年度に予定している分については公募の手続きを進めて、現在法人のほうで調整しているところであります。

令和7年度は、公募の予定がございませんので、令和8年度に介護医療院等の公募を行い、施設整備に向けて行っていくという予定にしております。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） 令和8年度にこれから公募、介護医療院ですが、公募ということでしたけれども、確かに第8期では計画にはあったけれども実現できなかったというように記憶していますので、その辺、必ず実現できるように組合としても最大限努力していただきたいということを申し上げておきます。

次、訪問介護サービス従事者1人当たりのサービス利用者数の推移についてですが、先ほど御答弁がございました。訪問介護従事者数、岩手県では、先ほど令和5年度で3,824人というように御答弁がございました。その次に年代別の御答弁では正規、非正規合わせて1,341人というようにあります。これは数字が合わないのはどういった理由からでしょうか、お答えください。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 申し訳ございません、確認して答弁をさせていただきたいと思っております。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） 先ほど従事者1人当たりの利用者数が令和5年度で岩手県が2.83人ということは、訪問介護に従事している方が1人当たり2.83人ということですから、これは1日当たりの利用者数でしょうか、それとも単純に利用者数を従事者で割っているというように考えますが、これはどのような計算方法でしょうか。実際、私も今までのを拝見していると、2.83人ということはおよそ3人ということですから、実際に訪問介護サービスを受けて1人の従事者が担当しているのはもっと多いような実感があるのですけれども、これはどのような根拠なのか、もう一度お尋ねします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） この1人当たりのサービス利用者数の計算ですけれども、訪問介護従事者数の総体を訪問介護の利用者数で割ったという状況であります。1人1日幾らではなくて、利用者数の総体を従事者で割り返した人数というようになっております。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） そうすると、実際もっといらっしゃるのではないかという私の実感ですけれども、どうでしょうか。本当に1人1年間で2.83人ということでしょうか。それを1週間に何回かというように訪問するというようには考えられるのですけれども、そういった認識でよろしいのでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 人数とすればこの人数で、実態とすれば議員おっしゃるとおり、サービス内容によって、食事のサービスであれば例えば日に3回、週に何回、そのような回数というもの

は、人数だけで今お答えしておりますので、回数がイコールかというところではないという状況でありますし、サービスの内容でやはりその人によっても差が出てくるかと思っておりますので、そういうことを含んでいる数字だということで御理解いただければと思います。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） 承知しました。

次に、年齢構成についてお尋ねしますけれども、先ほどの御答弁ですと40歳から64歳の方が64.2%と、およそ6割以上を占めています。65歳になると19.9%ですが、先ほどの御答弁、約2割ということで、全体として年齢の高い方が多いというように認識しますが、この年齢構成を見て組合としてどのような所感をお持ちなのかお聞かせください。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 年齢構成を見ますと、やはり若い方の割合が少ないということだと思いますが、その要因として捉えている部分を申し上げますと、訪問介護サービスの従事者の高齢者の割合が高いということについては、その業務が、短時間勤務に加え、早朝や夜間、祝日の勤務などがあることから、10代から30代までの求職者が少ないことが要因なのではないかというように捉えているところであります。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） いずれ、全国では80歳を過ぎたヘルパーの方がおむつをしながら介護を行っているという、そういう実態もあるように伺っております。本来介護されなければならないような年齢の方が介護をして歩いているというのが実態にあります。

この組合管内では実態は承知していませんが、いずれ訪問介護は、実際に休止した事業者の方にお聞きしましたけれども、まず人が集まらない、採算が合わない、報酬が低くなったという影響なのでしょう。こういったのが管内に限らず全国で起きています。それで、その中でやはり若い従事者というのを、当然組合の責務として確保していく必要があるというように私は考えます。そうでなければ、いずれ訪問介護をする方がいらっしゃらなくなるという状態も危惧されます。

それで、若い従事者を確保する手だてについて、具体的にどのようなことをされているのか御紹介ください。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 介護従事者という広い範囲でのお話になりますけれども、この人材確保の支援策であります。介護職員などの賃金や報酬については、介護報酬における介護職員処遇改善加算などの介護保険制度上の仕組みがあることから、当組合では、当組合が指定する介護事業所に対して、職員の賃金や職場環境の改善について介護保険制度上の仕組みどおり運営されるように指導を行っております。構成市町では、介護人材の確保・定着に向け、介護職員研修奨励金、介護職員就職奨励金、介護保険施設等人材育成支援事業、介護従事者向け研修、生活アシスタント養成講座などの事業を推進しているところであり、介護人材の管内事業所への定着に取り組んでいるところであります。

また、岩手県では、令和7年度から、介護職員の賃金の上昇分に対する補助額の見直しや、新たに補助対象経費として人材募集経費や働き方改革に向けた研修費を加えるなど、介護分野の人材確保に向けた支援を強化する方針と聞いているところであります。

すみません、この場を借りて、先ほど、後ほど答弁いたしますと申し上げました部分で、給付制限の件数をお答えをさせていただきたいと思っております。

給付制限の実績ですが、令和4年度が3件、令和5年度が11件、令和6年度が6件という内訳でございます。

また、先ほど、従事者数が合わないということでありましたが、3,824人は国が調査した訪問介護事業所の従事者数であり、年代別の数の1,341人は調査に回答した訪問介護事業所に従事する人数ということでの違いでございます。

また、施設整備の関係で、令和8年度に整備予定をしている施設については、令和7年度に公募を行うということでもありますので、訂正をさせていただきます。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） 先ほどの従事者を確保する手だてということで、処遇改善というような御紹介がありました。ほかにもありましたが、これはきちんと介護事業者に周知なされているのでしょうかお尋ねします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 制度につきましては、当組合でも介護事業者に運営指導なり訪問し、意見交換なり指導する場面が多々ございますが、そういう場面を利用いたしまして制度の周知なり運用について説明をしているというところであります。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） 処遇改善について、国の制度ですけれども、実際管内の事業者、利用されていない事業者も存在しています。それを聞いた職員の方が嫌気が差してほかの事業所に移るといふ、そういった事態も発生していますが、利用しない事業者というのは当然把握されているというように承知しますが、申請しなかった事業者に対して、きちんと指導とか何かされているのでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 先ほどの国の制度の活用について、事業所を訪問した際にはほとんどの事業所で利用はされているという状況であります。ただ、中には議員がおっしゃるとおり、そういう制度を利用されていないという事業所もございますので、そういうところについては、指導に行った際に制度の周知並びに活用について話をしているという状況であります。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） それでは、きちんと指導していただくようお願いいたします。

賃金についてですが、私が聞いた方は24歳の男性の方だったのですが、この方は高校在学中から働いています。いずれ、とにかくその職場を辞めたいと言っている。なぜかという、給料が安い、休みが土日関係ない、夜も仕事がある、当然介護ですから、人に関わるものですからそういうのはありますが、そういう勤務実態で、休みが土日ではない、友達と休みが合わない、夜もある、朝も、夜勤もあると、それを何とか乗り越えられる賃金の補償というのは、私は当然この介護人材を今後も若い人に広めていく、確保していくという分では当然必要なことであり、介護人材の確保のためには組合としてもきちんと責任を果たしていく必要があると考えます。やはり国だけの制度ではどこをどう取っても不足しています。1桁足りないのではないかとやっている方もいらっしゃいます。何か組合として独自に支援していく施策というのはこれまで検討されたことがあるのでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 職員の勤務条件というものの改善という部分になるかと思えますけれども、

やはり介護保険については介護保険の報酬というそういう大きな縛りがあるという中で、独自の取組というのはなかなか難しいという部分もございます。そういう中で、根本的な課題ということで国に対して要望していくというような取組を現在も行っているというところであります。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） 確かに組合としては難しいところがあるかもしれませんが、ただ、やはりそれを構成している構成市町が自らそういった手だてを講じるというのは当然できると、やる気になれば制度上の制限はないというように考えますが、その辺の認識はいかがでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 先ほど申し上げましたとおり、組合のほうから構成市町に対して独自の取組に対する新たな負担を求めるといった状況にはないというように考えております。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） 私の聞き方がうまくなかったと承知しましたが、組合としてはできないにしても、その構成市町である一関市、平泉町が独自にそういった手だてを取るとすることは可能だと考えるのですが、そうしたことに對して要望していくというような趣旨の質問だったのですが、そういったことを要望されていってはいかがかという質問です。いかがでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 組合に対する負担金を増やすか、構成市町での独自事業を行うかということではありますが、形とすれば最終的には同様の趣旨、内容の事業になるということでもありますので、組合から構成市町への申入れというのは同様に現時点では難しいというように考えております。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） いずれ、人材が集まらないという状況については承知していらっしゃるだろうし、ましてや少子化でどんどん生産人口が減っているわけですから、過酷な労働環境、賃金が安い、人材が集まらないというのは当然想定されますので、そういった部分についてきちんと対策を取っていくというのは、やはり組合としても責任があるというように認識していますので、組合として独自の支援策が難しいのであれば構成市町の一関市なり平泉町にきちんとそういった支援策を取っていくよう求めていく、求めること自体は私はできると、やる気になればできると考えますので、きちんとそういった対応を取っていただきたいというように考えております。ぜひ行ってください。

次に、介護離職の実態ですが、先ほど御紹介がありました、1,000人に対して582人の回答があった、約6割の方が回答されているのですが、この介護離職の実態について組合としてはどのような認識をお持ちなのかお聞かせください。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 介護保険制度が始まる前であれば、家族が介護するということで離職せざるを得ない状況があるということ、社会で介護を担っていくという趣旨で介護保険制度がスタートしたというような認識ではございます。そういう意味で、介護保険制度が運営されている中で介護離職が生じているということは、やはり好ましい状況ではないというように思います。

ただ、個々の状況にもよりますので、全てが介護保険制度で救えるものかどうかといえばそれはなかなか分からないというところもございますが、やはりこういう制度もございまして、介護離職というようなことはなるべく減っていくということが望ましいというように考えておりま

す。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） 確かに、介護保険ができてもうこういう回答者の6割近くが何かしらで離職なり家族が辞めたということがございます。そういった部分を見て、今の介護保険制度ですが、国の制度ですが、十分機能を果たしている、社会的責任を果たしているというように、組合としてはどのように認識されているのかお聞かせください。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 介護保険制度については、やはり社会情勢の変化によりまして、これまでも社会情勢に応じて制度の見直しというものはやってくるというところでありまして、今後も今の制度でいいかという、やはり今後、少子高齢化が進んでいく中で介護保険制度というものも見直しがされてくるというように考えてございますので、そういう中で課題については議論され、方向性が示されてくるのではないかと考えております。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） その時代に合わせて見直しされていくというような御答弁でしたが、保険料は発足当初、2000年から2倍から3倍になっています。介護保険の給付のサービスはどんどん切り捨てられていく、少子高齢化だという割にはサービスが引下げられているということで、時代の情勢に私は合っていないと考えますし、むしろ逆行しているのではないかと考えていますが、国の制度ではありますが、その辺の認識はいかがでしょうか。保険料は上がる、サービスはどんどん引き下げられていく、そういった状態ですが、これは社会情勢に適合した適切な見直しだったのでしょうか。どのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 介護保険料につきましては、今の時点で適切な料金設定がされているものというように捉えております。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） サービスについてはいかがでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） サービスにつきましても、国で介護保険の制度について検討をされているというところでありまして、現時点で課題があるものと承知してございますが、現時点のサービス提供とすれば今のサービス内容で適切に行われれば介護のサービスは行えるものというように捉えております。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） いずれ、事業計画が変わるたびに、以前は要支援1、要支援2が介護保険のサービスの範疇でしたが、今はそれが除外されています。いずれ、全部サービスは引き下げられているということでもあります。これはお金の問題、当然、保険料なり国、自治体からの報酬に支払われる分が当然影響するわけですが、やはり国の負担が少な過ぎるというように私は考えます。いずれ、社会福祉費は2025年予算は物価上昇の2.7%を下回っています、前年度対比で。ただ、その中で突出しているのが防衛費には9.何%というところでありまして。やはりそういった国費を投じて保険料を引き下げる、サービスをさらに拡充される、そういったことは当然国に対して要望していくことが必要だと私は考えます。いかがでしょうか、今度は管理者にお尋ねします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 介護保険のサービスの部分ですが、保険料のお話をさせていただきますと、保険料が上昇しているという話の中で、これについては介護給付費の抑制を図ることが介護保険の軽減につながるというように考えておりまして、構成市町などが実施する介護予防・日常生活支援総合事業の充実や、高齢者の保険事業と介護予防の一体的な実施について、構成市町と連携して進め、健康づくり教室などの通いの場に保健師などの医療専門職が関与し、虚弱対策、疾病予防に取り組むなど、健康寿命の延伸により介護給付費の増加を防ぐ方向で進めているところでありまして、令和2年度から令和6年度までの平均要介護度というものがございまして、これを見ますと若干ですが、下がっておりまして、令和2年度が2.61、令和6年度においては2.03ということで、大きく下がったということではありませんが、先ほど申し上げました介護予防の取組というものの成果というものも、こういう平均要介護度という数字の部分にも現れてきているのではないかとございまして。

議長（千田恭平君） 通告時間に達しましたので、齋藤禎弘君の質問を終わります。午前の会議は以上とします。

午後1時35分まで休憩いたします。

休憩 午後0時32分

再開 午後1時35分

議長（千田恭平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、千葉栄生君の質問を許します。

千葉栄生君の質問通告時間は50分で、一問一答方式です。

2番、千葉栄生君。

2番（千葉栄生君） 質問順番3番、千葉栄生です。

令和7年度施策の推進方針において、人口減少が進行する中、一人一人が安心して生活できる環境を整備することが重要であるとしています。そこで、施策の推進における衛生業務について、通告に沿って大きく2件について一般質問を行います。

まず、1件目は、当組合が計画している新処理施設、新リサイクル施設及び新最終処分場、各施設整備は住民理解を得て進めるとしています。そこで、2点について伺います。

1点目は、新処理施設、新リサイクル施設における説明会についてです。

第56回定例会以降に開催された令和6年11月の地区説明会、本年1月の建設予定地周辺自治会説明会において、参加者からどのような意見が出され、その意見に対しどのように対応するのか伺います。

2点目は、新最終処分場における説明会についてです。

本年1月19日に開催された建設予定地周辺自治会説明会及び限定のない住民説明会ではどのような意見が出され、その意見に対しどのように対応されたのか伺います。

最終処分場予定地では、計画に反対する4,315人の署名や請願、子ども達の未来と環境を守る会による公金支出は不当とした住民監査請求、住民訴訟が起きていることから、私は住民理解が進んでいないと感じていることから伺うものであります。

大きな2件目は、リサイクルや分別は構成市町と連携して3Rに向けた意識啓発を図り、資源化と減量化を推進するとしていることから、一般廃棄物の減量化への取組について2点伺います。

1点目は、令和6年度から新たに取組まれたコンテナ等回収実証事業についてです。

本事業により回収された種別ごとの回収量と、実証事業が行われた地区の住民からどの程度の理解が得られたと認識されているのかと、令和6年度の本事業により明らかとなった課題について、令和7年度に向けてどのような改善策が必要と考えているのかを伺います。

また、本事業後に実施した住民アンケートの内容と結果についてもお伺いいたします。

2点目は、小型家電回収についてです。

令和6年度から新たに回収対象品目を、卓上ガスコンロ、ホットプレート、電子レンジ、トースターの4種類を追加しました。そこで、令和4年度から令和6年1月までの回収量の実績の推移と小型家電回収の課題としてどう捉えているのか、その捉えている点について伺います。

未来を見据えたごみ問題解決のために、組合と住民が力を合わせて自主的なごみ行政を確立することが大切と確信しています。

以上、壇上からの質問を終わります。

議長（千田恭平君） 千葉栄生君の質問に対する答弁を求めます。

佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 千葉栄生議員の質問にお答えいたします。

一般廃棄物処理施設等の整備についてであります。

まず、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設、以下は新処理施設と申し上げます、及び新マテリアルリサイクル推進施設、以下は新リサイクル施設と申し上げます。これらに関する説明会についてでございますが、令和6年11月9日に弥栄地区の住民を対象とした地区説明会、また、本年1月31日に弥栄6区から弥栄8区までの住民を対象とした建設予定地周辺自治会説明会をそれぞれ開催したところであります。

令和6年11月9日の地区説明会は、地元の住民組織である一般廃棄物処理施設整備計画対策協議会の申出により開催し、対象範囲についても地元の意向を踏まえたものであり、その内容は、新処理施設及び新リサイクル施設の概要や廃棄物処理で発生する熱の利用計画などの当組合の計画内容について説明をしたほか、一関市の職員にも出席を求め、周辺の交通安全対策について説明したところであります。

また、併せて、説明会後に実施を予定している新処理施設敷地内の立木伐採や敷地造成工事についても説明をしたところであります。

説明会で出された主な意見であります。啓発施設として子供たちが遊びに来たくするような施設にしてほしい、あるいは新処理施設に設置する堆肥化設備を見学できるようにしてほしいなどの意見がございました。

また、本年1月31日の建設予定地周辺自治会説明会は、当組合からの申出により開催したもので、敷地造成工事の概要について、工事の期間や進め方、河川汚濁防止対策、交通管理の方法などを説明したところであります。

主な意見としては、過去の道路工事において、通行する工事車両によるトラブルがあったので注意してほしいなどの意見がございました。

いただいた意見については、関係機関との情報共有を行い、検討することとしたところであります。

次に、新一般廃棄物最終処分場、以下は新最終処分場と申し上げます。この説明会での意見とその対応についてであります。

本年1月19日に建設予定地周辺の住民を対象とした建設予定地周辺自治会説明会、また、一関

市または平泉町にお住まいの方がどなたでも参加できる住民説明会をそれぞれ開催したところがあります。建設予定地周辺の生活環境に支障がないことを確認するため、令和5年度から本年度にかけて実施した生活環境影響調査の結果と、災害に対する安全性などを含めた施設の概要の説明を行いました。

このうち、生活環境影響調査の結果については、調査を実施した大気質、騒音、振動、臭気、水質、地下水の6項目において、施設の稼働後も生活環境保全の目標を達成すると見込まれており、施設整備を進める上で新たに環境保全対策を講じる必要がないことが確認されたことを説明したところであります。

施設の安全性については、これまでの説明会において住民の方が懸念をされていた地下水の流れや周辺の井戸水への影響など生活環境への影響については、生活環境影響調査において問題がないことを確認したほか、大雨などの自然災害については、防災調整池や埋立地において対応ができる施設となるよう実施設計を行ったことなど、施設の安全性を具体的に説明したところであります。

説明会で出された意見としては、生活環境影響調査の結果や施設の安全性について、説明会に参加していない周辺住民の方々への周知を求める意見や、埋立てする廃棄物を減らすために住民自らが進んでごみの減量化に取り組む環境を醸成するよう組合に求める意見、また、これまでの説明会と同様に、周辺環境への影響を懸念する意見や新最終処分場建設候補地の選定過程に対する意見、また、建設候補地の撤回を求める意見などがございました。

当組合では、説明会で出された意見を踏まえて、説明会終了後に建設予定地周辺の住民を対象に、今回の生活環境影響調査の結果をまとめた資料を配布し、生活環境に支障がないことや施設の安全性について周知をしたところであります。

新最終処分場の整備に関する説明については、本年1月19日に開催した説明会をもって一区切りとなることから、今後は地域住民に対して緩衝緑地帯の活用に係る話合いや新最終処分場の建設や運営に係る具体的な説明を行いたいと考えております。

なお、そのほかのお尋ねにつきましては、事務局長が答弁いたします。

議 長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） コンテナ等回収実証事業、これについては以下実証事業と申し上げますが、この実施結果についてであります。令和6年度の新たな取組として、指定ごみ袋を使用せずに資源ごみを排出するための試みとして、集積所などにコンテナ及びネットを当組合で設置し、資源ごみを回収する実証事業を期間と対象地区を限定してモデル的に実施いたしました。

期間は昨年10月から12月までの3か月間、回収場所は一関市内及び平泉町内の計9か所の集積所のほか、一関市役所本庁、藤沢支所で実施したものであります。

実証事業により回収した種別ごとの資源ごみの量については、この実証事業は指定ごみ袋の消費を減らし、住民負担の軽減を目的に取り組んでおり、排出された資源ごみの重さは把握していませんが、回収したコンテナ及びネットの数で申し上げますと、68.8リットル入るコンテナ、これは500ミリリットル缶が120本程度入る容量になりますが、このコンテナで缶が53個分、瓶が65個分です。また、340リットル入るネット、こちらは500ミリリットルのペットボトルが340本程度入る容量になりますが、このネットではペットボトルが73枚分、プラスチック製容器包装が108枚分でありました。

今回の取組に対する住民の理解はとのお尋ねについては、今回のごみ出しの仕方に対する理解

といった意味で申し上げますと、一部、指定ごみ袋に入れたままの資源ごみが出される状況が見られましたが、おおむね種別ごとに正しく資源ごみが出されており、集積所周辺に資源ごみが散乱していることもほとんどなかったことから、多くの住民の皆様にご理解と御協力をいただいたものと捉えているところであります。

次に、明らかになった課題はどのお尋ねについてであります。回収するためのコンテナなどの設置及びそのコンテナなどの保管スペースを確保できないようなところは回収場所とすることが難しく、管内全ての集積所でコンテナなどでの回収を行う場合は、コンテナなどを設置するスペースのない集積所は別の場所への変更が必要となること、雨天や強風時はプラスチック製容器包装のような軽いものはコンテナやネットから飛散しやすいこと、一関市役所本庁及び藤沢支所では想定していたより住民の利用が少なかったこと、従来の収集に比べ回収の際に作業に要する手間がかかり、作業時間が増大したことなどを主要な課題として把握したところであります。

また、実証事業後に実施した住民アンケートでは、実証事業に対する感想、改善点、意見などについて196世帯に調査を行い、101世帯、51.53%の方から回答がございました。

アンケートの結果は、約7割の方が、指定ごみ袋よりコンテナ回収のほうがよいと回答しており、指定ごみ袋の回収のほうがよいとの回答を大きく上回ったところであります。

コンテナ回収がよいと答えた世帯からは、指定ごみ袋を節約できる、コンテナなどに出しやすかったという感想が多く、指定ごみ袋による収集がよいと答えた世帯からは、指定ごみ袋の方がごみを出しやすい、コンテナに出すときにごみが散乱するという感想が多かったところであります。

また、改善点を尋ねる質問に対しては、雨天や強風時の影響を受けにくい設置場所の検討や曜日に関係なく常時出すことができる回収場所の検討といった意見が寄せられたところであります。

以上、申し上げた点を踏まえて令和7年度の実施に当たっては、設置場所についてはコンテナなどの設置及びスペースが確保でき、天候の影響を受けにくい場所で、曜日に限らずいつでもごみ出しができ、住民の利用が多い、例えば市民センターのような場所を想定し、回収作業についても、回収を行う受託業者の作業が効率的に行えるよう業務委託仕様の見直しを行うといった対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、小型家電回収の実績と課題についてであります。令和6年度は小型家電に使われている金属の再資源化などを図るため、小型家電回収の対象品目を拡充し、新たにカセットコンロ、ホットプレート、電子レンジ、トースターの4品目を追加し、住民へチラシを配布し周知を図ったところであります。

小型家電に含まれる再資源化が可能な有用金属の回収量の実績につきましては、令和4年度が35.75トン、令和5年度が36.56トン、回収対象品目を拡充した令和6年度が令和7年1月末現在であります。37.62トンであり、令和6年度が令和4年度及び令和5年度の回収実績を既に上回っていることから、回収対象品目の拡充により、従来不燃ごみとして排出されていた小型家電の一層の資源化が図られたものと捉えております。

小型家電回収を実施する上での課題でありますけれども、小型家電回収ボックスの利用拡大が進んでおらず、住民の小型家電回収への取組自体や、回収場所に対する認知度が高くないことが挙げられており、今後も住民に対して小型家電回収の事業について継続して周知を図り、金属の再資源化の促進につなげてまいりたいというように考えております。

議長（千田恭平君） 2番、千葉栄生君。

2 番（千葉栄生君） それでは、順次再質問させていただきます。

まずは、一般廃棄物の減量化の取組についてから再質問させていただきます。そのうちのコンテナ等回収実証事業ですが、結果を聞けばとてもよい感触だったのではないかと私は評価しました。目的がやはり住民の出しやすさということを目的としたというところが大きな評価になるのではないかと思います。ただ、その反省点とすれば、業者の負担が少しかかっているというような評価もあったと思われま。

それで、アンケート等も開催したわけですが、業者からもう少し具体的な提案のようなものがあつたのであれば教えてください。

議長（千田恭平君） 菅原事務局次長兼一関清掃センター所長。

事務局次長兼一関清掃センター所長（菅原彰君） 回収業者のほうにもアンケートを実施したわけですが、回収業者からのお答えといたしましては、やはりネットを取り替える作業に時間がかかったというところの御意見をいただいたところであります。

議長（千田恭平君） 2番、千葉栄生君。

2 番（千葉栄生君） そのネットの交換が大変だったというところで、こうしたほうがよいのではないかと業者からの提案があつたのかどうかを、もしあれば教えてください。

議長（千田恭平君） 菅原事務局次長兼一関清掃センター所長。

事務局次長兼一関清掃センター所長（菅原彰君） ネットを取り替える分についてはですけども、ネットを抑えている骨組みからネットを外して回収してきましたので、それを骨組みのまま積み込んで、別の骨組みとネットのセットを交換すれば、作業はそんなに大変ではなかったというような意見をいただいております。

議長（千田恭平君） 2番、千葉栄生君。

2 番（千葉栄生君） 意見はあつたということですが、具体的にこうしたほうがよいのではないかと提案はなかったということではよろしいのでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 今、一関清掃センターの所長がお答えしたように、回収方法の見直しをしたほうがよいというような業者からの提案という形での御意見でありました。

議長（千田恭平君） 2番、千葉栄生君。

2 番（千葉栄生君） 今回は試験的というか、実証実験で行ったわけですが、やはり業者負担も減らしながらこの取組を続けていくことが重要だと考えます。協力いただいた方々からはとてもよかったと、やはり指定ごみ袋を使わなくてよかったというような意見が多かったです。そこセットになって回収業者のほうの負担が減らせる取組が必要だと考えますので、ぜひ私がこうしたらよいのではないかとさえいえるのですけれども、まだ私もそこまで提案できるものを持っていないので、私も一緒になって考えながら、回収しやすい実証実験が今後も続けられるような取組になればいいと思っておりますので、引き続き頑張ってもらいたいと思います。

それで、検証結果のところ各地域の集会所等に配置する必要があるのではないかとというような検証もされたようですが、それに対して令和7年度はそういう自治会等集会所を管理されている団体等に働きかけをするような計画があるのかどうかお伺いいたします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） この実証事業につきましては、集積所からの収集、回収の実証については、ある程度課題は整理ができたというように考えてございます。資源物の回収については集積所の

回収と、今年度は一関市役所の本庁と藤沢支所で拠点回収のような形でやったのですが、そちらの利用があまりなかったということでもありますので、この拠点回収がどのような形であればもっと利用されやすいのか、そういうような視点で令和7年度は実施をしてみたいというように考えてございますので、現時点では地区の集積所ではなく、拠点回収のような形で実施できればいいということで現在計画をしているところであります。

議長（千田恭平君） 2番、千葉栄生君。

2番（千葉栄生君） 令和7年度は地域の集積所ではなくて拠点回収を継続して、利用してもらえるような方向性で考えていきたいというお話だったと思います。やはり本庁に置いてある場所もそうですが、なかなか目につかないような場所だったかと私は思います。確かにごみと言ったらあれですけども、リサイクルできるものですが、やはり玄関の近くに置くというのはなかなか難しいのかと思われませんが、目につく取組が必要だと思いますので、ぜひその辺も検討していただきたいと思います。

次に、小型家電回収についてです。回収量は大分増えたという結果でよかったと思っております。確かに品目が増えた分、重量的には増えるのだらうと思っておりますけれども、課題とすれば回収ボックスの周知がなかなか進んでいないのではないかというような答弁がありました。

その周知方法についてですが、どのような周知を今後していく、検討されているのかお伺いたします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） ごみの出し方なりは様々なことで周知をしておりますが、課題としてこれまでも申し上げておりましたけれども、分別の徹底をしていただくということがごみの減量化につながっていくというようなお話もさせていただいております。それで、今年度からこちらから出向いての勉強会なり、そのような機会を多く設けさせていただいておりますので、この小型家電回収も分別の一種というように捉えておりますので、そのような機会を捉えながら、普段のごみの分別に併せて小型家電回収というものも周知を図ってまいりたいと考えております。

議長（千田恭平君） 2番、千葉栄生君。

2番（千葉栄生君） 答弁の中で、学習会を行ってきたので、そこを通じながら周知をしていきたいというお話がございました。まさに分別を進めていく上で学習会を行っていくことが必要だと思いますので、その中で、この小型家電回収なり資源回収を進められるように周知をしていただきたいと、そして地域住民からの御理解、御協力をいただけるような取組を引き続き行っていたきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、新処理施設、新リサイクル施設について再質問させていただきます。

まずもっては新処理施設と新リサイクル施設の説明会の中で、子供たちが遊べるような施設になってほしいなど、堆肥の活用などの体験ができるような施設にしてほしいというようにお話がございました。さらには、周辺自治会の説明会では、工事関係の質問がかなり出されたと思っております。その中でも、スクールバスの停留所というか、乗り降りすることを懸念された質問があったと思われませんが、それに対する組合としての考え方というか、対応の仕方というものを検討されていることがあればお答えください。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 道路改良の部分になるかと思っておりますので、組合というよりは一関市のほうで検討されている部分というように思っておりますが、路線バスも通っているところで、住民の

方からの御要望などで国道の交差点改良の際には路線バスのバス停をきちんと整備するというようなこともございますので、そのようなところも活用していかれるのではないかとこのように捉えているところであります。

議長（千田恭平君） 2番、千葉栄生君。

2番（千葉栄生君） 路線バスの停留所のお話しもありましたけれども、やはり地元の方々が不安に感じているのは、やはり工事車両が通学路を通る確率が高くなるということかと思えますけれども、そこに対する配慮が欲しいのだという、不安要素について私はお聞きしているわけですが、それに対して、業者に危険を周知させるような取組や、配慮をさせるような指導などを行うのかどうかお伺いいたします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 組合の工事に係る分になりますと、本年1月の建設予定地周辺自治会説明会でもお話をいたしました。交通車両の出入りが多くなるということで、誘導員を配置し、交通安全対策には万全を期すということで説明をさせていただいておりますし、そのように対応し、安全は確保してまいりたいというように思っております。

議長（千田恭平君） 2番、千葉栄生君。

2番（千葉栄生君） ぜひよろしくお話ししたいと思います。やはり参加者からは、様々な不安があるという質問があったので、例えば歩道について要望したがどうなったのか、そして施設工事で川が汚れるおそれがあるのではないかとこのようにお話しもございましたけれども、それに対するその時々の説明、そして対応が適切に行われるように組合、そして業者にも努めていただきたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

それでは、最終処分場の再質問を行わせていただきます。

本年1月19日の住民説明会で生活環境影響調査に対する評価の説明だったわけですが、この調査の中で、施設を建てるには問題はないというような評価がされたというところで、組合のほうでは一安心だというようなお話がございました。ですが、やはりその説明を受けた住民の方々は本当にこれで大丈夫なのかと、あくまでも施設に対する評価は大丈夫だったということですが、住民の方々は、本当に大雨や大風が吹いたときに周りに影響はないのかというような不安を持って、今までもその不安を訴える方が多くおりました。ですが、組合とすれば何の問題もなく、対策をする必要はないからこのまま進めるのだというような見解だったと思われまいます。先ほど同僚議員も言うておりましたけれども、住民理解を得て進めていくのだと、この施設に関しては、それがなかなか進んでいないと当局も答弁していたと思われまいます。この住民理解が得られていない状況で淡々と進んでいく、用地取得が進んだので、これから伐採をして調査をしていくというような説明がございましたけれども、住民理解が進んでいない中でこの事業は進められてよいと捉えているのかお伺いいたします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 住民理解というお話しでありましたけれども、全く進んでいないという認識ではございません。今回の生活環境影響調査や実施設計を行ったことによって、災害時への対応、雨量がどのくらいまでであれば対応できます、そのような具体的なお話もいたしましたので、そういうことについて御理解いただいた方も多くいらっしゃると思っておりますので、そういう意味ではこれまでの説明の中で理解は進んでいるものというように捉えております。

議長（千田恭平君） 2番、千葉栄生君。

2 番（千葉栄生君） 確かにこの住民説明会の中での参加者からの意見を私たちが聞いて感じたところでの話しになってしまうわけですが、理解したという方々は少なかったのではないかと思います。むしろ、余計不安になった、調整池は本当にこの規模で大丈夫なのかというようなお話をされている方もおりました。やはり不安に思っている方々は、幾らデータや調査した結果で大丈夫だと言われても、本当に大丈夫なのかと、安心できるのかというところで不安を持っているわけです。その中で反対されている方々からも一定の提案をされている方もおられると思います。例えば、施設の形式をクローズド型にしたらどうなのだというような提案もあったと思われます。それに対する組合としての考えはどのように捉えているのかお伺いいたします。

議長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 今、一定の提案があったというようにお話でございました。クローズド型にしたらというお話でございますが、提案というのはどのようなことでしょうか。

すみませんが、また反問の許可をお取り計らいをお願いしたいと思います。

議長（千田恭平君） 佐藤管理者の反問権を許します。

時計を止めてください。

佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 今の御質問ですと、施設建設の見直しを求める方からクローズド型という提案があったというお話でありましたが、提案があったというようにことでよろしいでしょうか。提案があったということは、クローズド型であればよいというようなことになるのですが、そのように理解してよろしいのでしょうか。そういった前提に立って私どもは答弁してよろしいかどうかを確認したいと思います。

議長（千田恭平君） 千葉栄生君。

2 番（千葉栄生君） 参加者の中からは、このまま進めるのであれば、施設をクローズド型にしたら、例えば気仙沼市がクローズド型にしているというようなことも踏まえて、組合とすればそういう検討もするべきではないかというような参加者からのお話があったと、提案というか、あったわけです。

議長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 提案かどうか分かりませんが、そういったようなお話があったというように意味合いでございませうか。

なぜクローズド型だと不安が解消となるということなのか教えていただきたいと思います。

また、千葉議員自体は、クローズド型だったら不安解消につながるというようにお考えなのではないでしょうか。

であるとするならば、どういった理由からクローズド型は不安解消になるというように具体的な理由があるのでしょうか。教えていただきたいと思います。

議長（千田恭平君） 千葉栄生君。

2 番（千葉栄生君） 私がどうこうというよりも、不安に思っている方々が、少しでもその不安に対応してもらえるのかどうかということを知りたいわけです。クローズド型にすればどんな不安が解消できるのか、雨が降ったときに直接、土は被せますが、その浸透水が漏れ出すのではないのか、そして風によって土が周りに飛ぶのではないかという不安を持っているわけです。それに対して、こういうクローズド型という方法もあるのではないかという提案、お話があったということです。私はどちらがよいかということではなくて、その不安に思っている方々がそういう提案

というか、お話をされているわけです。それに対して組合は今のとおりでしかやりませんと、この計画どおりに進めますと答えているわけなので、そういう寄り添った取組も必要なのではないかという立ち位置から私はこの質問をしております。

議長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） それがなぜ寄り添うことになるのかといいますか、その辺のところは少し疑問が残りますけれども、具体的なクローズド型とオープン型の比較検討のお話がないところで、ただクローズド型がという提案があったといったところは、私どもとしても理解はできませんが、この後、これ以上反問してもあれですので、事務局長のほうから、これまでのクローズド型、オープン型の検討ですとか、あるいはその説明ですとか、どのようなことの経過があったかを答弁させていただきたいと存じます。

反問は以上でございます。

議長（千田恭平君） それでは、千葉栄生議員の質問を再開いたします。

発言時間の時計を進めてください。

佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 新最終処分場の形式のことでございますが、当組合が計画する新最終処分場整備について、施設整備基本計画を策定する段階で施設形式を検討しており、オープン型とクローズド型の比較検討を行った結果、オープン型が優位であるとしたところであります。

この施設形式については、施設整備検討委員会において、令和2年6月2日、6月23日、7月28日及び8月31日の4回にわたり検討を行っており、その内容について施設整備検討委員会で検討する2種類の施設形式の概要を令和2年7月に、施設整備検討委員会で行った2種類の施設形式の比較検討の結果について、同年9月にどなたでも参加できる住民説明会を開催し説明してきたほか、令和2年9月と同年11月発行の組合広報紙くらしの情報で、説明会で説明した内容を広く周知してきたところであります。

また、オープン型を前提とした生活環境影響調査を実施しております。その結果、生活環境に問題がないことを確認しておりますし、大雨などの自然災害にも対応できるよう実施設計を行ってきたというところでありますので、施設形式については計画どおりに進めるというような考えでおります。

議長（千田恭平君） 2番、千葉栄生君。

2番（千葉栄生君） そのクローズド型とオープン型の調査というか、選定のお話は私も理解はしております。その中でもやはり不安に思っている方々がいる中で、組合は理解を得て進めていくと言っているわけです。先ほど管理者も言っておりましたけれども、どの時点で合意というのかが難しいと、何をもって合意というのかが分からないというようなお話がございましたけれども、それでは組合は何をもって理解を得たと判断するのか、組合の考え方をお聞かせください。

議長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 私ども、理解を得たとか得ていないとかではなく、より理解をいただくための努力をしていくといったことを申し上げてまいりました。得たのは何があったら得たのか、何がないと得ていないのかといったところまでは私どもは言及をしております。

議長（千田恭平君） 2番、千葉栄生君。

2番（千葉栄生君） これもずっとやっていけばまた同じような答弁になるかもしれませんが、組合は理解を得て進められていると思っているのかという質問に対して、理解が進んでいな

いという答弁をしております。進んでいないのです。ということは、理解が進んでいない中で、施設整備を進めていくということは、住民に対する信頼と言ったらおかしいでしょうか、説明にならないと私は感じるのですが、いかがでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 理解が得られていないということは、これまでの説明の中でいろいろな不安があるということで、生活環境影響調査とかそういうものを行った中で不安解消に努めていきますということで、今回、そういう詳細について説明をしてきたものですから、その中身を理解していただければ、施設整備に対する理解を得ていただける人も多くいるのではないかとこのように考えてございます。

あと、一つ、例として申し上げれば、本年2月5日に住民団体の方から要望書をいただいております。その中で署名を添付していただいております。署名については管理者には提出はございませんでしたが、議会のほうに提出された数ということで、団体の方からいただいておりますが、それを見ますと、千厩地域での署名については約半分になっております。ということは、前回署名をしたけれども、今回は署名をされていないという方がそのくらいいるというように思えば、その方々からは理解をいただいたのだと捉えてもいいのではないかとこのように思っておりますので、話とすれば、そういうことも一つ考えられるのではないかとこのところであります。

議長（千田恭平君） 2番、千葉栄生君。

2番（千葉栄生君） 署名の中で、千厩地域の方々からの分が半分になっているというふうなお話しがございましたけれども、署名の期間が1回目のときよりも短いわけです。これからまだまだ、今も集まっているというお話を私は承っております。

やはり理解を得て進めるという組合の立場から、現段階では、私たちは進んでいないと思っております。でも、組合としても進んでいるとは言えない状況にあるという答弁がある中で、理解を得て進めるというやり方にそぐわないと私は思います。その中で、参加者からは道路が狭くて大変なのだというような意見があったり、それこそクローズド型にするということを検討してはどうかのだというようなお話しもあったわけです。不安を解消するために、理解を進めるためにそういった提案なりお話をされた方々の意見を聞きながら取り組んでいくことも、理解を得て前に進める一つだと私は思いますが、それに関する見解をお伺いいたします。

議長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 先ほど来、事務局長も言って、私も壇上で申し上げましたし、この再質問の場でも申し上げておりますが、より多くの理解を頂戴するための努力はしております。

ただ、今の議員のお話しでいくと、100分の100でないと進められないということをお話しですか。そうではないというような異を唱える方ですとか、説明会で例えば違った御意見であるとか、そうした方が1人でもいらっしゃる限りは、全て駄目だということをお話しなのではないかとこのことを教えていただきたいということを答弁いたします。

議長（千田恭平君） 2番、千葉栄生君。

2番（千葉栄生君） 私の立場は、1人でも不安に思っている方がいれば、やはりそれに対応すべきだと思っております。その対応が丁寧になされているかどうかを私は問うているわけです。私は議員の一人ですから、そういう立場でこの質問を行っております。ですから、組合が、その不安に思っている、反対だという方々に丁寧に寄り添って、これからも説明、そして対話をする必要があると私は考えますので、その対応を今後進めるためにどうしていくのかお伺いいたします。

議長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） これまでも丁寧な説明も十分な説明もしてまいりました。これからも丁寧な説明をしてまいります。

議長（千田恭平君） 2番、千葉栄生君。

2番（千葉栄生君） 不安に思っている方々が、こうしたらどうなのだ、こういうことはどうなのだ、例えば大雨が降ったらどうなのだというような不安を持っているわけです。それに対して、生活環境影響調査では何の施設にも問題はないというような評価がされておりますが、その人たちはそれでは納得できていないわけです。ですから、そういうことも踏まえながら組合は対応すべきと私は考えますので、ぜひ1人でも反対だと、不安だという人がいる限りは、対応していくように組合には努めていただきたいと思います。それを述べて私の一般質問を終わります。

議長（千田恭平君） 千葉栄生君の質問を終わります。

沼倉憲二君の質問を許します。

沼倉憲二君の質問通告時間は60分で、一問一答方式です。

13番、沼倉憲二君。

13番（沼倉憲二君） 質問順番4番、一般質問をいたします沼倉憲二です。

私は、今議会において3つの項目について質問いたします。

質問の1項目は、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設等の建設事業及び運営について質問いたします。

2月に開催された組合議員の勉強会において、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設等の建設事業及び運営費が説明され、新処理施設及び新リサイクル施設の設計と建設費について、令和7年度から令和12年度までの継続費により約56億4,500万円を見込み、また、令和12年度から令和32年度までの20年間の運営費として債務負担行為により196億7,000万円を見込む、両方で総額453億1,500万円の予算規模で取り組むとの説明がありました。市民生活に身近な施設の整備運営計画であり、また、長期にわたり多額の事業費を要する大規模な計画でありますことから、そのスタートに当たり何点かについて質問いたします。

1点目は、施設等の設計、建設、そして20年間の運営費の総額453億円の巨額の事業をDBO方式、いわゆるデザイン・ビルド・オペレートを一括して発注、契約するとの計画が示されました。まず一括発注する理由と設計、建設、運営を別立てで発注する方法との違いは何か、DBO方式がよいと至った理由は何かについて伺います。

次に、施設整備というハードと運営というソフトの質の異なる事業を一括して発注するその理由について伺います。

さらに、20年間の施設の運営費が総額で約200億円と見込んでいるようですが、この間の運営上の問題や事業が継続できない場合の対応などについて、組合と受注業者との関係を含めどのようになるのか、その対応策について伺います。

さらに、今の一関市、平泉町の合わせた11万人の人口が今後20年間で約4万人減少し、7万人台との推計がありますが、また、さらに今後ごみの減量化やリサイクル、分別が進み、焼却するごみ大幅に減る見通しなど、今後大きく変動する要因がある中で、この間の維持修繕費をどのように見込んで200億円余りの運営費を積算したのか、その内容について伺います。

最後に、今回の450億円もの巨額の施設整備や、運営に当たって地元への貢献の視点から、市内の関連業者の皆さんがどのように関わることができるかと想定しているのか、その地元への波及

効果も大変重要であると考え伺います。

質問の2項目は、一般廃棄物最終処分場整備計画について伺います。

まず、最終処分場の整備計画が当初の完成時期に比べ2年以上延びて、4年後の令和11年3月末との説明がありましたが、既存の処分場の埋立容量、キャパはどのような状況になっているのか、その現状について伺います。

次に、最終処分場整備計画の周辺住民の理解を得るため努力するという説明が様々な機会を繰り返し述べられてきましたが、具体的にどのように取り組み、その結果をどのように捉えているのかについて伺います。

生活環境影響調査が行われ、用地取得の議決もなされ、整備に向けて進んでいる中ではございますが、一方では、新たに若者や計画地の近くに住宅を構えた世帯も加わった市民団体からの千厩字北ノ沢への整備に反対する署名が行われ、本年3月16日に開催された地元での学習会では、候補地選定の経過について詳しい分析の発表があり、その手順の中で、当初候補地から除外されていた北ノ沢が条件の変更や要件の追加、さらには評価点数の見落としなど、候補地選定の手順について不明さが発表されるなど、そもそもの選定について瑕疵があったのではないかという内容の発表がありました。

そのような経過を踏まえ、4月に予定されている裁判での候補地選定の手順を反映した弁護士の陳述が予定されているようですが、その結果に大いに注目しておりますが、改めて地元理解についての組合当局の取組について伺います。

質問の3項目は、介護保険事業についてであります。

まず、制度がスタートして25年目を迎える中で、現時点のこれまでの総括の視点から、当組合の介護保険事業の課題をどのように捉えているか伺います。

次に、人口減が進む中で高齢者数も減少する一方、75歳以上の後期高齢者は着実に増加しており、それに伴い介護ニーズも増加すると予想されております。

1点目は、施設利用のニーズの見込みとその対応、特にニーズの強い特別養護老人ホームの入所待機者の解消対策について伺います。

2点目は、訪問サービスのニーズの見込みとその対応について伺います。

全国的に訪問型の介護サービスを取り巻く状況は、人材不足や介護報酬の削減により大変厳しいという現状を踏まえて質問いたします。

さらに、介護人材、いわゆるエッセンシャルワーカーの確保対策と介護保険料の今後の見通しはどのように見込んでいるのか、その内容についても伺います。

以上、3つの項目について質問いたします。

議長（千田恭平君） 沼倉憲二君の質問に対する答弁を求めます。

佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 沼倉憲二議員の質問にお答えいたします。

まず、新一般廃棄物最終処分場、以下は新最終処分場と申し上げます。これに関する周辺住民の理解を得るために行った取組とその結果はとのお尋ねについてであります。

本年1月19日に建設予定地周辺の住民を対象とした建設予定地周辺自治会説明会、また、一関市または平泉町にお住まいの方がどなたでも参加できる住民説明会をそれぞれ開催したところであり、建設予定地周辺の生活環境に支障がないことを確認するため、令和5年度から本年度にかけて実施した生活環境影響調査の結果と、災害に対する安全性などを含めた施設の概要の説明を

行いました。

生活環境影響調査の結果については、調査を実施した大気質、騒音、振動、臭気、水質、地下水の6項目において、施設の稼働後も生活環境保全の目標を達成すると見込まれており、施設整備を進める上で新たに環境保全対策を講じる必要がないことが確認されたことを説明したところであります。

施設の安全性については、これまでの説明会において住民の方が懸念されていた地下水の流れや周辺の井戸水への影響など、生活環境への影響については生活環境影響調査において問題がないことを確認したほか、大雨などの自然災害については防災調整池や埋立地において対応ができる施設となるよう実施設計を行ったことなど、施設の安全性を具体的に説明したところであります。

説明会で出された意見としては、生活環境影響調査の結果や施設の安全性について、説明会に参加していない施設周辺住民の方々への周知を求める意見や、埋立てする廃棄物を減らすために住民自らが進んでごみの減量化に取り組む環境を醸成するよう組合に求める意見、また、これまでの説明会と同様に周辺環境への影響を懸念する意見、新最終処分場の建設候補地の選定過程に対する意見、建設予定地の撤回を求める意見などがありました。

当組合では、説明会で出された意見を踏まえまして、説明会終了後に建設予定地周辺の住民を対象に今回の生活環境影響調査の結果をまとめた資料を配付し、生活環境に支障がないことや施設の安全性について周知をしたところであります。

今回の説明会で生活環境影響調査の結果や施設の構造及び能力を広く周知したことにより、新最終処分場が整備されることによる生活環境への影響や自然災害などへの不安に対して具体的な根拠を持って安全性を示すことができたものと考えております。

次に、当組合の介護保険事業の課題はとのお尋ねについてであります。

平成12年4月に創設された介護保険制度は、国において社会情勢の変化に対応した制度の見直しを3年を1期として行われており、当組合が策定する介護保険事業計画についても、国の制度の見直し内容を踏まえ3年ごとに見直しをしてきたところであります。

全国的な課題として、一人暮らしの高齢者や認知症高齢者の増加、また、在宅支援の強化などの課題があり、これらの課題に対し、地域包括支援センターの設置や体制の確保、地域密着型サービスの充実、介護サービス基盤の整備、地域支援事業による予防重視型支援への転換などの対応が掲げられ、当組合においても同様の課題認識の下、取り組んできたところであります。

令和6年度から令和8年度を実施期間とする第9期介護保険事業計画では、重点的に取り組む課題を要介護認定者数及び介護給付費の増加、また、認知症高齢者の増加、介護従事者の不足としており、それらの解決に取り組んでいくこととしております。

次に、訪問型の介護サービスのニーズの見込みとその対応について申し上げます。

第9期介護保険事業計画では、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーションなどの訪問型の介護サービスにおける一月当たりの利用者数は、令和6年度が1,911人、令和7年度が1,956人、令和8年度が1,990人、利用者数が最も多い令和12年度が2,026人と令和12年度まで増加が続き、その後は利用者数が緩やかに減少していくと見込んでおります。

訪問型の介護サービス利用者数の増加に対応するためには、介護人材の確保が不可欠であると捉えており、その介護人材の確保対策については、国では介護サービスを行う介護職員の待遇の安定と賃金の改善を目的として、介護報酬に介護職員等処遇改善加算を設けております。

岩手県ではPR動画の作成やCM放送を作成し、介護の仕事の魅力を発信する事業や求人と求職者のマッチングなどを行う事業、外国人の介護人材を受け入れるために必要な環境整備に係る支援、また、介護従事者の負担軽減や業務の効率化を図る介護ロボット等導入支援、また、介護施設や事業所における労働環境の整備や改善に係るセミナーの開催、介護職員等処遇改善加算の新規取得や上位の加算を取得するための支援、また、市町村や関係団体などが行う介護人材の確保に係る事業の支援などを行ってございます。

構成市町では介護職員研修奨励金、介護職員就職奨励金、介護保険施設等人材育成支援事業、介護従事者向け研修、生活アシスタント養成講座などの事業を推進し、当組合では、組合が指定する介護事業所に対し職員の賃金や職場環境の改善についての指導を行っております。

介護保険料の今後の見込みについては、第9期介護保険事業計画の介護保険料は、令和6年度から令和8年度までの保険給付費などを見込んで算定しているため、同期間内において所得段階別の介護保険料の変更はないところであり、また、令和9年度以降の介護保険料については令和8年度に第10期介護保険事業計画の策定を予定しており、その中で決めることになるものであります。

なお、そのほかのお尋ねにつきましては、事務局長が答弁いたします。

議 長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） エネルギー回収型一般廃棄物処理施設等の建設・運営事業、以下、本事業と申し上げますが、これについてであります。設計、建設及び運営を一括で発注する、いわゆるDBO方式は、従来の個別に発注を行う方式と異なり、発注準備期間の短縮や受注者が運営を前提に施設の設計及び建設を行うことから、民間事業者のノウハウなどを設計に反映させることができるため、建設コストの縮減や運営の効率化が図られることが期待できるものであります。

また、建設や運営において生じる不具合について、発注時に責任の所在が明確にできることや建設を行う事業者と運営を行う事業者の相互協力により、事態に対応できることから、リスクの管理が容易になると考えられるものであります。

次に、20年間の運営期間中に運営上の問題が生じた場合の対応についてであります。運営管理業務の受注者が倒産などにより運営管理を継続できなくなった場合は契約を解除し、損害賠償を求めるとなります。

なお、運営管理業務については、本事業の落札者の代表企業などが出資し設立する特別目的会社が行うこととなります。

この特別目的会社は、本事業の運営管理業務に特化した会社であり、収入は当組合が支払う委託料で、支出は運営管理業務に要する費用のみであることから、倒産などは考えにくいところであります。

次に、運営費の考え方についてであります。運営費は施設稼働時の人口推計に基づき、施設の処理能力を見直した上で算定しており、20年間の施設の維持修繕費用も含まれていることから、委託料以外に通常想定される維持修繕費について当組合が支出することはないものとしております。

なお、人口減少などに伴い、ごみの処理量の変動する場合は、処理に必要な電気や水道、薬剤などの使用料に応じて運営費が変動することとなるものであります。

次に、本事業における地元業者の関わりについてであります。本事業の入札参加者は、施設的设计、建設を行うプラントメーカーや建設業者、実務として施設の運転及び維持管理を行う業

者などの複数の事業者がグループを組み参加することとなりますが、地元企業を入札参加者のグループに加えることを入札参加要件として明確化しているところであります。

また、運営管理につきましても、地元住民の雇用促進に配慮することを求めており、事業者を選定する際に地元住民の雇用に関する提案内容についても審査を行いたいと考えております。

次に、既存の最終処分場の埋立容量についてであります。埋立て終了時期についてはこれまで説明しているとおり、舞川清掃センターが令和8年度、東山清掃センターが令和6年度からそれぞれ数年程度延伸すると見込んでいることには変わりはなく、新最終処分場の稼働開始までは既存の最終処分場において対応が可能と考えております。

なお、既存の最終処分場全体の埋立残容量については今後精査することとしております。

次に、介護保険に関する質問の中で、施設利用のニーズの見込みとその対応についてであります。第9期介護保険事業計画では介護保険施設の利用者数について、令和6年度から令和8年度までが一月当たり1,865人、令和9年度から令和12年度までは利用者が増加し、利用者数が最も多くなる令和12年度が一月当たり1,916人となり、その後は利用者数が緩やかに減少していくと見込んでいるところであります。

施設利用のニーズに対しては、既存の施設利用と令和8年度に計画している介護医療院の整備により対応することとしております。

特別養護老人ホームの入所待機者については、当組合では岩手県が毎年4月1日を基準日として実施している特別養護老人ホーム入所待機者実態調査で把握しているところであり、入所待機者の定義であります。当組合の被保険者で要介護3以上の認定を受けており、特別養護老人ホームに入所申込書を提出している方で、基準日時点で入所できていない方としております。

管内における入所待機者数は、令和3年度が391人、令和4年度が427人、令和5年度が281人、令和6年度が323人となっており、このうち在宅の入所待機者で早期に入所が必要とされる方は令和3年度が101人、令和4年度が121人、令和5年度が91人、令和6年度が98人となっております。

入所待機者は施設の整備により一時的には減少するものの、特別養護老人ホームの入所要件を満たす要介護3以上の高齢者が増加すれば新たな入所待機者が生じることとなり、施設整備だけで入所待機者の解消を図ることは困難であると認識しているところであります。

特別養護老人ホームの入所待機者を解消するためには、施設整備と併せて要介護者の増加を抑制する取組を進めることが重要であると考えており、具体的には、当組合が構成市町に委託して実施する介護予防・日常生活支援総合事業を充実させるほか、健康づくり教室などの通いの場において実施するフレイル対策や疾病予防の取組をより一層推進するなど、構成市町と連携して健康寿命の延伸の取組を進めていく必要があると捉えているところであります。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13 番（沼倉憲二君） それでは、順次再質問いたします。

まず最初の新しい一般廃棄物処理施設の建設について伺います。

非常に、DBO方式はコストが削減されるとか、効率的だとか、あるいは期間が短縮になるというようなメリットを大分述べられましたけれども、確認したいのは、設計した人が建設をして、それをまた今度は同じような人が運営すると、これが一つの流れではないかと思っておりますけれども、設計した後の工事が設計どおりできているか、その管理のチェックというのはいかようになっていくかお伺いします。

議長（千田恭平君） 吉田事務局次長兼総務管理課長。

事務局次長兼総務管理課長（吉田健君） 設計と施工、今回の場合は一体で発注しますことから、工事の管理につきましては要求水準書を満たした設計となっていること、またはその設計どおりに施工となっていることを確認するという必要がありますことから、非常に高い専門性が必要になってくるということで、設計の管理につきましては運営を行う事業者とは別の業者に工事管理の業務を委託するというような予定であります。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13番（沼倉憲二君） そうしますと、DBO方式によって受注者は確実な設計どおりの建設ができているかどうかは第三者がしっかりとチェックすると、そういう体制によって別の管理業者を委託するというので捉えてよろしいでしょうか。

議長（千田恭平君） 吉田事務局次長兼総務管理課長。

事務局次長兼総務管理課長（吉田健君） そのとおりでございます。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13番（沼倉憲二君） それから、先ほど答弁の中にありましたけれども、今回は設計から施工から運営を一つの受注者というようなことで契約するような話ですけれども、このSPC、特別目的会社、これについては具体的にこの四百五十億ですか、この事業をどのような形で契約上の受注者が特定されるのか、その受注者の構成等を含めて内容をお伺いしたいと思います。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 運営に関しては特別目的会社を設立していただいて、そこで運営していただくということになります。入札を行い落札したグループとまず基本協定というものを結びまして、特別目的会社の設立について協定を結び、契約締結後、この特別目的会社を設立していただくということになります。この特別目的会社がこの施設の運営を行うということですが、その運営を行う契約、運営の委託契約を締結するまではこの特別目的会社が設立されているという状況になりますので、契約はこの特別目的会社と運営委託契約を締結するという流れで進める予定としております。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13番（沼倉憲二君） そのイメージは特定企業体というか、そういう構成ではないかと思えますけれども、先ほどの答弁ではプラントの会社とか運営する会社とか、そういう人を構成する、そういうSPC、そういう特別目的会社になるのではないかと思えますけれども、構成員はどういう種類の業者が何社ぐらい参加して一つのSPCを構成するのか、現時点での考え方を伺います。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） この特別目的会社につきましては、グループで入札いただくのですが、その代表企業、構成企業が出資をしてこの会社を設立するという形になります。その運営の形態も併せて今回公募し、提案をいただいた中で審査をし、決定するという形でありますので、具体的にこちらから内容を示すということではなく、提案する企業でこういう形で運営をしたいと、建設もであります。運営についてもこういう形で運営したいというような提案をいただいた中で、その中身を審査した上で決定するということになる流れであります。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13番（沼倉憲二君） そうしますと、応札した会社の考え方によって同じような構成ではないのだ

というような答弁のようですけれども、一体それをしっかりと業者をチェックする、そういうチェック機能はどのようにして業者の選定に入るのかお伺いします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 事業者選定につきましては、現在も事業者選定委員会というものを設けて、有識者を交えた中で、現在、その公募の要項内容、審査基準などを検討していただいているところでありますが、それを踏まえて応募いただいた企業の内容、事業計画、体制などについてもそのような有識者の方の御意見、見解などを伺いながら決定をしていきたいというように考えているところであります。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13番（沼倉憲二君） 応札したSPCの会社、俗にいうプロポーザルというか、うちのほうではこういう考え方でやりますよというのを多分プロポーザルして説明する中で、その場面については私も議員もそれを聞けるものでしょうか。そのような取組を考えているかどうかお伺いします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 現時点では、企業からの提案については事業者選定委員会の中でヒアリングをさせていただいて、事業者選定委員会の中でその内容について審査をするという考えでございましたので、現時点ではそこで審査をするという考えであります。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13番（沼倉憲二君） 次に、私も議員になってこんな大きな事業を組合でやるというのは初めてですけれども、総額453億円、組合でやるというこの事業は、先ほど申し上げましたように、地元に対する波及効果が、やはり公共事業ですから、期待されております。

先ほどの答弁ですと、SPCの中にそういう地元の会社にも入ってもらい、極力、地元の皆さんを雇用してもらいような条件をつけるというような答弁ですけれども、やはりこれは積極的にそれを明示して、地元への効果が明らかに分かるような取組を積極的に進める必要があるかと思えますけれども、その点で特に力を入れたいというような取組がありましたら、どのようなものを考えているかお伺いします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 地元企業、地元の雇用、そういう部分については組合といたしましても重視したいというように考えてございます。入札参加要件として地元企業をグループの中に加えるということは明示してございますが、入札の公告と併せて審査基準というものも公表する予定としております。その審査基準の中で地元雇用の促進に対する提案の内容がどうであるか、そういうことも審査基準に含めるということを事前に公表したいと考えてございますので、そういうことを踏まえた提案を期待しているという状況であります。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13番（沼倉憲二君） それから、この453億円の大きな事業をDBO方式でやると、先ほど来、非常にこの方式はいろいろな面でよいのだという説明がありましたけれども、逆にデメリットをいろいろ探してみると、1つは組合側の意向がなかなか契約内容の変更に反映できないのではないかと、それからもう1つは多額の財政負担が後年度にわたって負担が続くというのがデメリットとしてあるのですけれども、そのような認識に対する対応はどのように考えているかお伺いします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） DBOのデメリット、今申し上げられたことについては、基本的には事前
にリスク管理なり契約の中でうたうことによって対応が可能となる部分が多々あると考えてござ
います。想定される部分についてはなるべく契約書の中で、こういう場合はどう対応するか、組
合の意見が反映できないではなくて協議する事項というようなことで盛り込めるようなものは盛
り込んでまいりたいというように考えてございます。

また、後年度負担ということで、当然、債務負担行為を組んでございます。ただ、施設の運営
につきましては、現在、施設を整備すればその維持管理というものは債務負担を組んでも組まな
くても、いずれ経費とすればかかってくるという状況であります。

単純な比較で申し上げますと、現在の焼却施設2施設ありますけれども、2つの施設の維持管
理費の合計よりは下回るものというように考えております。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13 番（沼倉憲二君） 勉強会での資料を見ますと、20年間で約200億円というような運営費ですけ
れども、先ほどの答弁をお聞きしましたら、この運営費についても人口減とかごみの減量によっ
ては運営費の減額というか、そういうのも対応できるというような答弁でしたけれども、その辺
は固定した運営費ではなくて、柔軟にそういう変動するものを反映できるという捉え方でこの運
営費を見てよろしいかどうかお伺いします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 運営費につきましては、固定費と変動費の2つがあると思っております。
人件費や電気代であれば基本料金、こういうものは固定費ということで変動はいたしません
が、ごみの量に応じて燃料費、電気の使用量なり薬剤の使用量が変わってくるということがあり
ますので、ある程度の割合を超える部分について、その料金については変更するというような
ことが可能な契約条項にしたいと考えてございます。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13 番（沼倉憲二君） ただいまの答弁を聞いて、それは妥当だと思っております。結局、先ほど申し
上げましたように、人も減っていくし、ごみも減っていく中で、やはり運営費も見直しをする
のが当然だと思いますので、ぜひ契約の中にしっかりと反映していただきたいと思っております。

それから、2つ目の一般廃棄物最終処分場の計画についてお伺いします。

これは同僚議員の質問にも様々な面で地域の理解とか、それから合意というものの、先ほど管理
者を含めて質疑がありましたけれども、実は私はこの組合議員になったのが令和3年10月です。
よく見ると、その前の年の11月に管理者、副管理者が北ノ沢に決めていたと、その決まった後に
私どもは議員になったものですから、はっきり言って議員になった初めの頃は、特にそのこと
について問題はないのだと思って組合議員の活動をしておりましたら、だんだん北ノ沢につい
ての地域の大変な心配なお話を次々にお聞きする機会が多くなりまして、それによって4か所を専
門家が絞った中身を踏まえながら、果たして北ノ沢が一番の適地なのかどうかという視点で様
々な質疑をやって現在に至っています。したがって、私は、私どもが議員になる前にしっかりと
その辺はクリアされているのだろうと思って議員になったのですけれども、私どもが令和3年10
月に組合議員となって以降が最終処分場の本番みたいな感じで、非常に大変難しい状況をお聞き
しています。

それで、先ほどお話ししたように、この前の地元での勉強会の中で、組合のホームページをし
っかりと分析して経過をまとめて発表した方がいるのです。その方がまとめた資料によると、こ

の選定委員会というのは8回か9回やっていますけれども、6回目の選定委員会のときに選定委員の先生方から近隣住民や地元等のヒアリングは行わないのかという質問をしましたところ、当局のほうでは現時点では考えていないと、ただ、予定地が何か所かに決まったら、それから周辺住民への説明会を行う予定でありますという答弁をしているのです。

そこでお伺いしますけれども、これは先ほどの質問の住民理解の視点から今質問していますけれども、果たして選定委員会でやり取りした中でその4か所に決まった後に周辺住民への説明会を行ったのでしょうか、改めて確認します。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 4か所に絞り込みになった後、その4か所になった建設候補地の各会場で説明会を開催し、4か所の候補地になりましたということを説明し、今後この4か所からどのように絞り込みをして1か所にしていっていいかというような中身についても各4会場で説明をし、絞り込みの条件をどうするか、その条件で絞り込みをした結果はこうでしたと、そのような形で説明会を開催し、1か所に絞り込みをしてきたという経過でございます。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13番（沼倉憲二君） 今申し上げたこの経過の取りまとめの中で、令和2年11月27日に先ほど申し上げた管理者等の会議で北ノ沢に絞り込んだということでありまして、それから今おっしゃったように、たしかこの4か所に絞り込んだ後に4か所それぞれで説明会をやったというのはホームページの中には見当たらなかったのですけれども、それは間違いなくそのような対応を取ったのかどうか、もう一回確認したいと思います。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 説明会についてはホームページでも掲載してございますので、後ほど御確認いただければと思いますが、その4会場につきましては令和元年12月から順次実施をしているというところであります。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13番（沼倉憲二君） 今おっしゃったように、令和元年12月にやったということで説明なのでしょうか。

議長（千田恭平君） 吉田事務局次長兼総務管理課長。

事務局次長兼総務管理課長（吉田健君） 説明会に関しましては、まず4か所に定まったのが令和元年10月です。その後に各候補地4か所を会場に令和元年12月から住民説明会を、千厩であれば4回行っております。令和2年11月27日というのは、1か所に定まった時点が令和2年11月27日ですので、それ以降は1か所、最終処分場であれば北ノ沢のほうに絞り込んでから、令和2年11月では1か所に絞った時点というようなことになります。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13番（沼倉憲二君） それで、私もその経過を調べてみたのですけれども、今言ったような経過はそのとおりだと思います。

それで、先ほど壇上で申し上げましたけれども、私ども組合議員は、組合のほうからこういう経過で、点数はこうなっていて、したがって、このような状況からここに決めましたというような説明を受けてきたのですけれども、先ほど申し上げましたように、その経過の中で、先ほど午前中に岩淵典仁議員も質問していましたけれども、次々に要件が加わってきて、当初順番が低かったところがどんどん上に上がって行って、最後は今のようない結果になったというのはこの

ホームページを見た選定委員会の経過、あるいは関連する資料から見るとそういう捉え方が、発表の方が発表したとおりののですけれども、どうもその辺はこれをよくチェックして、先ほど申し上げたように、4月の裁判のときに多分弁護士がそのことを申し上げるのではないかと思いますけれども、どうもそういう、ちょっと当初の条件から大分新たなものを加えながら選定に入ってしまったのではないかというような感じがしますけれども、その辺は組合のほうでは、もちろん正常なことをやっていますという話ですけれども、経過をチェックした場合、やはり当初の条件から大分最後には変わってきているというのがどうしても読み取れるわけですけれども、その辺はこの進め方については組合ではどのように捉えているかお伺いします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 条件の絞り込みということについては、やはりいろいろ専門家の方との話合いの中で変わってきた部分もあったのかと思いますが、基本的に今お話しがあったような、恣意的にというようなニュアンスの発言というような感じでも受け取れたのですが、そういうことは全くないということでもあります。

また、今その経過の過程について裁判の中で話すというようなこともございましたので、私どもとしてはそういうことはないということをお話しして、詳細については控えさせていただきたいというように思います。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13 番（沼倉憲二君） 最終処分場については、先ほどお2人の議員のやり取りを聞いても、地域とは何だ、あるいは合意とは何だというような話になってくると、非常にこれだという明確に決まったものはないのですけれども、ただ、今2回目の要望書が出ているというようなことを踏まえると、やはりまだまだ地域では理解が進んでいないと。先ほど申し上げたように、今度は若い人とか予定地の近くの若い世帯の方も非常にそういう認識を持ってきているということで、残念ながらだんだん氷解しているのではなくて、だんだんそういうのが明らかになってきているということで、私は今のこの状況は非常に千厩地域の将来にわたってもかなり心配をしています。したがって、3年ちょっとこの問題に関わってきた者としては、これはなかなか難しいというか、決め手がないのではないかと思いますけれども、いずれ、先ほど千葉栄生議員が話したように、やはり管理者が関係の皆さんと直に話し合いをして、お互いの見解をぶつけ合って、そこから何か解決に結びつくような方法というのを考える必要があるかと思いますけれども、管理者にそのようなお考えがないかどうかお伺いします。

議長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 管理者自身が出席といいますか、今ちょうど沼倉議員からその選定委員会でやってきたプロセスの話、それからその後その4か所の中から1か所に絞り込んで、また1か所に絞り込んで以来のことのお話がございますが、例えば先ほど沼倉議員、選定委員会の回数を6回か7回という話でしたが、17回やってございます。それらもホームページにございます。

それから説明のプロセスの話でございますが、私も当時は副管理者としてほぼ全ての説明会に出席をいたしました。全てのやり取りを私は承知してございます。そうした手続も経て経過も経て1か所になって、今お話しのように、しばらくたってから様々な御意見が出てきて今に至っているわけでありまして、私どもとしては先ほども壇上から他の議員の質問にお答えいたしました、十分かつ丁寧な説明をやってきたと、そのようなつもりでございます。

例えばこれまでの説明会は何回か沼倉議員は御存じですか。住民説明会ですとか周辺自治会説

明会ですとか、そういったあたりだと思うのですが、知らなかったというお話しでございますけれども、相当回数やっております。その辺もしも御存じであればお探しいただければということも含めて答弁とさせていただきますと思います。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13 番（沼倉憲二君） 今までの組合当局の取組は私も聞いていますけれども、結果的に管理者は、今まで十分にやることはやってきたから、特にそういう御自分で出席してそういう場を設ける考えはないという捉え方でいいのでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） もうかなり具体的、技術的な観点からの安全性の説明ですとか、そうしたところに至っています。

先ほど、私は沼倉議員に今まで私どもがやってきた説明会というのは何回か御存じですかと言いましたが、もう既に117回です。117回、4か所というような選定委員会の報告があつてから4か所が選ばれましたと、その4か所というのはここですと、どなたでもおいでになってよい説明会、できるだけその4か所の会場に近いところでの説明会、それから4か所から1か所に決めていくためにはどのような施設であればよいか、それはどのようにして決めていけばよいか、条件付けについても皆様から御意見をいただき、キャッチボールをしてやってきました。そうした部分に当てはめていくと、こういった箇所には絞られてきましたという説明もいたしました。1か所に絞られてから、今度はどのような中身でもって進めていくかといったこともやりました。そうしたことを含めて全てで117回、そのうち最終処分場に関するものだけで拾い上げても88回、千厩地域で開催したものだけでも四十数回であります。ですので、私どもとしては先ほど申し上げましたように、丁寧に丁寧に説明をしてきたつもりでございます。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13 番（沼倉憲二君） これはこれ以上は申し上げませんが、ただ、先ほど言ったように、そもそもがボタンの掛け違いというか、そもそもの取組が、出発点が違いますので、これは先ほど言ったように難しいというか、なかなか明確な解決策がないというような状況です。引き続きまして、そういう地域のニーズがありましたら対応していただきたいと思っております。

それから時間がなくなってきましたけれども、最後に、訪問型の介護サービスについてお伺いします。特に介護ヘルパー、一時は24時間在宅の介護をしますよということで活動されていたようですけれども、現在でも24時間の在宅介護サービスというのは行っているのかどうかお伺いします。

議長（千田恭平君） 千葉事務局次長兼介護保険課長。

事務局次長兼介護保険課長（千葉信子君） 24時間の巡回訪問介護サービスについては、都市部でのニーズは高かったのですが、当地域においてのニーズはあまりございませんで、施設、有料の老人ホーム等の施設に入居されている方で併設されております訪問介護事業所から訪問を受けている、そういうケースはございますが、24時間の対応というところはなかなか現実としては厳しいところがございます。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13 番（沼倉憲二君） 一応、在宅介護サービスが非常に困難になってきているというのは、そういう大変結構なサービスだけれども、なかなか永続性が難しいとか、そういうのがある面ではサービスの供給の一つの弊害になっているという点もあるわけです。その辺については、今お聞きし

まして、今のところニーズがないというわけですが、その辺はこれから増えていく在宅支援に向けて取組をお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（千田恭平君） 沼倉憲二君の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

午後 3 時 40 分まで休憩します。

休憩 午後 3 時 28 分

再開 午後 3 時 40 分

議長（千田恭平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、議事の運営上あらかじめ会議時間を延長します。

日程第 5、請願第 1 号、「新最終処分場」建設予定地とされている『千厩字北ノ沢』の撤回を求める請願書の付託についてを議題とします。

お諮りします。

ただいま上程中の請願第 1 号の審査については、委員会条例第 2 条の規定により、議長を除く 17 人の委員をもって構成する請願審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査を行うことにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千田恭平君） 異議なしと認めます。

よって、請願第 1 号の審査については、議長を除く 17 人の委員をもって構成する請願審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査を行うことに決定しました。

ただいま設置されました請願審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 3 条の規定により、議長を除く 17 人を指名します。

請願審査特別委員会を本日、本会議終了後、直ちにこの場に招集します。

議長（千田恭平君） 日程第 6、議案第 1 号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

石川副管理者。

副管理者（石川隆明君） 議案第 1 号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、刑法の改正により、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されたことから、関係する条例の規定を整理するため、所要の改正をしようとするものであります。

議長（千田恭平君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千田恭平君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千田恭平君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

議案第 1 号、本案賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(千田恭平君) 起立満場。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

議長(千田恭平君) 日程第7、議案第2号、令和6年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算(第3号)及び日程第8、議案第3号、令和6年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算(第2号)、以上2件を一括議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

石川副管理者。

副管理者(石川隆明君) 議案第2号、令和6年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算(第3号)について、提案理由を申し上げます。

本案は、一般廃棄物最終処分場整備事業費の減額など、所要の補正をしようとするものであります。

1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正額は、2億492万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を32億9,673万円といたしました。

2ページをお開き願います。

歳出の目的別補正額は、第1表のとおりで、衛生費2億492万7,000円を減額いたしました。

また、歳入につきましては、分担金及び負担金1億6,436万1,000円、国庫支出金4,056万6,000円を減額いたしました。

なお、事務局長から補足説明させます。

次に、3ページをお開き願います。

議案第3号、令和6年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算(第2号)について、提案理由を申し上げます。

本案は、事業勘定において介護予防・生活支援サービス事業費について増額しようとするものであります。

事業勘定の歳入歳出予算の補正額は、3,794万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を168億9,790万円といたしました。

なお、事務局長から補足説明させます。以上であります。

議長(千田恭平君) 佐藤事務局長。

事務局長(佐藤正幸君) 議案第2号、令和6年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算(第3号)について、補足説明を申し上げます。

まず、歳出について説明いたします。

予算書の7ページをお開き願います。

3款3項6目施設整備費の一般廃棄物最終処分場整備事業費につきましては、事業の実施状況により不用額が生じる見込みであることから減額するものであります。

また、財源振替につきましては、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設等整備事業費に充当を見込んでおりました国の循環型社会形成推進交付金を減額したことによるものでございます。

次に、歳入につきましては、6ページとなりますが、1款2項負担金及び3款1項国庫補助金につきましては、説明した歳出に係るものであります。

次に、議案第3号、令和6年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算(第2号)に

ついて、補足説明を申し上げます。

まず、事業勘定の歳出について説明いたします。

予算書の12ページをお開き願います。

3款1項1目介護予防・生活支援サービス等事業費につきましては、介護サービスの利用が当初の見込みよりも多く見込まれることから増額するものであります。

次に、歳入について説明いたします。

戻りまして、10ページをお開き願います。

2款1項分担金から11ページの8款1項基金繰入金までは、説明いたしました歳出に係るものであります。

議案第2号及び議案第3号の補足説明は以上であります。

よろしく願い申し上げます。

議長（千田恭平君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千田恭平君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千田恭平君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

採決は個別に行います。

初めに、議案第2号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（千田恭平君） 起立満場。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（千田恭平君） 起立満場。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

議長（千田恭平君） 日程第9、議案第4号、令和7年度一関地区広域行政組合一般会計予算及び日程第10、議案第5号、令和7年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算、以上2件を一括議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

石川副管理者。

副管理者（石川隆明君） 議案第4号、令和7年度一関地区広域行政組合一般会計予算について、提案理由を申し上げます。

予算書の1ページを御覧願います。

本案は、一般会計予算について、歳入歳出予算の総額を33億541万8,000円と定めようとするものであります。

4ページを御覧願います。

目的別歳出額は、第1表のとおりで、議会費233万1,000円、総務費7,467万2,000円、衛生費32億1,168万8,000円、公債費672万7,000円、予備費1,000万円といたしました。

これを賄う財源といたしましては、2ページとなります。

分担金及び負担金27億5,459万4,000円、使用料及び手数料1億7,849万7,000円、国庫支出金1億6,301万5,000円、財産収入367万5,000円、寄附金1,000円、繰入金1億5,000万円、繰越金1,000円、諸収入5,563万5,000円を見込みました。

5ページを御覧願います。

第2表、継続費につきましては、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設等建設事業について、継続費を設定しようとするものであります。

6ページをお開き願います。

第3表、債務負担行為につきましては、環境影響評価事後調査、これは令和8年調査であります。この業務委託及びエネルギー回収型一般廃棄物処理施設等運営費について、期間及び限度額を定めようとするものであります。

また、戻りまして1ページとなります。

一時借入金の借入れの限度額は1億円といたしました。

なお、事務局長から補足説明させます。

次に、7ページを御覧願います。

議案第5号、令和7年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

本案は、介護保険事業に要する経費として、事業勘定につきましては歳入歳出予算の総額を166億283万6,000円、また、サービス勘定につきましては歳入歳出予算の総額を1,359万1,000円と定めようとするものであります。

事業勘定の歳入歳出予算の款項ごとの金額は8ページから10ページまで、サービス勘定の歳入歳出予算の款項ごとの金額は11ページ、それぞれ第1表のとおりであります。

また、戻りまして7ページとなります。

一時借入金の借入れの最高額は10億円といたしました。

なお、事務局長から補足説明させます。以上であります。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 議案第4号、令和7年度一関地区広域行政組合一般会計予算及び議案第5号、令和7年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算についての補足説明を申し上げます。

歳出については予算の概要で、歳入については予算書でそれぞれ一般会計、特別会計の順に説明を申し上げます。

まず、一般会計予算の歳出であります。予算の概要の14ページをお開き願います。

3款1項1目、生活環境対策費につきましては、各清掃センター周辺の住民の皆様との公害防止などに関する会議の開催のほか、施設周辺住民の多項目検診などを行うものであります。

3款1項1目、ごみ減量化対策費につきましては、ごみ収集カレンダー及びごみ分別徹底チラシの配布のほか、ごみ分別アプリの保守管理などを行うものであります。

15ページとなります。3款1項1目、一般廃棄物処理施設整備理解促進事業費につきましては、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設及び一般廃棄物最終処分場整備に対する理解の促進のため、広報紙の発行や説明会などを実施するものであります。

3款2項1目、火葬場管理費につきましては、釣山斎苑及び千厩斎苑の管理費であり、整備計画により火葬炉設備補修、高圧機器更新工事などを実施するものであります。

3款3項1目、ごみ焼却施設管理費及び16ページとなりますが、リサイクル施設等管理費につきましては、一関清掃センター及び大東清掃センターの整備計画により、燃焼設備等整備、破碎設備整備などを実施するものであります。

3款3項1目、ごみ収集運搬事業費につきましては一関清掃センター及び大東清掃センターにおける一般廃棄物収集運搬委託のほか、資源ごみについてはコンテナなどを利用して回収する実証事業を継続して実施するものであります。

17ページとなりますが、3款3項3目、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設等整備事業費につきましては、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設の整備費であり、環境影響評価事後調査、施設建設運営事業者の選定、敷地造成工事などを実施するものであります。

18ページとなりますが、3款3項3目、一般廃棄物最終処分場整備事業費につきましては、一般廃棄物最終処分場の整備費であり、文化財調査、立木伐採に必要な測量、緩衝緑地帯整備に必要な設計などを実施するものであります。

3款4項1目、し尿処理施設管理費につきましては、一関清掃センター及び川崎清掃センターの整備計画により、し尿処理施設の脱水機整備や高負荷脱窒素処理設備整備などを実施するものであります。

次に、介護保険特別会計の事業勘定の歳出であります。予算の概要の19ページをお開き願います。

1款3項1目、認定審査費につきましては、介護認定審査会について、委員報酬や主治医意見書作成料などを見込んだものであります。

20ページをお開き願います。

2款1項1目、介護サービス費は、要介護1から5の方が利用したサービスに対する給付であります。

2款1項2目、介護予防サービス費は、要支援1及び2の方が利用したサービスに対する給付であります。

3目、審査支払手数料は、介護報酬請求内容の審査や介護サービス事業者への支払業務に対する岩手県国民健康保険団体連合会への委託料であります。

4目、高額介護等サービス費は、同じ月に利用した介護サービス利用者の自己負担額が限度額を超えた場合に超えた分を給付するものであります。

5目、高額医療合算介護等サービス費は、同一世帯内で介護保険と医療保険の両方を利用し、自己負担の合算額が限度額を超えた場合に超えた分を給付するものであります。

6目、特定入所者介護サービス費は、介護保険施設などの居住費と食費が所得や資産に応じた自己負担額を超えた場合に超えた分を給付するものであります。

21ページとなります。

3款1項1目、介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、要支援1及び2の方や基本チェックリストにより生活機能の低下が見られた方を対象として実施するものであります。

サービスAは介護予防給付の基準緩和による短時間のサービスに対する給付であります。

次の一般介護予防等事業費につきましては、介護予防事業のうち訪問型サービス事業と通所型

サービス事業の一部、一般介護予防事業を構成市町へ委託して実施するものであります。

サービスBは住民ボランティア団体が行う生活支援サービスであり、サービスCは保健・医療の専門職が行う短期集中型予防サービスであります。

22ページをお開き願います。

3款2項1目、包括的支援事業費につきましては、介護予防ケアマネジメントや総合相談、権利擁護などの地域包括支援センターの運営を社会福祉法人などに委託して行うものであります。

次の任意事業につきましては、構成市町への委託により、家族介護者支援事業、配食・給食サービス事業などを実施するものであります。

次にサービス勘定の歳出であります。予算の概要の23ページをお開き願います。

1款1項1目、介護予防支援事業費につきましては、介護予防ケアプランの作成について、直営で2,152件、居宅介護支援事業所への委託分として418件を見込んだところであり、サービス調整、評価、給付管理などを行うものであります。

こちらについては、介護予防ケアプラン作成委託料に係る支払い方法を岩手県国民健康保険団体連合会において令和7年5月から見直し、これまで組合を通して居宅介護支援事業所へ支払われていた介護予防ケアプラン作成委託料について、岩手県国民健康保険団体連合会から直接、居宅介護支援事業所へ支払われることから、前年度比で1,836万8,000円、88.9%の減となったところであります。

次に、一般会計予算の歳入であります。予算書の14ページ、15ページをお開き願います。

1款1項分担金につきましては、均等割、人口割及び施設の利用割によるものであります。

2項負担金につきましては、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設及び一般廃棄物最終処分場の整備に係るごみ処理施設整備費負担金及び地方債の償還に係る負担金で、負担割合は人口割であります。

なお、構成市町ごとの分担金及び負担金の額並びに構成比は、一関市が25億7,514万6,000円で93.49%、平泉町が1億7,944万8,000円で6.51%であります。

16ページ、17ページをお開き願います。

3款1項国庫補助金につきましては、各清掃センターにおける排気ガスなどの放射能濃度測定に対する補助金及びエネルギー回収型一般廃棄物処理施設などの整備に対する補助金であります。

6款1項基金繰入金につきましては、一関清掃センター、大東清掃センター及び川崎清掃センターの補修工事や、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設及び一般廃棄物最終処分場の整備などのための財源とするものであります。

次に、介護保険特別会計の事業勘定の歳入であります。予算書の49ページをお開き願います。

1款保険料につきましては、令和6年度当初予算に比べ被保険者数は減少傾向にあるものの、所得段階の高い被保険者数が増えたことに伴い増額と見込んだところであり、

2款分担金につきましては、均等割、高齢者人口割及び介護給付などの実績割によるものであります。

なお、構成市町ごとの分担金の額及び構成比は、一関市が23億7,067万5,000円で93.98%、平泉町が1億5,191万7,000円で6.02%であります。

50ページをお開き願います。

4款国庫支出金から52ページ、6款県支出金までは、介護給付費などに係る国県支出金と支払基金交付金であります。

53ページとなりますが、8款1項介護給付費準備基金繰入金につきましては、介護保険料の年度間調整分の取り崩しであります。

次に、サービス勘定の歳入であります、予算書の76ページをお開き願います。

1款サービス収入につきましては、介護予防サービス計画費収入であり、介護予防ケアプラン作成2,570件、前年度比で4,185件の減と見込んだところであります。

なお、介護予防ケアプラン作成の大幅な減については、歳出で説明いたしました岩手県国民健康保険団体連合会の支払い方法の変更によるものであります。

議案第4号及び議案第5号の補足説明は以上であります。

よろしくお願ひ申し上げます。

議長（千田恭平君） これより質疑を行います。

なお、当初予算に係る議案の質疑時間は、質疑・答弁合わせて45分以内とします。

一問一答方式の場合は回数の制限は設けませんが、質疑にあつては答弁時間を考慮され、質疑されるようお願ひします。

9番、岩渕優君。

9番（岩渕優君） それでは、私のほうからは、議案第4号、令和7年度一関地区広域行政組合の一般会計予算についてから質疑をさせていただきます。

予算の概要の17ページであります、3款3項3目の施設整備費、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設等整備事業費であります、5億5,557万3,000円が計上されております。この中身でありますけれども、まず令和7年度は事業者選定アドバイザー業務委託の最終年度でありますけれども、業務内容、スケジュール等について伺います。

それから、事業者選定委員会の予算計上がされておりますが、公募から事業者決定までの具体的なスケジュールについて伺います。

それから、敷地造成工事費に予算計上がありますが、物価高騰の影響についてどのように反映をされているのか、また、検討しているのか、その辺についてお伺ひします。

1回目の質疑は以上であります。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） まず、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設等整備事業費についてであります、令和7年度の事業者選定アドバイザー業務委託、以下、本業務と申し上げますが、この内容につきましては、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設整備運営事業、以下、こちらは新処理施設等整備事業と申し上げますが、この事業者の決定に向けて事業者選定委員会に係る会議資料の作成、入札公告後の質疑対応や入札参加者の資格審査及びヒアリング、総合評価落札方式による制限付一般競争入札に関し入札価格を点数化する、いわゆる価格要素審査及び設計や事業内容の提案内容を点数化する、いわゆる非価格要素審査を行うための資料作成や審査補助であります。

また、事業者の決定後に締結する新処理施設等整備事業基本協定、建設工事請負契約及び運営業務委託契約の事務に係る支援などを予定しているところであります。

本業務は、新処理施設等整備事業を進める上での支援であることから、新処理施設等整備事業の主なスケジュールで申し上げますが、本年4月に新処理施設等整備事業の入札公告を行います。そこから11月にかけて資格審査申請書の受付や資格審査、基礎審査などを実施し、12月に落札者を決定した後、速やかに新処理施設等整備事業基本協定を締結する予定であります。

その後、令和8年1月に落札者と各契約の詳細協議を行い、2月に建設工事請負契約の仮契約の締結、3月に建設工事請負契約の本契約を締結することについて3月定例会で可決いただければ本契約となりまして、その後運營業務委託契約を締結するという予定がございます。その予定に合わせて支援をいただくというスケジュールとなっております。

次に、事業者選定委員会の具体的なスケジュールであります。令和7年度は事業者選定委員会を3回開催する予定であり、1回目は11月に開催し、4月から公募を行う入札参加者の基礎審査の結果を報告する予定であります。2回目は12月に開催し、入札参加者の提案内容を審査し、価格以外の要素を点数化する非価格要素審査と入札参加者からの入札価格を点数化する価格要素審査、この2つの審査からそれぞれの点数の合計で評価する総合評価落札方式により落札者を決定する予定であります。3回目は令和8年1月に開催し、事業者選定委員会のこれまでの協議内容や審査結果の公表内容の取りまとめなどを予定しているところであります。

次に、敷地造成工事費に係る物価高騰の影響についてであります。まず敷地造成工事費については、令和6年度当初予算において令和6年度から令和8年度までの3年間の継続費を設定したところであり、予算額は積算時点の令和5年度の設計単価を基に算出しており、後年度の物価上昇分は見込んでいないところであります。現時点で本工事に関し物価高騰の影響はないため、契約額の変更はしていないところであります。今後物価高騰により契約額の変更が必要となった場合は契約書に定めておりますので、その定めに基づき適切な対応を取っていくということになります。

議長（千田恭平君） 9番、岩淵優君。

9番（岩淵優君） 2回目の質疑でありますけれども、ただいま、るる御説明いただいた事業の財源内訳は、約30%弱が支出金で当てられておりますが、この支出金の引き当てられる事業の条件とか制約等はあるのかお伺いします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） すみません、確認してお答えをさせていただきたいと思っております。

議長（千田恭平君） 9番、岩淵優君。

9番（岩淵優君） 以上で私の質疑を終わります。

議長（千田恭平君） 次に進みます。

8番、那須勇君。

8番（那須勇君） それでは、私からは通告しておりました4件について質疑をいたします。

議案第4号、一般会計予算から、まず1つ目ですけれども、予算の概要14ページ、3款1項1目衛生総務費のごみ減量化対策費339万3,000円ですが、まずは廃棄物処理懇話会の開催がございます。今年度、令和6年度の懇話会の開催状況についてお伺いをいたします。

また、懇話会のメンバーについて、それから懇話会ではどのような話が出ているのか、具体的にお伺いをいたしますし、懇話会での話し合った内容が令和7年度の予算編成にどのように反映されているか、つながったかという点についてお伺いをいたします。

次に、ごみの収集日と分別方法等の周知の関係ですが、事業内容説明ではカレンダーとチラシの配布とあります。周知方法としてそれ以外、その下にアプリでの周知がありますが、さらにアプリ以外の周知方法についてお伺いをいたします。

そして、ごみ分別アプリの周知ですが、活用実績について把握できているのか、最新の利用状況、利用件数を聞きたいのですが、登録件数とか、アプリですからダウンロード数というのです

か、これについて現時点で把握している時点での数字をお伺いをいたします。

次はアプリの活用効果、これをどのように捉えているか、そして予算書23ページでも先ほど説明がありましたが、委託料については保守点検とありましたけれども、積算根拠についてお伺いをいたします。

2つ目は議案第5号、介護保険について、特別会計の事業勘定ですが、先ほど一般質問でも齋藤議員、沼倉議員からも介護サービス、介護保険についての一般質問がございましたが、私からは予算の概要の20ページ、2款1項1目の介護サービス費について、要介護者が利用したサービスに対して給付するというところで、令和5年度の要介護認定区分別、要介護1から5ですが、区分別に男女別の人数についてお伺いをいたしますし、令和6年度との比較はどのようになっているか、現時点で抑えている数字の比較をお伺いをいたします。

また、利用につきましての今後の見通しについてもお伺いをいたします。

そして、事業内容説明にあります地域密着型サービス費の内容ですが、地域密着、例えばどのようなサービスなのかをお伺いをいたしますし、財源内訳にその他の財源がありますが、その財源の内容についてお伺いをいたします。

3つ目は、予算の概要の20ページ、その下ですが、介護予防サービスの関係でございます。

要支援者が利用したサービスに対しても給付ということで、要支援1と2ということですが、これにつきましても先ほど同様、令和5年度の要支援認定区分別に男女別の人数についてお伺いをいたしますし、令和6年度との比較について現時点で抑えている数字との比較をお伺いいたしますし、同じく今後の見通しについてもお伺いをいたします。

4つ目ですが、介護保険特別会計のサービス勘定について、予算の概要23ページ、1款1項1目の介護予防支援事業費でございますが、これにつきましては予算の説明の際に先ほど事務局長からの説明でもいただきましたが、令和7年5月に事業内容、委託費の介護予防ケアプランの作成委託について見直すという説明がありましたが、もう一度、もう少し具体的に見直し内容についてお伺いをいたしますし、見直すことになった背景につきまして、もう一度詳しく御説明をお願いしたいと思います。

それから、事業内容説明にあります基本チェックリスト、このチェックの内容についてお伺いをいたしますし、介護予防ケアプラン作成までの流れ、それから介護予防ケアプラン作成の直営と委託の違いについてお伺いをいたしますし、委託料として175万円計上しておりますが、それ以外の歳出の内訳についてお伺いをいたします。

以上、よろしく願いいたします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） まず、ごみ減量化対策費についてであります。廃棄物処理懇話会、以下、懇話会と申し上げますが、これはごみ処理の適正化及び効率化の推進に関して意見や提言を求めするために設置しております。令和6年度は2月5日に開催し、15人の委員のうち8人の委員に出席いただき、コンテナ等回収実証事業の検証結果と今後のごみの収集方法について御意見や提言をいただいたところであります。

懇話会の委員につきましては、廃棄物処理懇話会設置要綱の規定に基づき、住民を代表する方、商工業に携わる方、公衆衛生連合会の会員である方、廃棄物に関して知識、経験を有する方から15人の方に委嘱し組織しているものであります。

これまでの懇話会では、新処理施設及び新最終処分場の整備について住民に対して丁寧な説明

を求める意見や、新処理施設が稼働した後のごみの分別及び出し方の方針について、スプレー缶やペットボトルの排出に当たって住民が排出しやすい方法の検討を求める意見など、廃棄物処理に係る様々な案件について委員から御意見や提言をいただいたところであります。

令和6年度の懇話会で出された意見が令和7年度の予算編成につながっているかとお尋ねでございますが、懇話会は廃棄物処理の課題について長期的な視点で御意見をいただくこととしており、意見を直接的に予算に反映させるものではございませんが、いただいた意見も参考にしながら予算編成を行っているところであります。

本年2月5日に開催した懇話会で出された主な意見は、令和6年度に実施したコンテナ等回収実証事業に係るもので、ごみ集積場所が狭い市街地で実施する場合の回収方法や収集運搬車の過度な負担とならない回収方法などを検討してほしいといった意見が出されたところであり、令和7年度のコンテナ等回収実証事業を実施するまでに検討し、反映できる意見については反映してまいりたいというように考えております。

次に、ごみの収集日と分別方法などの周知についてであります。当組合ではごみの減量化と資源化を図るために、年1回ごみ収集カレンダー及びごみ分別の徹底を啓発するチラシを管内の全世帯に配布しているほか、ごみ分別アプリ、組合ホームページ、ごみの分け方出し方テキスト、組合広報紙くらしの情報により、ごみの収集日と分別方法などの周知を行っております。

また、清掃センターの施設見学やごみの分別についての勉強会などを開催した際に、ごみ分別の啓発の取組として、ごみ分別の徹底を啓発するチラシを用いた説明や、問合せが多いごみの分け方、出し方についての説明などを行っているところであります。

次に、ごみ分別アプリについてであります。活用実績については、令和4年度以降の各年度の新規登録者数を申し上げますと、令和4年度は日本語版が4,130件、英語版が93件で合計4,223件、令和5年度は日本語版が3,783件、英語版が107件で合計3,890件、令和6年度は1月末現在で日本語版が3,218件、英語版が89件で合計3,307件であり、導入当初からの累計は1万9,070件となっております。新規登録者数の伸びは鈍化しているものの、登録者数は年々増加しているところであります。

ごみ分別アプリは、ごみ収集日や分別の注意点などを管内に居住する外国人を含めた全ての住民が場所や時間にかかわらず手軽に確認することができるため、ごみ分別アプリを活用することによりごみの減量化及び資源化に対する意識の浸透につながっているものと捉えているところであります。

ごみ減量化対策費の一般業務委託料の内訳については、ごみ収集カレンダー及びごみ分別周知啓発チラシの発送料が37万5,700円、ごみ分別アプリの保守管理業務委託料が79万2,000円となっております。

次に、介護サービス費であります。議員から令和5年度の要介護者認定数や認定区分別男女別ということでございましたが、申し訳ございません、ヒアリングの際に令和6年度というようにお聞きしてございましたので、令和6年度の数字で申し上げさせていただきます。

令和6年9月末時点での認定区分別男女別の要介護認定者数につきましては、要介護1の男性が680人、女性が1,296人、要介護2の男性が630人、女性が1,234人、要介護3の男性が403人、女性が866人、要介護4の男性が380人、女性が870人、要介護5の男性が268人、女性が677人、要介護認定者全体では男性が2,361人、女性が4,943人であり、全体で7,304人となっております。

次の、こちらにつきましても令和7年度の要介護認定者数の見込みと令和6年度と比較した増

減人数及び増減率でお答えをさせていただきたいと思えます。

要介護1の認定者数は、令和6年度が1,976人に対し令和7年度が2,072人で96人、4.9%の増、要介護2の認定者数は、令和6年度が1,864人に対して令和7年度が1,930人で66人、3.5%の増、要介護3の認定者数は、令和6年度が1,269人に対し令和7年度が1,270人で1人、0.1%の増、要介護4の認定者数は、令和6年度が1,250人に対して令和7年度が1,214人で36人、2.9%の減、要介護5の認定者数は、令和6年度が945人に対し令和7年度が1,072人で127人、13.4%の増であり、全体では令和6年度が7,304人に対して令和7年度が7,558人で254人、3.5%の増と見込んでいます。

次に、要介護認定者数の今後の見通しについてであります。第9期介護保険事業計画において令和8年度が7,631人、令和12年度が7,693人、令和17年度が7,433人、令和22年度が6,940人と見込んだところであります。

次に、地域密着型サービスの制度についてであります。地域密着型サービスは、高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で生活を継続できるようにするために平成18年度に創設されたサービスであり、当組合管内に住所がある方で要介護1から5のいずれかに認定された方が利用できるサービスであります。

地域密着型サービスを提供する事業所は、当組合管内に住所を有し、当組合により事業者の指定や監督を受けるものであります。地域密着型サービスの事業所は利用者のニーズに細かく対応できるよう小規模の施設でサービスを提供しているところであります。

次に、介護サービス費の財源のうち、その他財源の内訳及び金額についてであります。その他の内訳は支払基金交付金、繰入金、諸収入の3つを財源として見込んだものであり、具体的には歳入の5款1項1目介護給付費交付金が38億4,250万3,000円、8款1項1目介護給付費準備基金繰入金が1億2,559万4,000円、整理科目として10款3項1目第三者納付金が1,000円となっております。

次に、介護予防サービス費についてであります。こちらにつきましても令和6年度の数字で申し上げます。

令和6年9月末時点での認定区分別男女別の要支援認定者数については、要支援1の男性が431人、女性が890人、要支援2の男性が344人、女性が980人、要支援認定者全体では男性が775人、女性が1,870人であり、合計で2,645人となっております。

次に、令和7年度の要支援認定者数の見込みと令和6年度との比較した増減人数及び増減率につきましては、要支援1の認定者数は、令和6年度が1,321人に対し令和7年度が1,333人で12人、0.9%の増、要支援2の認定者数は、令和6年度が1,324人に対し令和7年度が1,397人で73人、5.5%の増であり、全体では令和6年度が2,645人に対し令和7年度が2,730人で85人、3.2%の増と見込んでいます。

次に、要支援認定者数の今後の見通しについてであります。第9期介護保険事業計画において令和8年度が2,746人、令和12年度が2,771人、令和17年度が2,677人、令和22年度が2,495人と見込んだところであります。

次に、介護予防支援事業費についてであります。介護予防支援に係る介護予防ケアプラン等作成委託料については、これまでは岩手県国民健康保険団体連合会から地域包括支援センターに支払われ、地域包括支援センターから指定居宅介護支援事業所へ支払っていたところであります。令和7年5月から岩手県国民健康保険団体連合会が地域包括支援センターを介さず直接、指

定居宅介護支援事業所に委託料を支払うことができるように見直されたものであります。

この委託料の支払い方法が見直しされた背景については、岩手県国民健康保険団体連合会が地域包括支援センターの事務負担軽減のため支払い方法を見直したというものであります。

続きまして、基本チェックリストについてであります。基本チェックリストとは、介護支援専門員が介護予防ケアプランを作成する前に日常生活に必要な機能が低下していないかを確認するために使用する25項目からなる質問票のことです。

チェック項目の内訳は、日用品の買物をしているかなどの日常生活関連動作についてが5項目、何もつかまらずに立ち上がっているかなどの運動器機能についてが5項目、6か月間で体重減少があったのかなどの低栄養状態かどうかについてが2項目、口の渇きが気になるかなどの口腔機能についてが3項目、週1回以上外出しているかなどの閉じこもりについてが2項目、今日が何月何日か分からないときがあるかなどの認知機能についてが3項目、毎日の生活に充実感がないと感じているかなどの鬱についてが5項目となっております。

次に、介護予防ケアプラン等作成までの流れについてであります。介護予防ケアプランとは、要支援1、もしくは2と認定された方、または基本チェックリストにより事業対象者となった方が介護サービスを利用するために介護支援専門員が作成する計画のことです。

介護予防ケアプランの作成については、認定結果により居宅介護サービスを利用したい方が地域包括支援センターに相談し、介護予防ケアプランの作成に係る契約を地域包括支援センターと締結することとなります。

その後、介護支援専門員が契約者の状態を把握し、契約者本人などと相談しながら介護予防ケアプランを作成し、介護予防サービス事業者は作成されたケアプランを基に介護予防サービスを提供することとなります。

次に、介護予防ケアプラン等の作成に係る業務委託についてであります。指定介護予防支援の業務は介護保険法の規定により、その一部を外部の居宅介護支援事業所へ委託できることとされております。

当組合の2つの地域包括支援センターにおいても、指定介護予防支援事業所の業務のほかには地域包括支援センターの業務として高齢者の虐待に関する相談支援、成年後見制度の利用促進に関する支援、地域の介護支援専門員、いわゆるケアマネージャーに対する相談及び助言、そのほか高齢者に関する総合的な相談支援という役回りを担っているところであります。

国では、地域包括支援センターにおける指定介護予防支援の業務負担が大きいと捉えており、負担軽減策として本年度から指定介護予防支援事業の指定拡大を行うなど、外部の居宅介護支援事業所への委託だけでなく、居宅介護支援事業所が直接担当しやすくするための環境整備を進めており、地域包括支援センターの業務が円滑に行えるような施策を展開していることから、当組合においても国の動きに合わせ、指定介護予防支援の指定拡大と外部委託を進めているところであります。

次に、介護予防支援事業費における委託料以外の内訳についてであります。役務費と負担金となっており、具体的には介護予防支援業務に係る相談業務や連絡調整などの電話料金、地域包括支援センターが事務室として一関市から借り受けている市役所本庁及び千厩支所の庁舎使用料であります。

議長（千田恭平君） 8番、那須勇君。

8番（那須勇君） それでは、順次再質疑をさせていただきます。

まず、ごみ減量化対策費につきまして、冒頭に、令和7年度の施策の推進方針の中で佐藤管理者から、リサイクルや分別についてしっかり周知していく旨のお話もありました。これにつきましては引き続き、ただ単にチラシを出す、行政からどうのこうのではなくて、積極的にこの分別についての周知を今後ともしていただきたいというように思います。

そうした上で、アプリの活用についてですが、もちろん私もアプリ活用につきましてはスマホ上で確認しておりました。非常に見やすい、利用しやすいものだというように思っておりますが、懇話会の話もありましたが、このアプリ活用の分につきましては令和7年度から実施しているように聞いておりますけれども、この活用につきましてはこの懇話会で出された意見だったのか、その懇話会での話が導入のきっかけになったのか、その辺をお伺いいたします。

議長（千田恭平君） 菅原事務局次長一関清掃センター所長。

事務局次長兼一関清掃センター所長（菅原彰君） ごみ分別アプリの導入に至った経緯ですけれども、ごみの減量化及び資源化のさらなる促進を図るため、令和元年9月に構成市町である一関市と平泉町がごみの分別方法などを手軽に確認できるよう導入したアプリで、そのアプリを令和2年度から当組合で引き継ぎ活用しているものでございます。

議長（千田恭平君） 8番、那須勇君。

8番（那須勇君） それでは、要介護支援と要介護の関係でございますが、認定者数の推移について事務局からお話をいただきました。私も最初の質疑の中では令和5年度までの話をしてしまいましたが、いずれ推移としては増えていくというような感覚でよいのか、先ほど事務局のお話では要介護4で減る時期もあるということですが、これも先ほど沼倉議員の質問の中で佐藤管理者からお話がありました。認定につきましては、令和12年度まで増加していく傾向だということで第9期介護保険事業計画の中でそのように見込んでいるというお話がありました。いずれこれについては、令和12年度までは増加していくという状況は、高齢者が増えていくという状況の中だと思いますけれども、やはりどこかで減っていく状態があるかと思いますが、令和12年度以降について減る時期の見通しまで立っているのかお伺いをいたします。

議長（千田恭平君） 千葉事務局次長兼介護保険課長。

事務局次長兼介護保険課長（千葉信子君） 介護サービス費の増加については、後期高齢者の人口のピークを令和12年と見込んでいるところですが、介護サービス費のピークについても同様の状況と見込んでいるところでございます。

議長（千田恭平君） 8番、那須勇君。

8番（那須勇君） 増加の傾向はよいのですが、減少していく時期というのは把握されているのかという質疑です。

議長（千田恭平君） 千葉事務局次長兼介護保険課長。

事務局次長兼介護保険課長（千葉信子君） ピークを過ぎてから緩やかに減少していくものと予測しているところでございます。

議長（千田恭平君） 8番、那須勇君。

8番（那須勇君） いずれ、この認定者の推計によって今後介護計画というのが進められるというように思いますので、その辺の実態も把握しながら今後ともよろしくお願ひしたいというように思います。

そうした上で、これも午前中の齋藤議員からの一般質問でもありましたが、第9期介護保険事業計画、令和6年度から令和8年度までの計画期間の中で、介護予防日常生活圏域のニーズの調

査、そして在宅介護の実態調査、これをしながらの計画というお話もありました。ちなみにこの調査は、令和4年10月1日で調査しているようですけれども、この調査というのは毎年行われるものでしょうか、教えてください。

議長（千田恭平君） 千葉事務局次長兼介護保険課長。

事務局次長兼介護保険課長（千葉信子君） 日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査につきましては、本調査については当組合が3年に一度、介護保険事業計画を策定する前年度に行っているものでございます。

議長（千田恭平君） 8番、那須勇君。

8番（那須勇君） そうすると、前回の調査が令和4年ですから、今年度が調査の年でしょうか、確認します。

議長（千田恭平君） 千葉事務局次長兼介護保険課長。

事務局次長兼介護保険課長（千葉信子君） 第10期の介護保険事業計画の策定が令和8年度になりますので、本調査につきましては令和7年度に行う予定となっております。

議長（千田恭平君） 8番、那須勇君。

8番（那須勇君） それではその点での確認でございますが、そうすると、この調査につきましてはこの予算編成のどこで予算化しているのか、最後に確認させてください。

議長（千田恭平君） 千葉事務局次長兼介護保険課長。

事務局次長兼介護保険課長（千葉信子君） 本調査に係る令和7年度予算につきましては、1款1項1目総務管理費の一般事務費におきまして、11節役務費の通信運搬費として、調査票の送付や回答の返信に係る郵便料を211万2,000円、それから12節委託料に調査票の作成、集計、分析などに係る業務委託料を262万9,000円計上しているところでございます。

議長（千田恭平君） 那須勇君の質疑を終わります。

先ほどの岩淵優君の質疑の答弁に関し、吉田事務局次長兼総務管理課長より発言の申出がありましたので、この際これを許します。

吉田事務局次長兼総務管理課長。

事務局次長兼総務管理課長（吉田健君） 先ほど岩淵優議員からの御質問で、事業者選定アドバイザー業務の財源についての御質問がございました。財源につきましては、循環型社会形成推進交付金が3分の1当てられることとなっております。このアドバイザー業務自体がこの交付金の対象事業となっておりますので、特に制限というのはなく、事業費の3分の1が財源として見られるというように考えているところでございます。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13番（沼倉憲二君） それでは、議案第4号について何点か質疑を行います。

まず、予算の概要の15ページ、3款3項1目のごみ焼却施設管理費についてお伺いします。

この中で一関清掃センター、その他の維持管理経費が1億2,000万円ほど計上になっておりますけれども、多分同じような業務を行っているのではないかと思いますけれども、それに比べて大東清掃センターが1億円ほど維持管理費が多いという予算が計上されておりますけれども、その大きな違いについて、理由をお伺いします。

それから、予算の概要の17ページの3款3項3目のエネルギー回収型一般廃棄物処理施設等整備事業費について、先ほど岩淵優議員が質疑されておりましたけれども、私はこの中で1点、今回の450億円の大規模な施工業者、あるいは事業者を選ぶこの事業者選定委員会5人の予算とし

て51万8,000円が計上されておりますけれども、この5人の委員の選考基準、あるいは専門性、それから職責はどのように考えているのかお伺いします。

それから、予算の概要の18ページの一般廃棄物最終処分場整備事業費の関係ですけれども、1億4,000万円ほど計上されておりますけれども、文化財の調査、立木伐採、緩衝緑地帯の整備につきましては、先ほどの一般質問の答弁によりまして内容が分かりましたので、割愛をしたいと思います。

引き続き、議案第5号の介護保険について1点だけお伺いします。

予算の概要の21ページの3款2項1目に包括的支援等事業費の中で、会計年度任用職員給与費11人分で4,700万円ほどが計上されております。中身を見ますと、介護予防支援員が3人、生活支援コーディネーターが6人、さらに認知症地域支援推進員が2人という11名が予算に計上されておりますけれども、これはどのような人になるのか、その資格要件と勤務内容、それから待遇についてお伺いします。

以上です。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） まず、ごみ焼却施設管理費についてであります。一関清掃センター及び大東清掃センターのその他の維持管理経費の金額が違う主な理由については、一関清掃センターはストーカ方式の焼却炉のため、焼却に伴い発生する残渣のうち薬品処理が必要なばいじん、いわゆる飛灰の量が1割程度であるのに対し、大東清掃センターは流動床方式の焼却炉のため、焼却に伴い発生する残渣は全量が飛灰となることから、大東清掃センターのほうが飛灰の処理などに使用する薬品の購入に係る経費が多いためであります。

また、大東清掃センターの焼却施設は、一関清掃センターの焼却施設より18年後に建設された施設であります。建設当時の法令などによる環境基準が一関清掃センターの焼却施設建設時よりも厳しくなっているため、焼却施設からの排ガスやダイオキシンに係る環境対策のための機器の設置数が一関清掃センターより多いため、電気使用量や機器の点検委託料などの経費が多くなっているためであります。

次に、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設等整備事業費についてであります。エネルギー回収型一般廃棄物処理施設等整備運営事業者選定委員会、以下、事業者選定委員会と申し上げますが、これはエネルギー回収型一般廃棄物処理施設等整備運営事業者選定委員会設置要綱により、委員10人以内をもって組織することとしており、現在は外部有識者が3人、構成市町の職員が4人、当組合の職員が1人の計8人で構成しております。

外部有識者については、地域の廃棄物処理についての見識を有していることや廃棄物処理施設の設備運営に関する専門的な知識を有していること、設計、建設及び運営を一括で発注するDBO方式での発注となることから、契約に関して法律の知識を有していることなどを考慮し委嘱したところであります。

外部有識者3人のそれぞれの専門については、1人目は一関工業高等専門学校未来創造工学科、科学・バイオ系の教授であります。

この方は地元の一関工業高等専門学校の教授であることや、現在、当組合がごみ処理の適正化及び効率化の推進に関して意見や提言を求めるために設置している廃棄物処理懇話会の会長も努めていただいております。地域の廃棄物処理についての広い見識を有しているため適任と判断し、委嘱したところであります。

2人目は公益社団法人全国都市清掃会議の技術部長であります。

当該法人は、地方公共団体が行う廃棄物処理事業の効率的な運営及び技術の改善のため、調査、研究、情報管理などを行い、住民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、公益の推進に寄与することを目的とした法人であります。

この方は当該法人の技術部長として、多種多様な機器や装置が幾つも組み合わせり、1つの大きな性能を発揮する機械設備、いわゆるプラントにおける最新技術や性能に対する知識を有し、当組合で行うDBO方式で既に事業を行っている他の地方公共団体の施設整備や運営状況を熟知していることから適任と判断し、委嘱したところであります。

3人目は西村あさひ法律事務所・外国法人共同事業所属の弁護士であります。

この方は法律の専門家として契約関係書類のチェックが行えることに加え、特別目的会社や特定共同企業体の設立などにおける知識を有しており、他の地方公共団体の事業者選定委員会の委員を経験した実績があることから適任と判断し、委嘱をしたところであります。

事業者選定委員会の職責については、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備運営事業者、以下、事業者と申し上げますが、これを公正かつ公平に選定することであり、それぞれの専門分野からの視点で事業者の適切な選定のため、4月に予定している要求水準書などの入札公告書類の内容についても審議をいただいているところであり、引き続き助言をいただきたいと考えております。

なお、外部有識者の出席旅費などの予算については、現在の委員である3人分のほか、今後の事業者の選定を進める上で他の有識者からの助言が必要となった場合に備え2人分を見込み、計5人分として予算計上したところであります。

続きまして、包括的支援等事業費についてであります。当組合では会計年度任用職員として介護予防支援員、生活支援コーディネーター、認知症地域支援推進員の3職種11人を雇用し、介護保険に関わる業務を行っているところであります。

まず、介護予防支援員は一関西部地域包括支援センターに2人、一関東部地域包括支援センターに1人の計3人を配置しており、資格要件として、介護支援専門員や社会福祉士、保健師など医療、または福祉に関する知識、技能及び経験を有する者としております。

業務内容は、要介護度が要支援1、もしくは2と認定された方、または基本チェックリストにより介護予防生活支援サービス事業対象者となった方と面接し、介護予防ケアプランの作成やサービス事業所などの関係機関と連絡調整を行う介護予防ケアマネジメントであります。

次に、生活支援コーディネーターは、一関市長寿社会課に5人、平泉町保健センターに1人の計6人を配置しており、資格や経験の有無は要件とはしていないところであります。

業務内容は、高齢者が日常生活で必要とするサービスの把握や地域課題の収集、地域資源の発掘、地域における生活上の課題に関する話し合いへの参加や支援などであります。

次に、認知症地域支援推進員は一関西部地域包括支援センター、一関東部地域包括支援センターともに1人の計2人を配置しており、資格要件として看護師や介護福祉士、介護支援専門員など認知症の医療や介護における専門知識と経験を有する者としております。

業務内容は、認知症の正しい理解や認知症の方への対応に係る正しい知識を普及し、地域の見守りを促進するために行う認知症サポーター養成講座の開催支援や、認知症の方やその家族が地域の住民や専門職の職員の方と相互に情報共有し合うための集いの場である認知症カフェを開催するための支援を行うほか、認知症の方やその家族への相談支援などであります。

これら会計年度任用職員の待遇につきましては、地方公務員法や会計年度任用職員の給与等に関する条例でその例によることとしている一関市会計年度任用職員の給与等に関する条例などの規定に基づき運用しているところであり、雇用期間は1年とし、従前の勤務実績に基づく能力の評価により再度の任用を2回まで行うことができるとしております。

報酬は職務の特殊性や専門性を考慮した額となっているほか、賞与や通勤手当などを支給しております。また、勤務年数などに応じて年次有給休暇を付与しているところでもあります。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13番（沼倉憲二君） それでは、再質疑しますけれども、先ほどの清掃センターの維持管理費の違いについては、基準が違うのでどうしても大東清掃センターのほうは厳しくなっているので費用がかかるということで理解しました。

それから次に、事業者選定委員会の5人の委員の関係についてお伺いしますけれども、最終的にこの5人の委員、職員等を含めて10人ですか、その皆さんが一括受注する業者を選定すると、大変重要な職責ではないかと思えますけれども、そのように捉えて委員を見てよろしいものかどうかお伺いします。

議長（千田恭平君） 吉田事務局次長兼総務管理課長。

事務局次長兼総務管理課長（吉田健君） 事業者選定委員会につきましては、そのとおり、この委員会の中で事業者を選定することになりますので、この8名の委員の中で選定を進めるということに理解していただければと思います。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13番（沼倉憲二君） 特にハード面での関係についてお伺いしますけれども、ハード面の大きなものは、プラントメーカーの評価が大きく左右する要因になると思えますけれども、先ほど説明を受けた中では、学問的な視点での専門性はあるようですけれども、そういう焼却施設としての評価を客観的にするような委員は、どのような方をお願いする予定でいるのかお伺いします。

議長（千田恭平君） 吉田事務局次長兼総務管理課長。

事務局次長兼総務管理課長（吉田健君） 事業者選定委員会については、既に今年度は4回開催しております、外部委員3名を委嘱しているところでございます。そのうち、そうしたプラントの専門家ということでお願いしているのが、公益社団法人全国都市清掃会議の技術部長をされている方を委嘱しているところです。こちらの方については、他自治体でもこうしたDBOについての事業の委員をされているということがございますし、その全国都市清掃会議の中での技術部長ということで、このプラントの最新技術や性能に関して知識を有しているということをお願いしているところでございます。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13番（沼倉憲二君） その辺は問題ないというようなお話しですけれども、できれば先ほど申し上げましたように、このプラントがハード面の大きなウエートを占めている。したがって、セカンドオピニオンを委嘱するような考えはないでしょうか。

議長（千田恭平君） 吉田事務局次長兼総務管理課長。

事務局次長兼総務管理課長（吉田健君） 現在、この事業者選定委員会につきましては外部委員を3名委嘱しております、専門性については先ほど御説明したとおりです。そのほか、予算としては5名分の予算を確保してございまして、選定を進める上で、そうしたセカンドオピニオンになるのか、あるいは別な技術面での専門家が必要になるのか、そういったことが出てきた場合には

そうした対応もできるというように考えてございます。現在のところ、具体的に新たな委員を委嘱するという事は予定としてはございません。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13 番（沼倉憲二君） その辺の客観性というか、妥当性を担保する意味でも、セカンドオピニオン、あるいはサードオピニオンでもよいですから、その辺が一番、後々、プラントの関係が大きな意味を持ちますので、ひとつ取組をお願いできればと思います。

それから、次に介護保険についてお伺いします。

先ほど資格要件を含めて説明がありましたけれども、私も幾らかそういう現場にいた者として非常に専門性を持った方というのは法律に基づいて権限が強いものですが、そういう人に対する待遇というのをしっかりやらないと、なかなか今そういう専門の方が確保できないと、保健師や看護師、社会福祉士ですとか、そういうのは先ほど一関市の基準によるという説明がありましたけれども、その辺、やはりこういう専門性の高い職員を確保する意味で、一関市の基準ではなくて、もっと充実しながら待遇を高めていく必要があると思います。

それから、こういう仕事は経験が大きな意味を持つと思うのです。先ほど聞いてみると1年、2年で更新して、2回まで更新を妨げないという訳ですが、そういうキャリアアップを、経験豊かな人材の確保という視点についてはどのように対応されているかお伺いします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 待遇についてということでありまして、議員おっしゃるとおり、人材の確保という面では待遇という部分は非常に考慮すべきものというようには考えてございます。

ただ、我々が求めている社会福祉士、保健師、介護支援専門員とか、そういう有資格者にあつては、組合だけではなく構成市町でもそういう有資格者を求めている職種もございまして。そういう中で圏域、一関市、平泉町、広域行政組合というような視点で見た場合には、やはり組合の待遇を上げるということは構成市町の人材確保についても影響というものも考えられるのではないかと、ところで、構成市町の対応とも足並みをそろえていくという必要はあるのかというような認識はしてございます。

また、雇用の関係について、雇用期間は1年で再度任用2回までということではありますが、再度任用2回が切れた場合は改めて公募という形で広く募集をさせていただいております。そういう中で、これまでのキャリアを生かした中で再度応募していただく方も多々ございまして、そういう中で引き続きこの業務を担っていただいているという方もたくさんあるところでございます。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13 番（沼倉憲二君） 待遇面については、ほかの市町との足並みをそろえるというようなお話しですが、この関係が組合の議案だけではなくて一関市議会でも専門職の確保をめぐっては大きなネックになっているのです。したがって、やはりこういう介護の最前線で専門職を生かしてもらうためには、やはり国段階でも今加算という、確保が難しい業種は加算を考えるという状況のようですが、その辺は前向きに取組をお願いできればと思います。

それから、この3職種、3つの専門職がありますけれども、こういう皆さんは民間の法人等にはこれと同じような職種の方は配置されていないのでしょうか、お伺いします。

議長（千田恭平君） 小野寺一関西部地域包括支援センター所長。

一関西部地域包括支援センター所長（小野寺久美君） まず、介護予防支援員ですが、委託の

地域包括支援センターにも介護予防支援員として仕事をしていらっしゃる方がおります。さくらまち地域包括支援センター、あとはしぶたみ地域包括支援センター、はないずみ地域包括支援センターのほうにその職種が配置、採用されてございます。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13番（沼倉憲二君） そういう専門職の方がいらっしゃる。

そこでお伺いしたいのは、今言った民間法人の皆さんは雇用期間をずっと継続できる。したがって、確実にキャリアアップできるのですけれども、この組合の任期付職員は今言ったように1年、2年で雇用が切れて、また再度公募して応募しなければ駄目だというようなことで、結果として何年か継続することもあるかと思いますが、その辺はどうしても民間との対応の差が出てきて、それがそういう職種の皆さんがなかなか組合のほうを望まない要因だと思いますけれども、その辺の対応について、組合ではどのように捉えて対応を考えているかお伺いします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 会計年度任用職員の対応ということではありますが、広域行政組合も地方自治体の一つであります。任用に関する規程、規則なり、そういう定めがありますことから、それに倣った任用、定められている形での運用という形にならざるを得ないというような状況であります。

議長（千田恭平君） 沼倉憲二君の質疑を終わります。

2番、千葉栄生君。

2番（千葉栄生君） 私からも、議案第4号について質問させていただきます。

予算の概要15ページ、3款1項1目衛生総務費、一般廃棄物処理施設理解促進事業費について質問させていただきます。

各施設整備に対する理解の促進の中に説明会と広報とありますが、その具体の計画についてお伺いいたします。

以上です。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 一般廃棄物処理施設整備理解促進事業費についてであります。予算計上した項目の内容ということでお話をさせていただきますが、令和7年度は各施設整備の理解促進のための取組として、具体的な工事などの説明会の開催、組合広報紙くらしの情報の発行、また、建設予定地周辺住民などからの要請に応じて説明に出向いたり、資料の提供を行うことなどを予定しております。そのために必要とする説明会の会場の借上料や広報紙の印刷製本費、配送委託料などの経費を見込んで計上しているところであります。

議長（千田恭平君） 2番、千葉栄生君。

2番（千葉栄生君） その説明会の回数は何回ぐらいを想定されているのか、そしてその説明会の持ち方をどのように考えているのかお伺いいたします。

議長（千田恭平君） 吉田事務局次長兼総務管理課長。

事務局次長兼総務管理課長（吉田健君） 説明会の回数、または説明会の持ち方については、現時点で何回やって、どういう範囲の説明会をやるかというところまで決めているものではございません。地元なり地域と話をしながら、そのあたりは決めていければよいかというように考えているところでございます。

議長（千田恭平君） 2番、千葉栄生君。

2 番（千葉栄生君） 確かに説明会は不安に思っている方々がいるというところで、ぜひ説明会を持ってほしいというものには応じていただきたいと思います。

それで、この理解促進事業ですが、これはずっと続けてきている中でこの促進事業の進捗をどのように捉えているのかお伺いいたします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） これまで施設整備について、説明会や様々な現在の施設を見ていただいたり、そういうことで施設整備について理解をしていただくための取組をしてまいりました。

そういう中で、説明会で様々な御意見をいただいて、それにお答えするような形で、不安の低減や解消につながるようなものはないかというようなことを説明し、理解をいただくように努めてきたところであります。現在の状況をお話しすれば、両焼却施設、最終処分場とも用地の取得に至り、施設の整備に入ることが可能な状況になっているということでもありますので、その取組については理解をいただきながら進めてこれたということと考えてございます。

議長（千田恭平君） 2番、千葉栄生君。

2 番（千葉栄生君） 両施設とも理解を得て進められてきたと捉えているという答弁がございましたけれども、特にも最終処分場のほうは、私たちは理解促進が進んでいないというように捉えているわけですが、何をもちいて最終処分場のほうは理解が進んでいると捉えているのかお伺いいたします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） これについては、先ほど何をもちいてというところは非常に難しいというようなお話のやり取りがあったところであります。一つの例として、先ほどの署名のお話をさせていただきましたが、そのような形もございます。あとは様々な説明会なり、地権者から契約をいただく際のお話などもいただいた中で、そのような理解をいただいている状況と判断してよいような場面も多々ございましたので、そのように捉えているところであります。

議長（千田恭平君） 2番、千葉栄生君。

2 番（千葉栄生君） 私たちは理解が進んでいないというように理解しておりますので、この施設整備が着々と進んでいくこと、この予算に対して賛成することはしかねると申し上げて私の質疑を終わります。

議長（千田恭平君） 千葉栄生君の質疑を終わります。

質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千田恭平君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

採決は個別に行います。

初めに、議案第4号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（千田恭平君） 起立多数。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、本案賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(千田恭平君) 起立満場。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

議長(千田恭平君) 日程第11、発委第1号、一関地区広域行政組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

沼倉議会運営委員長。

議会運営委員長(沼倉憲二君) 発委第1号、一関地区広域行政組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、議会運営委員会委員長の沼倉憲二であります。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以下、番号利用法と申します。及び刑法が改正されたことなどから、所要の改正をするものであります。

まず、番号利用法の改正につきましては、同法第2条に第8項が新たに追加されたことに伴い、条例中で引用している項番号を改正するものであります。

次に、刑法の改正につきましては、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されたことから、条例中の懲役を改正しようとするものであります。

別紙を御覧願います。

引用する項番号の繰下げにつきましては、1ページ、第2条第10項及び2ページ上段、第12条第5項の表中の改正であります。

拘禁刑の創設につきましては、6ページ、第51条から第53条中、懲役を拘禁刑に改正するものであります。

なお、その他の改正につきましては、全国市議会議長会の参考例の改正を踏まえ、文言の整理を行うものであります。

附則であります。この条例は令和7年4月1日から施行するものでありますが、刑法の改正に係る第51条から第53条に当たっては令和7年6月1日からとするものであります。

また、経過措置として、この条例の施行前にしていた行為の処罰については、なお従前の例によるものとしてあります。

説明は以上であります。

議員各位の御賛同をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長(千田恭平君) これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(千田恭平君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(千田恭平君) 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

発委第1号、本案賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(千田恭平君) 起立満場。

よって、発委第1号は、原案のとおり可決されました。

議長(千田恭平君) 先ほどの沼倉憲二君の質疑の答弁に対し、小野寺一関西部地域包括支援センター所長より発言訂正の申出がありましたので、この際これを許します。

小野寺一関西部地域包括支援センター所長。

一関西部地域包括支援センター所長(小野寺久美君) 先ほどの沼倉議員の答弁で間違いがありましたので、訂正をいたします。

はないずみ地域包括支援センターと申し上げましたが、ふじさわ地域包括支援センターの誤りでした。訂正をいたします。

議長(千田恭平君) 以上で、議事日程の全部を議了しました。

議長(千田恭平君) 管理者より発言の申出がありますので、これを許します。

佐藤管理者。

管理者(佐藤善仁君) 第58回一関地区広域行政組合議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、令和7年度予算及び各議案につきまして、慎重なる御審議を賜りました。本日、ここに御承認をいただきましたことに対しまして、心から感謝を申し上げます。

本定例会で賜りました一般廃棄物処理、介護保険事業に対する御意見、御提言につきましては、一関市及び平泉町との連携を一層図りながら、今後の組合運営に活かしてまいりたいと考えております。

今後とも、議員各位の一層の御指導、御支援を賜りますようお願いを申し上げまして、第58回定例会の閉会に当たりましての御礼の御挨拶とさせていただきます。

議長(千田恭平君) 第58回定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会では、条例の一部改正や令和7年度一般会計及び介護保険特別会計予算、委員会発議案が付議され、終始慎重かつ活発な審議をいただき、全ての議案が議了いたしました。これもひとえに、議員各位の御協力と、管理者をはじめ職員の皆様の誠意ある対応によるものと感謝申し上げます。

定例会の冒頭に管理者より令和7年度施策の推進方針の表明がなされたところであります。

衛生事務については、重点事業である新処理施設、新リサイクル施設及び新最終処分場の整備に向けて具体的に取組などが示されたところであります。

事業実施に当たっては、地域住民の皆様はもちろんのこと、市民、町民の皆様に対し丁寧に説明を行い、御理解、御協力をいただきながら事業の推進を図られるようお願いをいたします。

介護保険事業については、後期高齢者の増加などに伴う課題解決に向け、構成市町と密接に連携を図り、持続的な事業運営に努めるとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていることができるよう、第9期介護保険事業計画の着実な推進を念頭いたします。

また、本日の一般質問及び議案質疑において、各議員から開陳された意見等につきましては、今後の広域行政組合の運営に反映され、さらなる充実強化を図られるよう望むものであります。

当議会といたしましても、一関市及び平泉町の住民の福祉増進のため、当組合執行部とともに力を尽くしてまいり所存でありますので、住民の皆様の一層の御理解、御協力をお願い申し上げます。

なお、提出された請願書については、本日設置した請願審査特別委員会にて慎重審議されることを期待します。

結びに、今定例会の運営に御協力を賜りました議員各位、管理者、監査委員及び職員の皆様に衷心より感謝を申し上げまして、閉会に当たっての挨拶といたします。

議長（千田恭平君） 以上をもって、第58回一関地区広域行政組合議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

閉会 午後 5 時35分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

一関地区広域行政組合議会議長 千 田 恭 平

一関地区広域行政組合議会議員 菅 原 行 奈

一関地区広域行政組合議会議員 沼 倉 憲 二